

第百五十九回
国会

参議院イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃
事態等への対処に関する特別委員会会議録第十八号

平成十六年六月十四日(月曜日)
午前九時開会

委員の異動

六月十一日

辞任

神本美恵子君
遠山 清彦君

補欠選任

岡崎トミ子君
山本 香苗君

六月十四日

辞任

愛知 治郎君
有村 治子君
田浦 直君
中原 爽君
岡崎トミ子君
辻 泰弘君
森 ゆうこ君
井上 哲士君

補欠選任

福島啓史郎君
松山 政司君
加治屋義人君
狩野 安君
平野 貞夫君
羽田雄一郎君
大江 康弘君
吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

清水 達雄君

田村 公平君

常田 享詳君

舩添 要一君

山内 俊夫君

齋藤 勁君

若林 秀樹君

高野 博郎君

小泉 親司君

委員

有村 治子君

大野つや子君

加治屋義人君

狩野 安君

衆議院議員

修正案提出者

久間 章生君

修正案提出者 前原 誠司君

国務大臣

内閣総理大臣

外務大臣

国務大臣

(内閣官房長官)

国務大臣

(防衛庁長官)

国務大臣

内閣官房副長官

内閣官房副長官

副大臣

外務副大臣

大臣政務官

防衛庁長官政務官

外務大臣政務官

政府特別補佐人

内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

防衛庁防衛局長

防衛施設庁施設部長

法務大臣官房審議官

外務省総合外交政策局長

増田 好平君

大石 利雄君

飯原 一樹君

戸田 量弘君

河村 博君

面田 恒夫君

外務省総合外交政策局長 荒木喜代志君

協力部ジュネー プ条約本部長

外務省北米局長 海老原 紳君

外務省中東アフ リカ局長 堂道 秀明君

外務省条約局長 林 景一君

国土交通省道路局長 佐藤 信秋君

本日の会議に付した案件

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)の締結について承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書II）の締結について承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（清水達雄君） ただいまからイラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十一日、神本美恵子君及び遠山清彦君が委員を辞任され、その補欠として岡崎トミ子君及び山本香苗君が選任されました。

○委員長（清水達雄君） 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案外九案件を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○池口修次君 民主党・新緑風会の池口でございます。

今日、三十分質問の時間をいただきましたので、その中でいろいろ質問させていただきたいというふうに思いますが、今のこのイラク事態の最新の話題ということであれば、多国籍軍の参加をするかどうかという話題であるというふうに思っております。ただ、今日午後、総理がお入りになって多分集中して審議がされるというふうな想像をしておりますので、私の方はこの点は質問をしないつもりでございます。

ただ、私の意見だけちょっと申し述べさせていただきます。新聞等マスコミの報道によりますと、この多国籍軍の派遣をイラク特措法の政令を変更して閣議で近いうちに決めるというふうな報道がされております。私は、これは二つの点で大変大きな問題を抱えているというふうな思っております。

一つは、イラク特措法のそのものがどうかというところで、我々の理解でいいますと、イラク特措法は、憲法解釈等の、憲法に抵触しないということもありまして、非戦闘地域という、これは特措

法の議論のときにいろいろ意見があったわけですが、非戦闘地域というものを作ってきた法律でございます。さらに、その法律をまた解釈の変更だけで多国籍軍を派遣ができるということになりますと、どんなに解釈だけで日本の自衛隊の活動がそういうところに踏み込むということは大変な問題だということに思っております。

もう一つは、この多国籍軍の参加の問題は、総理がサミットへ行って発言がされたのが出発点だというふうな報道がされております。政府なり自民党の中でも必ずしも了解が得られてなかったし、ましてや国会の中ではほとんど議論がされていない。タイミング的にいいますと、国会が十六日にも閉会をする、さらに参議院の委員会も今日採決ということ言われているようですから、ほとんど議論をする時間がない。そういう中で、総理がサミットで表明したものを何の議論もなく国会が追認をするということであれば、私は、やっぱりこれはこの日本が非常に難しいというか、危ない方向に行く前兆ではないかというふうに理解をしております。

是非この点を十分御理解をいただきたいながら、多分、閣議では議論がされるというふうに思いますので、やっぱり日本の将来の、私は国際貢献自体は全く否定はしてないんですが、本当にこういう形でどんだん自衛隊の活動が進んでいっているのかどうかというところについては十分議論をしていただきたいというふうに思いますし、国会にも十分説明をしていただきたいというふうに思っております。

ということで、私の方は、この法律案の中における特に住民の避難の点について何点か御質問をしたいというふうに思っております。

国民の保護のための法律案の中の特に五十二条に避難措置の指示、二節の五十二条に避難措置の指示という項目があります。特に住民の避難に関する措置を都道府県知事がやるように指示をするということであるわけですが、この住民の避難をするプロセスがどういう形で行われるかということ

とをまずお聞きをしたいというふうに思います。

○政府参考人（大石利雄君） 住民の避難について御説明いたします。

武力攻撃事態等におきましては、国の対策本部が警報を発令するわけでございます。その際、住民の避難が必要であると認めるときには、関係都道府県知事に対して避難措置の指示を行うこととされております。

この避難措置の指示というのは、要避難地域、避難をすべき地域、それから避難先地域、こういったものが示されるわけでございます。これを受けまして、都道府県知事は、直ちに具体的な避難の指示を市町村長を通じて住民に対して行うわけでございます。この避難の指示というのは、主要な避難道路、それから交通手段、こういったものが示されるわけでございます。市町村長は、それを受けまして、避難実施要領、具体的な避難方法について定めまして、市町村職員、消防職員等指揮して、住民の避難誘導に当たることになっております。

○池口修次君 手順はそういうことだということに思いますが、そもそも武力攻撃事態が起きたときに避難がされるわけですから、やっぱり住民の安全を考えて避難をさせるということだろうと思っております。

そういう意味で、どの程度、時間的にどの程度があれば避難がされるのか、避難をするのかということとは、これは当然政府としては持っているんだと私はおかしいというふうに思っているんですが、この住民の避難に要する時間的な目安というのはどの程度お考えなのかという点を確認したいと思っております。

○国務大臣（井上喜一君） どういう避難をするかといいますが、その武力攻撃の態様によりまして、あるいはその程度によりまして違ってくると思います。そういったことで、これからよく検討いたします。そういったことを基本指針に織り込むことになっておりまして、十分な検討の上でそういうことを決めていきたいと思っております。

いずれにしても、いろんな状況が考えられるわけでございまして、ある程度時間の要素も念頭に置いて考えないといけないと思っております。けれども、なかなか具体的にこういう場合には何分だとかこういう場合には何分ということ、これは市町村ごとによっても違いますし、避難先によっても違います。極力短時間のうちに、短期間のうちに避難をしないといけない、これはもう当然でありますけれども、そういうことを念頭に置きながら、そして大まかなそういう事態に依拠しての時間ですね、そういうことを考えながらも、どうも具体的にこのケースの場合は何分、このケースの場合は何分ということとはなかなか難しいんじゃないかと思っております。

いずれにしても、よくこの基本指針を考えますときに、その指針に基づきまして県が計画なりあるいは市町村が計画を作るわけでございまして、おおむねそういうことが少なくとも念頭には、計画の中に規定されるかどうかは別にいたしまして、大体これぐらいというようなことを念頭に置いて計画が作られますように検討していきたいと、こんなふうに考えております。

○池口修次君 この武力攻撃事態というのは日本においては初めての法律ですから、やっぱり今まではこういう避難を想定したいろいろな環境整備というのには私はやられてこなかったんだというふうな思っております。

そういう意味で、ケースに応じていっても、向こうは日本のケース、日本の想定を考えた攻撃してくるわけではないわけですから、やっぱり最低やっぱりこのぐらいのめどで避難ができるような体制をしておくと、そのケースに応じてその基準から更に早めるとかいうことはやらなきゃいけないと思うんですが、ある程度のやっぱりこういうものは、やっぱり住民の安全を考えるためにはやる必要があるんだというものはあつてしかるべきだというふうに私は思っております。そういう意味で、石破長官は多分こういう問題に詳しいというふうに思いますので、どの程度の

目安があれば住民が比較的安全に避難が終了するのかもしれないを、お考えがありましたらお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) それは、例えて申しますと、私の鳥取県でいろんなシミュレーションをやってみました、県内にあるバス等々を全部使ひましても、人口十五万の鳥取市の住民を隣県の兵庫県まで避難させるのに相当の時間が掛かるということでありまふ。

じゃ、それをどうするんだということになります、今、井上大臣からお話がありましたように、攻撃の形態も、イラク戦争なんかを見ても分かりますが、じゃ、いきなりたくさんの上部隊がやってくるか、上陸してやってくるかという、そうじゃないのであつて、だとすれば、まずピンポイントで防空レーダーみたいなものをつぶしてやつてくる、そういうような、かなり戦いのスタイルが変わつてきていると思ひます。防空レーダーもつぶさないままやつてくるのは結構自殺行為に等しいことになりまふわけで、その間にどれだけ安全に民間人、一般の人を避難させるかということをお考えいかねばならない。

そうしましたときに、じゃ、そこにどれだけだけの輸送能力があるのか、そして自衛隊が、本来の任務に支障のない範囲においてという言葉を仮に使ひますと、輸送船でありますとか輸送機でありますとかどれぐらい回せるのか、それはもうそれだけのシミュレーションが必要なんだろうと思ひます。

ただ、戦いの形態に応じてどのような時間が必要なのか、そのために必要なセットはどれぐらいなのかということ、きちんと自衛隊も地方公共団体もあるいは輸送に従事される方々も精密な計画を作つていかなければならないというふうと思つております。あらゆる戦いの形態をシミュレーションして、住民の方々に避難が、方々の避難が迅速的確になされるように私どもとしても全力を尽くしてまいりたいと思つておるところでございます。

○池口修次君 今、石破長官が例に出されました鳥取県の例で報告されていまふのは、二万六千人の住民を避難させるのに十一日間掛かつたということですが、やつぱり今の、避難をするときには当然避難を誘導する人も要る、必要です、避難路を確保するということも必要だと思ひます。

今、訓練をした時点でも多分そういうことまで全部環境を整備されてない、特に、聞いたところでも、やつぱり道路、避難道というのが一番問題で、一方で武力攻撃事態でありますから自衛隊、多分陸上自衛隊だと思ひますが、陸上自衛隊の人が入つてくる、一方で住民が避難をする。そういうことを考えると、十一日間掛かつたということだと思ひますが、石破長官としてはこの十一日間というものについてどう考えているのかというのをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) それは掛かり過ぎということですが、

ただ、別に地元の陳情をするわけでも何でもないので、例えばうちは高速道路がないみたいなこともございまふして、じゃ、どういう形にするのがよろしいのだろうかということになるわけでございます。

ただ、そのときに、それは私も全体を全部子細に見たわけではございませぬ。ただ県内にあるものを全部使つたとしてどうなるかというお話でございまふして、そのときに、県外にあるもの、まだこれは、ほかの都道府県あるいはほかの関係機関とどれぐらいの船が、どれぐらいの飛行機が、どれぐらいの車が回していただけるかということのシミュレーションを精密にやつた上でできておるものではございませぬ。県の防災担当者がある報告を私のところへ来ましたので、であればこそ、各県あるいは国との調整が必要なのだろう。また、私どもの輸送艦というものが、「おおすみ」タイプというかなり大きなものが今三隻就役をいたしておりますけれども、それがどれぐらい回せるのか、それがどういう状況の下であれば回せるのか、そういうことをやつて、幾ら何でも先

生が御指摘のように十一日というのはだれがどう見てもこれは掛かり過ぎということになります。それをこれだけ短縮できるかということがこれから本当に早急に、井上大臣がおつしやいますように議論されることになる。それは単に鳥取県だけではなく鳥取市だけとか、そんなところで議論しても始まらないことであつて、やはり広範な議論が早急に精密に必要であらうと思つております。

○池口修次君 私、十一日も掛かつたんじや、政府、国として国民の命を守つたというふうには私は、守れる体制にあるというふうには私は言えないというふうに思ひますし、じゃ、このために十一日、何日かというのはいくら政府の方で考えるようですが、縮めなきゃいけない。縮めるところは、この鳥取だけじゃなく日本全国、これは差があつちやいけないうわけですね。つまり、どこで何が起きるか分かりませんから、ここは体制が整つていなかつた、ここは体制が整つていたから早く避難できたということではいけないわけですから。

そうすると、日本全国である意味、まあ訓練までやるかどうかというのはいくらもせんけれども、シミュレーションをしながら、じゃ、政府が目標とする日にちを確保するためにいろいろ、場合によつて、私は一番大きいのは道路をどうやって整備するかということだと思ふんですが、これは後で議論もさせてもらひますが、それ以外に、じゃ、誘導は消防署員の方々がやられるというふうな話もあるわけですが、じゃ、人は本当にこの今の配置で大丈夫なのか、若しくは避難路の確保は大丈夫なのか、そのためには日にちを縮めるためにこれから整備をしなければいけないということになるんですが、これからそういうことまで全部やられるのかどうかというのを聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(井上喜一君) 鳥取のこの十一日間の話が出ましたけれども、これは説明でありますとかあるいは予備日なんかも入れて十一日間ということ、いかにも移動した人数に比べまして時間

が掛かり過ぎだということにならうと思ふんです。

お話し申し上げましたように、これは国が基本のところを決めまして、それに基づいて県あるいは都道府県が計画を作るんですが、さらに具体的には、これは市町村が誘導計画、誘導の実施要領を決めるわけですね。これもいろんな武力攻撃の態様に応じてどうするかということにこれは市町村レベルで決めますから、非常に具体的にやつてくると思ひます。そういうのをシミュレーションもやりながら決めていく。しかも、一応その決めたものに基づいて訓練をしようか、というのをやりまして最終的にこの実施要領というものをやつていくわけでございますから、私は、実施要領の段階では、ある事態を想定しました場合には大体どれぐらいの時間が避難に掛かるんだというようなことが分かつてくると思ふんですよ。

これは、今申し上げましたように、訓練も必要でありますので、多少そういったものができるまでには時間が掛かると思ひますけれども、今委員がおつしやりますような、何といひますか、ある程度具体的なそういったものが実施要領の中で決められてくると、決まつてくると、こんなふうにかえていく次第でございます。

○池口修次君 これから市町村がシミュレーションをやると、まともには時間が掛かるといふような発言がありました、私は、武力攻撃事態というのを今ここで議論しているのは、極端に言へば、明日武力攻撃事態があつてもおかしくないというのを想定して理解、議論をしていくわけですから、そのときにやつぱり時間が掛かつたから避難できませんでしつたことじゃこれは政府としては済まない話です、市町村がシミュレーションということですが、先ほども言ひましたように、じゃ市町村がシミュレーションをして、ここは五日掛かりましたと、ここは三日掛かりましたと、一定の想定を置いてですね、そうし

たときにこのばらつきというのは私は許されたいというふうに思うんです。

そのときに、じゃこれは市町村が決めるんじゃないかと、じゃ国として、じゃこの三日のところは、五日のところは、例えばですけれども、三日にするためにどうするのか。場合によって、道路がないから避難できないということであれば、これ道路を造らないと責任、政府として責任持つているとは言えないと思うんです。

やっぱりそういうことも、時間が掛かるんではなくて早急に、やっぱり日本全体の中で、それは瞬間的に避難をするということは私も無理だというふうに思いますが、やっぱり考えられる限りの一番シビアなシミュレーションをした上で、やっぱり日本全国がどういう形で同じ日数で避難ができるという体制を、やっぱりこれは武力攻撃事態というのを想定したわけですから、やっぱりこれを決めるのが政府の役割だというふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(井上喜一君) もとより、同じような条件の下では、委員のおっしゃいますような、そんなに避難に掛かる日数が違うということはおかしいと思うんです。それは極力一つになつてくると思うんです。

そういった責任が国あるいは都道府県にもあるということとは、これは当然でありまして、今国におきましてそういうモデルを作っているわけですから。そういうモデルを参考にして都道府県の方でそういう実施要領を考えてほしいというようなことを言っているんですけれども、やはり全体これ調整する必要があるとしまして、また都道府県は都道府県の中で調整をしていく必要があると思えます。

できるだけ市町村の計画あるいは実施要領につきまして、今おっしゃいますような方向でなりましますように調整はしていかないといいないと、そんなふうに考えております。

○池口修次君 時間が関係ありますので、多分最後の道路の整備について質問できないと思いま

すので、私として言わせていただきますと、やっぱり今まで社会資本、国も道路なり高速道路というのは重要な社会資本だというのは認めてはいるんです。

ただ一方で、無駄な道路だとかいう議論があります。やっぱりこれは私は、まあ平時というか、一般的に道路を生活の向上のために使うという観点での私は議論の中で、ある意味無駄な道路だとか効率性だとかいうことは言われているんだと思います。

ただ、武力攻撃事態という状況が変わった中でいうと、これは国民の命の問題ですから、ちよつと議論の中心が変わってきてしかるべきであるというふうな思っております。やっぱりこの議論が、私、実は国土交通委員会ですと高速道路の問題を議論してしまつたのでちよつと頭から離れていないんですが、高速道路においてもしかりなんでしょう。本当にこの高速道路はほとんど人が通らない、だから無駄だ。ただ、そういうところこそ武力攻撃事態が起きる可能性があるんですよ。だから、そういうことを考えて本当に議論をしているのか。

我々は道路なり高速道路というのはやっぱり国が責任を持つてこれは税金で造るべきだというふうに主張をしているんですが、ちよつと違うんですよ。答弁が。答弁が違ふというのはちよつと何かそういうふうな考えている人がいるのかというところで、ちよつと時間がないので答弁は要りません。後で必要であれば自民党の皆さんが質問していただければ有り難いというふうに思っています。(発言する者あり) 道路局長の答弁長いのでちよつと。じゃ、一、二分でお願いします、道路局長。

○政府参考人(佐藤信秋君) 先生の御指摘は、避難等において高速道路の整備が十分であるか、もつと必要じゃないか、それも税金でやるべきでないかと、こういう御指摘かと思えます。

そういう意味では、日本の高速道路、まだまだ六割ちよつとぐらいの計画に対する整備率、そう

いう意味では、税金だけではなくて、有料道路制度も活用しながら、両方の制度でできるだけのスピードを上げていく、こういうことが必要かと思っております。

○池口修次君 今、両方でと言いましたが、一方で、高速道路のユーザが払っているのは二兆六千億なんですよ。税金は直轄事業で二千億ぐらいですか、新直轄で、毎年。本四はあと残り三年、これ三千億入りますが、本四がなくなると二兆六千億対二千億なんですよ。私は、これはいかにも、じゃ国が責任を持つて社会資本を整備しているという金額ではないというふうに思っております。もう一つちよつと重要な点が、質問したい点がありますので。今回、ジュネーブ条約の追加議定書についても批准が求められておりまして、その中にも、ある意味住民の避難の問題の項目があります。ジュネーブ条約の追加議定書のIの第五十八条、この中身がどうなっているのか、ちよつとお聞きしたいと思います。

○政府参考人(荒木喜代志君) お答え申し上げます。

第一追加議定書は、五十八条におきまして、攻撃を受ける側の紛争当事者が攻撃の影響に対する予防措置を取るべきこと、これを定めており、一般住民を軍事目標の近傍から避難させることを実行可能な最大限度まで行うよう努めること、特にその(a)項でございしますけれども、そこで規定しております。

○池口修次君 今、(a)項だけ読まれましたが、(b)項では「人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けること」という項目もあります。これは、攻撃する方が軍事目標を避けるということもあるんでしょうが、やっぱりこれは住民、民間人にできるだけ被害を少なくするために定められた項目で、可能な、実現可能な最大限度までということを書かれた項目だということに思っております。

そういう意味で、現在の、軍事目標というの

いろいろあるんでしょうからこれは石破大臣のお考えでよろしいんですが、現在の日本において軍事目標と民間の居住地域なりがどうなっているのかということ、武力攻撃事態が起きたときには軍事目標から実現可能な最大限度まで移動する努力をしないといけないというふうな定められているんですが、この点について、石破大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 先生御案内のとおりでございますが、軍事目標とは、「物については、その性質、位置、用途又は使用が軍事活動に効果的に資する物であつてその全面的又は部分的な破壊、奪取又は無効化がその時点における状況において明確な軍事的利益をもたらすもの」と、これが定義であることは先生御案内のとおりであつて、そうしますと、軍事目標とはかくかくしかじかになるものが軍事目標でありますということが明確に定められているものではないということでございます。

したがしまして、何が軍事目標であり、それがその人口稠密なといふことか、そういうところにあるべきではないといふことはかくかくしかじかになるものかといふことが明確に言えるわけではない。一方、今本部長からお答えをいたしましたように、住民をどうやって避難させるかということとセットになつておるものがございます。他方、じゃとんでもないもの、だれも住んでもないようなところに駐屯地があればそれでよいのかというところ、そういうものでも必ずしもないであろう。ある意味で、テロであるとかゲリラであるとか、市街地において起こりやすいといふときに、いかな輸送力を担保いたしましたとしても、やはりヘリが準備できて飛んでくるまでに時間が掛かるとなだらうと思っております。

もちろん、先生御指摘の点も私も踏まえていかねばならないことでございますが、あわせて、災害への対応もございまして、何をどの、どこに置いたら一番よろしいかということは考えね

ばならぬということだと私は思っております。御指摘はよく踏まえておりますけれども、しかしながら両面あるということも先生よく御案内のとおりでございます。

○池口修次君 多分、今はこの条約の状態にもうありますというふうには言えないと思うんです。ただ、今回批准をして、ここには実現可能な最大限度まで努力しないというふうには書かれてあるわけですから、この場合の軍事目標というのは、武力攻撃事態は多分、冒頭石破長官が言いましたようにピンポイントで始まる。ただ、それじゃ次がどこに行くかということとはだれも想定できない。相手しか分かんないわけで、その場合には、やっぱりかなり広範の範囲の軍事目標から避難をさせろというのが、私はこのジュネーブ条約の五十八条だというふうに理解をしております。そういう意味で、そこまで考えて、かなり武力攻撃事態、国民保護法制ではある特定の地域を想定するだけなんです。このジュネーブ条約を考えれば、やっぱり日本の中を考え得るかなりの軍事目標から避難をさせないといけないという解釈になるんです。これは大臣はどう、石破大臣はどう考えているのか。

○国務大臣(石破茂君) 繰り返しになって恐縮でございますが、五十八条(b)の規定は、平時において締約国に対して義務を課すものではございません。また同時に、先生御指摘の武力紛争中におきましても、あくまで紛争当事者に対して実行可能な最大限度まで、人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避ける旨と、こういうことでございます。

ですから、私も特定の脅威を想定をしているわけではありませんが、それぞれの地元においてイメージをしてみたとときに、何がどのようになっているかという軍事目標となり得るものなのかということも考えてみなくてはならぬし、その軍事目標なるものがどれだけの敵の侵襲排除を迅速に行うことにおいて寄与するのということも併せて考えていかねばならない。私はこれを読んで思います

のは、現代戦の様相において、あるいはテロとかゲリラというものの生起において、本当にどこにどのように配置をするのが適切なものかということなのだろうと思っております。

一方におきまして、私も今、防衛計画の見直し等々、政府部内で行っておるところでございますが、駐屯地、なるべく出ていってこれという話もございまして、一方、きちんとここにいてもらわなければ困るよとおっしゃるような御陳情もたくさんいただいております。軍事合理性ということも勘案しながら、ジュネーブ条約の趣旨もよく理解をした上で対処してまいりたいと考えております。

○池口修次君 今、個々の問題についてこれであるべきだというような議論をする時間がないです。多分まだ政府の方も、じゃこの避難の手段をどうやって確保するのか、若しくは軍事目標、このジュネーブ条約についてどうやるかということころまでは決めた切っていないというふうに思いますが、ただやっぱり今回のこの武力攻撃事態の議論の中で、今までの日本とは私は全く違う状況に我々は考えなきゃいけない。今までのような平時、日本には戦争は起きないんだということから、やっぱり日本においても武力攻撃事態があるんだという想定が変わってきたというふうに思っております。

そうしたときの、先ほど申し上げた社会資本、一般的に今社会資本というのは生活上というふうな言われていますが、私は若干、その多分、高速度道路なんかの問題でいえば、アウトバインなんというのには特に生活上というよりもやっぱり軍事的な面から発展したというふうな言われておりますので、やっぱり社会資本をどういう形で整備していくのかというのは全く状況が変わってくる。じゃ、それだけのお金が今、日本にあるのかという問題があるんですが、やっぱりこれは政府の責任において、国民の命をどう守るかというのは政府の責任ですから、それはちゃんとしっかりやっていただきたいということをお願いをします

て、時間来ましたので私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○平野達男君 引き続き、平野達男でございます。

残りの時間、私がやらさせていただきます。

今日、今までの内閣法制局長官のいろんな答弁を聞いておりますと、多国籍軍への参加という意味合いがどうも変わってきているんじゃないかという疑念を非常に持っております。

小泉総理が多国籍軍に、継続して自衛隊が駐留して活動するために参加するんだというようなことが表明されたということがマスコミに流れております。私自身は、自衛隊が国連の決議を受けてイラクの中で活動するということについては、考え方は別ですけども、基本的には賛成であります。

ただ、今までの法制局長官のいろんな答弁を聞いておりますと、どうもこんな考え方でいいんだろかという疑念がどんどんどんどん持ち上がってきています。今日は、その点にしまして、まず最初に冒頭お聞きしたいと思っております。

この国連軍に対する参加ということなんです。一番最初に政府答弁が出てきたのは、私の理解では昭和五十五年、一九八〇年でありまして、当時の鈴木内閣総理大臣が出した答弁書の中にしております。ちよつと読みますと、「いわゆる『国連軍は、個々の事例によりその目的・任務が異なるので、それへの参加の可否を一律に論ずること

はできないが、当該『国連軍』の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないと考えている。』と。

キーワードは、「目的・任務が武力行使を伴うもの」という、これ「伴うもの」のワードです。これ、普通日本語で解しますと、幾つかの任務がありまして、武力行使を専ら使って目的を達成するもの、あるいは人道支援もあるかもしれない、あるいは医療援助みたいなものもあるかもしれない。複数の目的にワン・オブ・ゼムとして入って

いれば、これは憲法上許されないものと考えているとしか読めないんですが、これは今の内閣法制局ではどのような解釈で臨んでおられますか。

○政府特別補佐人(秋山收君) 御質問は、その目的、任務が複数あつて、そのうちの一部分が武力の行使を伴うものであるような国連軍については、その目的、任務の全体が論理として武力の行使を伴うということになるのではないかとということでございますが、それは基本的にはそのとおりだろうと思っております。

私も申し上げておりますのは、例えば多国籍軍に加わる国ごとにその行うべき任務が切り分けられていて、それで武力の行使を伴わない任務にかかわる業務に限定して従事することができるとな場合には、一定の要件を満たされれば我が国としてはこのような多国籍軍に加わる、一員となるということが考えられないわけではないということをお申し上げておきたいわけではございません。

○平野達男君 これは、そうしますと、小泉委員も言っておりますけれども、小泉、小泉委員と小泉総理、ちよつとごちゃごちゃになります。小泉総理は参加と言っています、言ったというふうな言っています。これは、外務大臣、これ正しいですか。これ通告申し上げなくて済みません。でも、分かっていると思いましたが。

○国務大臣(川口順子君) ちよつと手元にきちんとした文書を持っておりますので、失礼をいたしました。

おっしゃられましたのは、多国籍軍が形成され、その中で日本としてできること、いわゆる人道復興支援を継続していく方向で検討していきたいと思う、この問題は国内に、日本に帰国してから与党を始めさんと相談していきたい、どのよう日本としてふさわしい支援、協力ができるのか検討していきたいという言葉を使った記者会見でおっしゃっていらつしやいます。

○平野達男君 とすると、マスコミが伝えるように参加じゃないんですね。参加を決めたわけじゃないんですね。

○国務大臣(川口順子君) 記者会見の中で総理は参加という言葉は使っていないしやらないわけでございます。

いずれにいたしましても、先週も申し上げましたように、総理の発言を踏まえまして、自衛隊の位置付け等々については今後政府として適切に判断をしていくことでございます。

○平野達男君 それじゃ、法制局長官にお伺いしますけれども、これは参加と協力ということで中国国務大臣が答弁したやつです。これ参加と、国連軍の参加については参加と協力というのがある。これは小泉委員が質問されたとおりで、そのときには法制局長官が答弁されておりましたが、参加というのは、国連軍の指揮下に入り、国連軍の司令官の指揮下に入り、その一員として行動することだと言っています。この解釈は変わっておりますか。

○政府特別補佐人(秋山收君) 参加という言葉につきましても、一般的にその一員として加わるという広い意味、あるいは、そういう意味と、それから、厳密にその多国籍軍の司令官の指揮に入つてその一員として行動するという意味と、両方あるうと思ひますが、厳密な意味において参加という言葉を使うとすれば、それは今御指摘のとおり従前の意味でございます。

○平野達男君 そうしますと、先ほど法制局長官の言葉によりますと、切り分けられているという状態で、その切り分けられた形で、目的が、任務とすることが例えば人道支援であればそれは参加ができるという理解で、というふうにとつたんですが、それはそういう理解でよろしいんですか。

○政府特別補佐人(秋山收君) 六月一日以後の小泉親司委員との質疑に対する答弁におきまして、いろいろ同じ趣旨のことを申し上げたわけでございますけれども、その中で、厳密な意味の参加と、それから今、一般的な一員となるという意味の参加と、何と申しますか、区別しないで、やや言葉のきめの細かさが足りなかった答弁が一つ二つ

あったと思いますが、私の申し上げたことをもう一回整理して申し上げたいと思います。

その目的の任務に武力の行使を伴うものが多国籍軍について我が国がこれを関与しようとする場合、そのような多国籍軍につきまして我が国が関与するような場合には、他国の武力の行使と一体化することがないことを担保する仕組みがなければならぬと考えます。

ただいま申し上げましたような考え方に基づき、六月一日の、先ほど申し上げました小泉委員とのやり取りを少し補充しながら説明させていただきますと、一つの例として、目的、任務に武力の行使を伴うものと伴わないものがある多国籍軍の類型を設定いたしまして、例えば我が国としては、当該多国籍軍の任務のうち、武力の行使を伴わない任務にかかわる業務に限って、他国の武力の行使と一体化しないということが確保される形態、この場合には当然我が国の主権的判断が確保されるということが必要とされるわけでございますが、そういうような形態で行うことが認められており、かつそのことが我が国として活動に係る期間を通じて確保されるというような仕組みがある場合には、我が国としてこのような多国籍軍の活動に広い意味で一員として加わっても、一般に従来の答弁において認められないものとしております。

いわれる参加、かぎ付きの参加でございますね、多国籍軍の司令官の指揮の下でこれの一員として行動することに該当することがないから、これに加わることが否定されるものではないという趣旨のことを申し上げてきたわけでございます。

○平野達男君 今の答弁と昭和五十五年の答弁はもう全く別ですね。昭和五十五年の政府答弁は、繰り返しますけれども、その目的に武力の行使を含むということしか書いていないんです。

で、その解釈を今長々と申されましたけれども、今、法制局長官の答弁を私なりに解釈しますと、政府答弁はこのような解釈になると思います。当該国連軍の目的、任務が武力行使を伴うものであつてもですよ、その目的の中に別な目的が

あつて、かつ、その目的を主体として参加して、自衛隊が武力の行使あるいは武力の行使と一体となる行動をしなければ国連軍に参加することは憲法に反しないという、こういう流れになつてしまふというふうにとつてしまふんですが、それでよろしいですか。

○政府特別補佐人(秋山收君) ただいま申し上げましたことは、基本的にその一部が武力の行使を伴うような多国籍軍につきましては、その目的、任務の全体が武力の行使を伴うということに基本的になると考えております。したがって、そのような多国籍軍に我が国が広い意味での参画を、関与をするという場合には、いわゆる定義された意味での参加になりますとそれは他国の武力の行使と一体化するというおそれがありますので、そうではなくて、そういう我が国の主権的な判断が確保される形で参画でしか認められないと、基本的にはそういうことでございます。

○平野達男君 じゃ、そうすると、もう一回、今繰り返しますけれども、目的が複数あつて、ワン・オブ・ゼムの中に武力行使が入つていたということであれば、これはいかなる状況の中でもこれは参加できないということでは理解よろしいですね。そして、もし参加できるとすれば、武力行使は全く、という目的を持たない多国籍軍であればこれは参加できると、こういう理解でよろしいんですか。

○政府特別補佐人(秋山收君) 従来、平成二年の中山外務大臣答弁で申し上げております参加、かぎ付きの参加でございます。そのようなものにつきましても、基本的に、委員が御指摘なさいますとおり、我が国の主権的な判断が確保されているという状況でない限り、それに対する関与はできないというふうにとつております。

○平野達男君 我が国が主権的に関与するというのは具体的にどういうことですか。つまり、逆に言えば、主権的な関与がやつていなければ——どうも、分かりやすく説明してください。いいですか。

今回の国連軍は目的が複数あるんですよ。これはマスコミは参加と言っていると。参加の問題は、参加という定義が、今までの言葉からいいますと、司令官の指揮下に入つて行動することだと言っている。

では、どういう条件であれば自衛隊は多国籍軍に参加できるんだと。それを、憲法上の流れからいつてどういう条件がクリアされなければならぬのかということをお分かりやすく言ってください。

○政府特別補佐人(秋山收君) 参加という言葉が、冒頭申し上げましたように、かぎ付きの意味の決まった参加と、それから広い意味の参画というような意味での参加と両方あるうと思ひますが、私どもが考えております意味では、先ほど申しましたように、武力の行使がその一部の目的、任務として決まっているような多国籍軍につきましても、その当該多国籍軍の指揮官、司令官の指揮の下に入りまして、その一員として行動するというような形態のかぎ付きの参加はできないと。

それから、それに対して、我が国がそういう形態でなく、主権的にその業務をやるかやらないか、あるいは当該個別の業務についてやるかやらないか、それから一定の要件を満たしたときに、その業務を、から中止したり、あるいはその業務を終了すると、終了するというような判断が我が国としてできるという状況であれば、その多国籍軍にその一員として加わるという意味ではそれに関与することができるということでございます。(発言する者あり)

○平野達男君 その正にあの質問、私もしたいわけですが、今、今の答弁を聞いていますと、実は多国籍軍とは独立して行動するんだというふうには聞こえます。そうすると、先ほどの、今、先ほど小泉委員が隣で大きな声出して言いましたけれども、従来の協力とどう違うんだという議論が出てきます。

今、二つ、私は二つ質問します。
今の法制局長官の答弁、局長、長官の、法制局長官

の答弁を聞きますと、自衛隊は多国籍軍としては別行動で自由な意思を持つてやるんだということがまず担保されることが必要だということのこれは確認をまずさせていただきます。

それからもう一つは、じゃ、その前提で、その上で、協力とどう違うんだと。

この二点をちよつと、簡潔にちよつと御説明してください。

○政府特別補佐人(秋山收君) 多国籍軍の司令官の指揮に入り、その一員として行動することは、これは従来の意味の参加でございしますから、それはできないと。

それから、協力と申しますのは、この平成二年の大臣答弁にありますように、国連軍に対する参加を含む広い意味での関与形態を表すものであるということとでございしますから、そのような指揮に入らない形で関与する、参加という形態に該当しないで関与するということは広い意味の参加になるうと思ひます。(発言する者あり)失礼しました。訂正いたします。広い意味の協力に入らうと思ひます。

○平野達男君 じゃ、そうすると、あれですね、マスコミが言うところの参加というのはないということですね。自衛隊がやるとすれば、これは協力という形になるということですね。

○政府特別補佐人(秋山收君) 今回の多国籍軍に我が自衛隊がどのような位置付けで関与するかということはまだ検討中でございしますけれども、仮にそのような……

○平野達男君 解釈論でいいです。

○政府特別補佐人(秋山收君) 指揮に入り、その一員として行動するという意味での参加は、これは憲法上問題があるというふうな考えております。

○平野達男君 そうしますと、今回の多国籍軍、アングラー・ユニファイド・コマンドというのがどういう意味かよく分かりませんが、複数の目的がありまして、その中にどうも武力の行使も入っていると。そういう状況の中で指揮下に入る

ということとは、これは憲法違反であるということとは今明確におっしゃいました。そうすると、指揮下に、指揮下に入る、指揮下に入らないで、私の言葉で言えば独立した形、ちよつと今の暫定政権に対する自衛隊のような位置付けですね、そういう位置付けであればこれは可能で、憲法上問題ない。これは今の言葉でいけば協力だと、に近い形になると、こういうことですね。だから、今ずつと新聞紙上ににぎわしてきた参加という言葉はこれから使っちゃ駄目ですね、憲法解釈上は。

○政府特別補佐人(秋山收君) 広い意味で、先ほど申しましたように、関与するという意味と、それから厳密に私どもが、政府が定義して申し上げてきたような参加と両方あるうと思ひますけれども、その厳密な意味での参加という意味では、マスコミがどのような言葉を使うかは私どもは制限できないわけではございしますけれども、政府としてはそのような参加という言葉、従来の意味での参加という言葉は自衛隊は多国籍軍に関与できないということとでございします。

○平野達男君 それじゃ、今のお話を聞いていますと、はつきりと、これはちよつと外務省に聞きますけれども、外務省は今回の一五四の決議文を作るときに日本が参加しやすいような形で書きつづりにしているいろいろな働きかけたというよう報道がされていまして、今の法制局長官の答弁を聞いていますと、指揮下に入るような、従来の指揮下に入つて行動をするというようなことは憲法、非常に問題があるんじゃないかと。むしろ多国籍軍とはいえ、暫定政権とは独立した形で今自衛隊働いて、動いておりますね。その多国籍軍と自衛隊というのは独立した形という、という形で参加できるようなことがはつきり分かるような決議文というのは、これはできなかったんでしょか。

○国務大臣(川口順子君) 我が国の自衛隊は、今イラクで、イラクの人たち、サマワの人たちに歓迎を受ける形で活動をしているわけではございまして、引き続きいてほしいという要望はジャバリ外

務大臣あるいはアラウィさんからも言われているわけではございします。

それで、我が国として引き続き活動をしたいというふうな考えている、そういう観点からどのような形で我が国が活動を、新しく決議ができ、七月一日から移行したときにできるか、どのような形でできるかということについては、政府としてずつと関心を持って働き掛けてきたところでございします。どのような形で参加をすることができかどうかということにつきましては、要するに自衛隊の位置付けでございしますけれども、それについては今後、正に政府として、今の決議を受けて可能かどうかということも含めて議論をするその中で適切に判断をしていくことになるわけではございまして、今の時点で外務省として、おっしゃった御質問について直接お答えをするということとはできない。今、我々としてやりたいと思うから最大限の働き掛けを行いました。それを受けて、今後政府として適切に判断をするということになると思ひます。

○平野達男君 今の答弁を聞いておりますと、実は自衛隊がどのような形で参加するというのはまだまだ検討課題たくさんあるんだと、特に憲法上の形でその指揮下に入るのかどうか、あるいはいろいろな編成でやるのか、これは今まで防衛庁長官もいろいろな形で答弁されていまして、それを検討する必要がありますというふうな言つておりました、そうしますと、我が国が国連軍に参加するかどうか、あるいは協力するかどうかというのはまだこれはペンディングだと、検討途上だと、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 総理が記者会見でございまして、要するに、多国籍軍が形成され、その中で日本としてできることを、いわゆる人道復興支援を継続していく方向で検討していきたいと思つたことを総理が記者会見で言つていらつしやるわけですから、政府として今後そういった方向で参加することについていろいろなことを検討し、適切に判断をしていくということではございします。

○平野達男君 ですから、参加するかどうかも含めて、参加するためのまだ条件がクリアされていませんね。参加なのか協力なのか、それも含めて、そういった問題に対してきちつと整理がされていせんよ。だから、そういったものが整理されてない段階で、自衛隊がこれは多国籍軍にどう参加するとか協力するというのは言えないんじゃないですかというのを言っているわけですね。だから、あくまでもそれは検討の検討中であつて、参加、協力、そういうものを決定したものでないという、そういう理解でよろしいですかということなんです。

○国務大臣(川口順子君) 政府として今後検討を行い、適切に判断をしていくということとでございします。そのときにベースとすべきことは、総理が記者会見でおっしゃった、多国籍軍が形成され、その中で日本としてできること、いわゆる人道復興支援を継続していく方向で検討していきたいというふうにおっしゃつていらつしやるわけですから、それを受けて検討をし、適切に判断をするということとでございします。

○平野達男君 それじゃ石破長官にお伺いしますけれども、石破長官は若林委員の質問に対してこのように答えていまして。まだ総理がお立ちになる前のことでございしますけれども、イラクに駐留、失礼、イラクにおける活動を継続するとすれば何が根拠になるかという御質問をいただきました、私、そのときに特措法が根拠になるといふふうにお答えしたかと思ひます。これはなぜこんなこと、答えができますか。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来外務大臣からお答えがございしますように、総理の御発言を踏まえ、政府として検討していくことになるわけではございします。

ただ、活動を継続するというところで総理もおっしゃつておられるわけで、現在ございしますのはイラク特措法という法律がございします。それに続けるとすればイラク特措法ということが根拠にな

る、そしてそれと国連決議というものが矛盾しない形であることが必要であると考えております。

これは詳細、今の委員の御指摘も踏まえまして政府の中で、まさしく総理がおっしゃる通りに、皆さん方とよく相談をしながらということになるわけでございます。政府として適切に判断をしてまいりたいということでございます。国連決議、そしてまた国内法、憲法との関係、その辺りをきちんと整理をして検討をしてということになるというところでございます。ですから、まだ総理がお立ちになる前に、私そのような答弁をいたした。それはそういうような、仮に今後行うとするならばイラク特措法というのは根拠になるということを考えて申し上げたものでございます。

○平野達男君 つまりこれも前提条件付だと、こういうことですね。しかし、答弁には、そのような答弁にはなっていないんですが、いずれ、先ほどから申し上げた、るるるるる、憲法との関係、そういうものは条件がクリアされて、かつ、それで特措法じゃないかという、そういう見解を述べたと、そういうことですね。

いずれ、どうもマスコミが悪いのか総理が悪いのか分かりませんが、参加という言葉がどんどんどんどんもう走っています。既成事実化しています。これは政府としてぎつちりこれ修正しなくちゃ駄目ですよ。つまり、法制局長官がいろいろ述べましたけれども、憲法上の、参加の形態によつて憲法に触れるかもしれないという重大問題なんです、これは。今までの解釈憲法で自衛隊を派遣するという前提でその論議を進めるとすればですよ。ところが、政府はそれに対して何のコメントも発表していないじゃないですか。

新聞の一面は、参加を検討とか、参加の意向を表明とか、そういう言葉でもうどんどんどんどん走っちゃっていますよ。国民がどういふふうを受けているかといったら、多国籍軍に自衛隊はもう参加するんだと。今いろんな新聞紙上の中では、これ指揮下に入るとか入らないかというように、こと、いろんな議論も交わされていますけれど

も、そういう論調がどんどんどんどん走っている。

法制局長官の答弁も、今日はある程度今までの答弁よりはクリアになったと思いますが、小泉委員とのやり取り聞いていますと、何が、要するにどういふ形なら自衛隊が派遣できるのか、それから前の、今までのいろんな答弁との整合性をチェックしていきますと、いろいろやっぱ矛盾があります。ただ、私も、まだ今日の法制局長官の答弁で、本当にこれでイラクに自衛隊が駐留できるのかどうかというのは大いに疑問のところがあります。今の解釈憲法という前提をした、という議論を前提にしたらですよ、私どもはちよつと別な考え方を持っていますから。

それで、ちよつと、話はちよつと変わりますが、官房長官、申し訳ありません、忙しいところ。今のような議論をお聞きしてというよりは、その議論を踏まえなくてもいいんですが、仮に特措法で行ったとして、基本計画、特措法を変えないというところで、百歩譲ってそれ前提で考えて、基本計画をこれは変更をするかしないか、これだけちよつと答えください、御答弁ください。

○国務大臣(細田博之君) お答えいたしますが、その前に、参加ということについて、私何遍も記者会見しておりますし、総理の現地でのサミットにおける記者会見等もすべてフォローしておりますので申し上げます、参加ということは一度も申ししたことはございません。そして、むしろ記者団に対しても、参加ということではないと、従来のありようにおけるこの人道復興支援の継続であるということをお通し申しますが、それを記事にするときには参加となってしまうということが毎日起こって、先週ずっと起こっていたことを申し上げたいと思います。

それから、ただいま御質問の安保理決議一五四六の内容につきましては、十分に検討をし、サミットにおける各国首脳の議論や関係各国との協議も踏まえた上で、憲法を含む関係国内法令との関係も考慮しつつ政府として適切に判断する考え

であります。

帰国されたばかりでございます。今日、総理とまた各国との協議内容その他含めまして十分相談をいたしまして、今後必要な措置を取ってまい

る所存でございます。

○平野達男君 今の答弁の前に、内閣官房長官は参加という言葉は使ったことがないというふうにおっしゃいましたね。外務大臣はさつきも使っていますよ。これは政府内での意思統一、見解不統一じゃないですか、これ。参加、参加と言ったじゃないですか、先ほど。

○国務大臣(細田博之君) 総理も私も……

○平野達男君 いや、外務大臣使っていますよ、それ。

○国務大臣(川口順子君) 多国籍軍に我が国が参加をするということは私も申し上げていないと思

います。いろいろなことを検討するということを申し上げているということで、その後それを検討し適切に判断をするということを申し上げているわけです。

○平野達男君 その参加という協力については、これは小泉委員がこの委員会の中でぎつちりかなり議論したことです。その参加という言葉を使うから、参加も含めて今検討するとおっしゃいましたけれども、参加というものを含んで検討するということは、参加という言葉が出る以上は統一指揮、指揮の下において、司令官の指揮の下に行動するということになつちゃうんです。それは先ほどの法制局長官の答弁によれば、一つの目的あるいは目的の中に武力の行使が入っているという以上は、それはできないということでおっしゃいましたので、そこは外務大臣も答弁に気を付けなくちゃならないと思いますよ、そこは。

それから、今の官房長官の答弁なんですけれども、計画についても、これは場合によつたら変更しなくてもいい場合もあり得ると、こういうことですね。含みがあるということですね。

○国務大臣(細田博之君) いや、本日から内容的に法律的な観点からも十分な詰めを行いますの

で、もうちよつと時間が掛かるということでございます。

○平野達男君 今日、私は特措法で何でいけるんですかという法的なものを聞くつもりはありません。これはこの間、若林委員がこの中でいろいろ聞きまして、石破長官答えられておりましたので、あれ以上の答弁、多分ない、ないだろうと思

います。

ただ、私は、今ある議論がありましたように、自衛隊が多国籍軍に協力なのか参加なのか分かりませんが、どういう形で参加するかというのはまだ決まっていない。これは、それからもう一つ、まず、まず決まっていけないわけですね。それから、非戦闘地域というその概念、今日はちよつとこれ時間がないので、いろいろ議論したかったんですが、できませんが、非戦闘地域というその法制定

時のときのその状況と今の状況が比べますと、治安状況というのは良くなっているところじゃなく悪化しているというようなこともありまして、法律、少なくとも法律は、私はこれは別の法律を作つて国会として何かの形で多国籍軍に、繰り返しになりますけれども、多国籍軍に協力という形なのかどうか分かりませんが、新たなそういう枠組みで出す以上は、どういう形で国会としての意思を明らかにする場、これは一番いいのは新しい法律を制定することですね、そういうことをやっぱやるべきじゃないかと思ひますけれども、これは防衛庁長官と官房長官にちよつと見解を伺います。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来、外務大臣あるいは官房長官、私もお答えをしていることでございますが、いろんな観点から検討していくということでございます。

それは、国会の御議論、例えて言いますと、金曜日にも、衆議院安全保障委員会と与党の方々あるいは御党の方々始め、いろんな御議論がございました。そういうような御議論、あるいはまた今の委員の御指摘等々も踏まえまして、政府として適切に判断をしていくことになります。

○国務大臣(細田博之君) 今の我が国自衛隊の現地で人道復興支援のありよう、水関係ですとか医療、そして公共施設の復旧、これについての復興支援は、先般もヤウエル大統領からも極めて高く評価されたように、イラク国民から大歓迎を受けて実施しているものでございます。

そのような形で人道復興支援は継続していきたいというのが現在の我々の考え方でございまして、そのことは国民の皆様方の多くも御理解いただけるのではないかと考えておるわけでございます。

○平野達男君 その必要性について私は何ら異議を唱えるつもりはありません。

ただ、どういう枠組みで、どういう考え方でいくかというのは、これはそれこそ第九条との絡みでずうっと議論してきた経緯があるわけです。その解釈に何らかの影響を及ぼす、あるいは解釈を変えようという状況があると、懸念があるという状況の中では、例えばこれは政令改正だけで済む、あるいは計画の変更もなくてもいい、少なくともこういう状況の中では国会の関与の仕方がないんですね。これは大変重要な問題だと思うんです。

これは内閣、政府だけで決断をするというのはなくて立法府、その国会の意思、その考え方をきっちり問う。それは、それは示すというふうなそういう枠組み、やり方をこれは是非検討していかなくちやならないと思いますし、私も、これを強く主張したいと思います。

それで、ちよつと質問の内容がちよつと変わりますけれども、時間の関係であれですね。

私は今の、防衛庁長官ですね、今のイラクでの活動の中で、復興人道支援の業務に差し支えない範囲で安全支援活動がやれるという規定があつて、要するに輸送、補給活動が、やりますね、やっていますね。これは、もし多国籍軍に協力という形なのか、まだ参加になるのか分かりませんが、多国籍軍の形の、一員の、一員として輸送、補給をやるということになりますと、これはテロ特措

法にもない、イラク特措法にもない、新たな形が出てくることになるんですね。これはこういう御認識持っておられるでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 現在、安全確保支援活動というものをやっているんです。

今委員の御指摘のように、そういうような一体化、つまり委員の、今のイラク特措法は一体化にならないということ、委員の御不興は買うかもしれないんですが、非戦闘地域という概念を設定してやっておるわけでございます。仮に、これは政府部内の検討でございしますが、いかなる場合におきましても、確かに先生おっしゃいますように治安の状況は変わつたではないかということがあつた。しかし、それが戦闘地域、逆に言えば非戦闘地域でなくなつたではないかということとはまた別のお話だろうと。これは私どもの理屈でござい

ます。いかなる場合にしても、非戦闘地域で行うということは担保をされなければいけない。一員、参加、そういうような議論はこれから政府の中できちんとしてまいりますけれども、いかなる場合におきましても、自衛隊が武力の行使をしない、あるいは一体化と評価されるようなことは行わない、そのための仕組みをきちんと確保することについては何ら変わりがないものと考えております。

○平野達男君 官房長官、もしあれであれば、委員長のご了解で――私が質問したかったのは、今、防衛庁長官のおっしゃったことは、今までの議論の延長線上からいけばそのとおりだと思います。そうではなくて、テロ特措法とは、どちらかというと協力的な形だつたというふうには私は思っています。連合軍に参加していません。それから、イラク復興支援法は暫定政権とは別に形で行動するという仕組みになっています。

今回、多国籍軍という形で完全に独立していろいろいいんですが、その多国籍軍と、例えば先ほど言つたような参加に近いような状況、その指揮下に、指揮権に、指揮下に、失礼しました、司令官

の指揮の影響が多少及ぶような影響の状況の中で、非戦闘地域とはいへ補給、輸送するという事態は、これは今までの仕組みとはちよつと違った仕組みになる可能性があるんですね。ここは要するに十分気を付ける必要があると思うんですが、そういう御認識をお持ちでしょうかということとをちよつと言いたかつたんです。

○国務大臣(石破茂君) 全く同じ答弁になつてしまつて恐縮でございしますが、本法に基づき、本法に基づきというのはイラク特措法のことですけれども、派遣された部隊が我が国の主目的判断に基づき活動することは、これは当然のことと考えております。一方、非戦闘地域というものはいづれにしても満たされなければいけないわけですし、イラク特措法はその仕組みをきちんと設けているものでございます。

そのようにして考えてまいりますと、統治権限が移譲される、すなわちCPAというものはなくなり、主権が回復をされ、政府ができるということになるわけでございますが、その後も引き続き自衛隊の部隊が我が国の主目的判断を確保した上で活動していくこととなります以上、当該部隊の活動が他国の軍隊が実施する治安維持活動等との関係においても武力の行使と一体化の問題を生ずることはないということでありまして、

ワーディングをどうするかということとは、従来との答弁との整合性も含めてきちんと政府として決めなければいけないことだと思つておりますが、先ほど法制局長官が申しますように、いづれにしてもきちんとした担保、枠組みというものは必要だろうと。現在の場合には、これはもう本当に、このお答えをするのはもう百何十回目かになるうかと思いますが、非戦闘地域であるということとでそれが確保をされておることとでございまして、それは安全か安全ではないかというものは、重なる部分もございしますが、概念的には別のものもございします。

○平野達男君 それじゃ、担保という言葉が今出ましたので、ちよつと確認をさせていただきます

けれども、先ほどの法制局長官の答弁を踏まえまして、まず、繰り返しになります、武力の行使を目的とするもの、武力の行使を目的に入っている場合には参加、従来の意味のような概念での参加はこれではできないと。そして、そういうものではなくて、個々ばらばらで、例えば復興、人道支援という目的というもので例えば部隊編成ができるのかどうか分かりませんが、そういったものについては、これはどうも私の解釈によると参加は可能だということかどうか。これをもう一回、まず確認、これは法制局長官に確認します。

それからもう一つ、防衛庁長官に確認しますが、要は、究極の話は、究極というか、究極になるかどうか分かりませんが、武力の行使と一体となるような、他国の武力の行使と一体となるような命令は、一体となるような行為の命令、指示、要望は来ない、来たとしても、日本としてはそれは日本の独自の判断で拒絶できる、拒否できると、そういう枠組みがで上がるという、こういう理解でよろしいですね。

○政府特別補佐人(秋山收君) 今のお尋ねは、やはり具体の当該多国籍軍の目的、任務、編成などについて判断しなければなかなか難しい点があると思いますが、要はその司令官の指揮に従つてその一員として行動するというような形態のものに我が国の組織が組み込まれるということになりますと、それは憲法上の問題があるということとでございします。

○国務大臣(石破茂君) いずれにいたしまして、これは根拠法が特措法でございしますとするならば、するならば、そういうことは起こり得ない、一体化すると判断されるような行為はそもそも行い得ないということでありまして。

○平野達男君 それは、こちら側の、また政府の要するに一方的な解釈だと思ひます。つまり、多国籍軍に協力という形の、でも参加になるのか分かりませんが、いづれ多国籍軍には司令官がいます。そのイラクが情勢が混乱したときに、例えばここからここまで燃料を輸送してくれないだろう

か、それから医療品を最前線まで送ってくれないだろうか、これは最前線ですから今のこれはもう憲法に違反をするわけですから、そういう指示が来ない、来たとしても、まかり間違つて要望が来たとしても、それは日本軍として拒否できると、それを全多国籍軍が、多国籍軍の司令官、それは各国が了解すると、そういうことがしつかり周知徹底されていなければいけませんねということを書いてあるわけですね。

○国務大臣(石破茂君) もちろん、先生よく御案内の上で今御質問になっておられるわけですが、例えば最前線へ運んでくれなどというのは無理でございませうね。非戦闘地域の要件を満たしません、そもそもですね。拒否するかしらないかという点は明確にきちんと今お答えすることはできませんが……

○平野達男君 しなきや駄目じゃないですか。

○国務大臣(石破茂君) ですが、まかり間違つてとか万が一とか、まかり間違つた命令とか万が一の命令というのは、それは来ないのだからと思つています。

それは、いずれにしても自衛隊としてそれが行い得ないということ、で、それは相手から見えてどう思う、これは集団的自衛権の議論なんかもそうかもしれない、相手から見えてどう見えるのかということ、我が国がきちんと根拠法令たる国内法、その最上法規である憲法に従った行動をしなればいけないし、それしかできないということとは当然のことであつて、それが相応でない、それを逸脱するようなことがないような仕組みを確保するということは、当然必要なことだということを書いてあります。

○平野達男君 それじゃ質問の仕方を変えますけれども、要は日本の行動原理、自衛隊の行動の原則、それからこういうことについて限界がありますよということについては多国籍軍、これから編成されていくだろう多国籍軍ですよ、それが完全に理解していることが前提ですねということを書いてあるんです。その上で、そうでないとイラク特

措法という、これは我が国はこれに基づいてやろうとしているようにすけれども、その枠組みに基づいて行つたとしてもいろいろなことが生じるという危惧がありますから、そこを確認しているわけですね。

○国務大臣(石破茂君) いずれにしても行い得ないわけでありませう。ですから、その辺りをどのようにしてこれから先政府の中で、これはもう多国籍軍との関係もございませう、全会一致で採択された国連決議というものもございませう、そこも踏まえて政府として適切に判断をしてまいりたいということとでございます。

○平野達男君 以上のような一杯、一杯というか幾つかの重要な問題があると思うんですね。これを今のまま政府だけの判断でやるというのは、これは本当に今の国会と政府との関係上非常にまづいと思ひますよ。憲法との整合性の問題、それから運用上の問題、多国籍軍がどのような形になるか、まだまだ詰めなくちゃならないという課題だらけじゃないですか。その中で、どうも枠組みはイラク特措法でいけそうだという前提で検討がどんどん進んでいる。

これ、このまゝいきますと六月の十六日で多分これで国会解散になるでしょう。暫定政権は……(発言する者あり)失礼しました。大変失礼をいたしました。閉会になります。小泉さんが、小泉さんが内閣総辞職すれば別ですけども、まず、今、ごめんなさい。そうしますと、六月一杯で暫定政権が、失礼しました、CPAが解散して暫定政権ができる。それで、国会は多分九月か十月か分かりますが、その間に政府がやろうと思つたら、政令を変えて、計画の変更もなくしてそのまま継続できる、これは本当国会軽視以外の私は何物でもないと思ひます。

これは、今日、総理がおりませんから、総理に是非それを伝えていただきたいと思ひますし、外務大臣も防衛庁長官も、ここは解釈がどうのこうのというのじゃなくて、政治家として、外務大臣は政治家じゃない、ないかもしれませんけれど

も、外務大臣として、防衛庁長官として是非判断をしていただきたいと思ひます。

今日は、外務大臣といふいろいろと、例の大量破壊兵器の問題とかいろいろ議論したかったんですけども、ひょっとしたらこれが多分外務大臣に質問できる最後の機会になるかもしれないということもありまして、是非やりたかつたんですけども、次回あるということを期待して、もしなければ、今まで本当にどうもありがとうございますというのを申し上げて、私の質問を終わらせていただきますと思ひます。

○委員長(清水達雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、愛知治郎君が委員を辞任され、その補欠として福島啓史郎君が選任されました。

○吉岡吉典君 日本共産党の吉岡です。

この間の参考人の意見陳述の中で、この法案、七法案三約、六十万字に及ぶこの法律を読み切れ、読み切った議員さんがおられれば称賛に値するという趣旨の発言がありました。それほど大変な量の質問ですから、私、短時間ずつ繰り返しますけれども、まだ総論の前書きなんです。ですから、今日もまたその総論の前書き部分を繰り返すことになりませう。

私、これまでの議論を聞いて非常に強く感じたのは、日本への武力攻撃の危険性をどう考えるかという問題について、政府の答弁には非常に重大な疑問を持たざるを得ません。

というのは、我々日本は、かつてアジア太平洋戦争の際に、大本営発表で負け戦を勝つていると国民に信じ込ませながら戦争をやつた。今度の有事法制で、私は、それ形は変わるけれども、日本が武力攻撃を受ける危険性があるということを非常に強調してこの法案の必要性を国民にうんと言わせようとする、そういうことを感ずるからであります。

日本に武力攻撃が行われる危険性というのは

私、ここでも何回も言つたと思ひますが、かつて福田首相は万々々々が一、万が四つづつながつておりました。ある人にこれはどれだけか言つたら、一兆を超えて一京分の一の可能性だということでありました。

最近、防衛庁の文書を見ましても、そういう危険性というのは低下しているというように書かれているわけですね。その一京分の一の危険性よりもっと万が六つ七つ付くぐらいな危険性に低下した時期に、なぜ何十万の軍隊が日本に侵攻してくる危険性を想定したかという法律、そしてそれに対して平時から訓練をしないかといふかという非常に法律をどうして作るのか。私は、それについて非常に受け入れることのできない論理が展開されていると思ひます。

私は、これは形を変えた大本営発表と同じような国民に対する一種の心理作戦も行われているとしか取れません。

で、大臣、お伺いしますけれども、本当に今も何十万の軍隊が地上侵攻してくる可能性があるというふうにお考えになつていらっしゃるんですか。

○国務大臣(井上喜一君) 具体的に武力衝突があると、それが出てくるというような状況というのは、突如として出てくるような状況に、それなりの経緯がありまして出てくるんだと思ふんであります。もとよりこの武力衝突、こういつたことが起こるということを、決してこれは好ましいことではないわけでありまして、そういうことが予想されますようなときには外交努力とかいろいろな方法によりましてそういう武力衝突を回避するようなことを、これも第一にやるべきだと思ふんであります。

しかし、それだけで紛争が起きますか、我が国に対する武力攻撃がないという保証がないわけでありまして、どこの国だってそういう緊急事態を想定をいたしましてこう法律を作つていっていると思ふですね。その有事に対処をする制度を作つていっていると思ふんであります。日本もやつとそういう国に倣つて日本有事の場合にはきちんと適切に

対処できるような制度を作ると、こういうことになりまして、昨年、武力攻撃事態対処法が成立をいたしましたわけでありまして、今年はそれを受けましてこのような、今、国会に提案しておりますような制度を作ったわけでございます。決して戦争を歓迎するとか、あるいは御党の委員が言われるように、これは戦争に道を開くものだというような趣旨ではございません。万一の場合に備えてのこれは制度である、このように御理解をいただきたいわけでございます。

○吉岡吉典君 それでは伺いますが、私、戦争歓迎しているなどというふうに言ったことも、あなた方がそう思っているというふうに言ったこともありません。

ここで論議が繰り返されたことですが、例えば沖繩戦のような事態あるいは東京大空襲のような事態というものは、それも念頭に置いて論議がありました。私は伺います。それで、沖繩戦のような被害、東京大空襲のような被害、これは有事法制の不備、訓練の不備のためにあんな大い被害になったのか、また、これは有事法制と訓練でそういう被害を食い止めて生命、財産が守れるとお考えになっているんですか。これ、長官か大臣どちらか。

○国務大臣(井上喜一君) よくさきのこの戦争のことが引き合いに出されるのでありますけれども、この戦争を考えてみますと、ああいった戦争が起きましたそれなりの原因はありますけれども、彼等の経済力の差とか、あるいは工業力の差というものがございまして、それから戦争の進行とともに戦意の喪失といいますが、そういったことも現実起こってまいりまして、これは大田委員から、特に沖繩戦の場合なんかは非常に、何といいますが、惨たんたるものでなかったかと、こういう御指摘を受けたわけでございまして、私は、したがって、いかなる形で武力衝突を回避していくかと、こういうことにつきましては、さきのこの戦争の経験なんかを踏まえまして十分に考えていかないといけないし、今申し上げ

ましたように、外交努力あるいはいろんな国と平和のうちに共存していくようなこと、しかし万が一の場合には今日、日米安全保障条約がございまして、こういったことも十二分に生かしまして、我が国の、我が国が有事に至らない、あるいは万が一有事に至った場合にはそれに適切に対処するような体制を整えていかないといいなと思うんでございます。

具体的に、さきの沖繩戦あるいは東京大空襲のああいった経験、これらにつきましても、これから経験等が生かせるようにつきましてはこの国民保護法制の中にも生かしていきたいと、そんなふうにご考えているわけでございます。

○吉岡吉典君 今、安保条約について触れられましたから、私、この法案が出てから不思議に思っているのは、日本は安保条約があるから侵略を受けないんだとさんざん言った政府が安保条約がある下で武力攻撃事態に備えてこういう法律を作るわけですから、ああ、今度は政府の言い分が変わって、安保条約があっても武力攻撃を受けるんだということ、この法律は作りたいんだと、都合のいいときに都合のいい言い方があるものだなというように思っているところです。

それで、大臣、今の答弁は、武力衝突、戦争を避けたいという答弁なんです。この法律、受けた場合に備えるものになっている。だから、私は端的にお答え願いたいんですけども、この有事法制が成立すれば、沖繩戦のような戦争があっても生命、財産が守れるとお考えになっているのか、端々に答えてください。

○国務大臣(井上喜一君) 余り単純に答えるというふうなことはできない性格のものだと思うんです。すね、いろんな状況の中で武力衝突が行われるわけでありまして、

まずは武力衝突を回避するような努力をするというのは当然でありますけれども、残念ながら武力衝突がある場合には、それに応じた適切な対処が必要だということで、我が国の体制あるいは日米安保条約のことを今申し上げましたけれども、

ども、米軍との共同対処の行動等によりまして、あるいは国民保護のための避難とか救援につきましても、当然のこととしてやるべきことはやるというところでございます。

何もしないのは、まあしなくて何もないというのはこれ一番いいかも分かりませんが、そのように考えて、国として一番やるべき国民の生命とか財産の保護につきましてそのままだにしておくというところは、これはやっぱり私は問題があると思います。やはり、それこそ万が一かも分かりますけれども、それに対する対処はきっちりと考えておかないといけない、こんなふうに思います。

○吉岡吉典君 はつきりと、この法律ができれば守れるとおっしゃれないんですね。

さつき、諸外国もみんな有事法制を持っているんだというお話をした。それは事実ですね。大部分の国が持っていることは私も認めます。私は、ある研究者の書いたものを読んでみたら、その有事法制というのを有事法制を作った目的で運用されたことは少なくとも戦後世界ではないというふうに書かれておりました。

フランスは、一九五八年に制定された現行憲法の中にも非常事態の規定を盛り込んでおりますが、この規定はフランス防衛のために発動されたことではない。ただ、発動されたことが二回ある。それは、植民地、アルジェリアとニューカレドニアの独立運動を弾圧するために使われたということ、国民の生命、財産を守ることが全然別であった。イギリスも、有事法制を自国防衛のためにいつて制定したけれども、発動されたことは国内のストライキ対策で発動されたことがあるだけだということ。それと同時に、アイルランドの独立運動を弾圧するために使われたこともある。ドイツも、六八年の憲法改正で非常事態の規定を盛り込んだが、これまで一度も発動されたことはないというのがある研究論文で書かれておりました。日本の場合はそれと違って、今こういうものを急いで作らなくちゃならない理由が特

にどこにあるのかということが私は疑問に持ちます。

私は、一番大事なことをやらないでこういうところへ力を入れているとしか思えません。例えば、原発の万一の事故に備える訓練なんというのはかつては全然やられていなかった、原発安全神話で。最近やうになりまして、型どおりのもの。私の田舎の目の前が原発があるんです。ですから原発のいろんなことは私も幾らか関心を持っていますけれども、避難訓練なんか形の上ではやったことになってはいますけれども、例えばテレビで見たアメリカの原発避難訓練のような本当の意味の訓練なんか全然やられていない、訓練やっているというだけで。片方ではそういう必要なことをやらないで、万々々々が、手かしたから僕はそれにもう二つぐらい付けますけれども、そういうことに備えて、ヨーロッパでも発動されたことがない、そういうものをなぜ急いで、まだ私は総論の前文が完成しないような時期に、今日採決をやるということだということなんです。が、そんな緊急性があるんですか。

○国務大臣(井上喜一君) 過去にそういう事例、最近におきましてはないという、だから将来も起こらないということ、これはだれしも言えないことであります。こういうこの国でもごくごく普通の考え方で安全を考えた場合に作っておりますこの制度というのは、日本だって一日も早くこれは作るべきだと考えておまして、これまでずっとこれいろんな事情があつたと思ひますけれども今日まで延びてきたわけであります。やつと、もしこういうような関連法律、条約が御承認いただきますと、日本も一応の有事につきましても制度が完成するわけでございます。非常に後れて整備されるということでありまして、やつぱり国民の命だとか財産を考えた場合は、やはり国としては、政府としては、万一のことを想定いたしまして制度を作り、それに備えておくということが必要だと思ひます。

今、原発の防災訓練の話がございましたが、私

もそのように思っております。したがって、最近少しは中身は変わってきていると思うんですが、同時に、限られた人でなしに、できるだけやっぱり関連する人たちに訓練をもらって万に備えていくべきだと、そんなふうにも考えております。

○吉岡吉典君 法案、いろんな問題があつて、まだ私、各論に入っておりませんが、罰則、人権規則の問題だけ一つお伺いしておきます。

基本的人権の問題というのは、憲法が侵すことのできない永久の権利と規定し、人権宣言三十周年の衆参両院の本会議で採択された決議の中では、人権の著しい軽視が過去二回にわたる世界大戦の惨禍をもたらしたことの反省に立ち世界人権宣言が採択されたこと、こういうふうなうたつており、人権の保障は平和の基礎になる、土台になるという考えを表明しております。

今回、この法案の中では、最小限と言われているけれども人権に制限を加え、かつ罰則も設けたわけですね。しかし、一たびこういうのが織り込まれると、とりわけ非常事態というようになれば、これは必ず拡大運用されてくる、これが、例えば太平洋戦争の場合でもそうでした。

私、太平洋戦争中のいろいろな、軍機保護法とか、そのほかのものを全部調べたことがありますが、そして、見ますと、これは例えば軍機保護法でも、そのほか軍用資源秘密保護法とか治安維持法等々、全部非常に限定規定が設けられておりますね。治安維持法などは学問研究の自由を侵すことではないなどということも繰り返し言われましたけれども、一たび作られると、やっぱり独り歩きしている。例えば、私、特高資料読んでみたら、映画ニュース見て皇后陛下は美人じゃないなと言つて捕まっているんですね、そういうので、それが戦争中の出来事なんです。皇后陛下は美人でないとされたので逮捕された。これぐらい独り歩きの怖さというのがあるんですね。

だから私は、いや、限定されているから大丈夫だというふうに言う保証が一体どこにあるかと思うんですが、これ、どなたになりますか、答弁願います。

○国務大臣(井上喜一君) 明治憲法下の人権の保護ですね、これは確かに今日のこの憲法下の人権の保障というのは大変違ったものがあると私は思います。

同時に、制度といたしまして、今の憲法といひますのは国民の権利義務に関することは法律じゃないといけないというふうに書いてあるわけですね。ということでありまして、明治憲法の場合は必ずしも法律でやる必要はなかったわけでありまして、勅令でありましていろいろな命令でもできるようなつていたわけでございます。したがって、時代の背景が違つて、正にまた法律の制度も違つたということでおっしゃるようなことが私は出てきたと思うんでありますけれども、やはりいかにこの法律がその法律のとおり履行されているかどうかという意味での行政の監視というのは、これは立法府にあるんじゃないかと私は思うんですね。

だから、やっぱり立法府だとか一般の国民だとか、それはやはりこういう制度を作りまして、常にこれはもう監視の対象になるわけでありまして、しかるべき御意見につきましては、それは今の制度の中では私はやっぱり政府はそれを聞くようなことになつていいると思ひます。

今の日本の政治の制度ですね、立法府、行政府、司法の制度でありますけれども、それらが一体になりまして私はこの制度が守られていく、あるいは広くは国民の監視ということがあるかも分かりますけれども、今の日本の民主主義制度というのはやはりそういう制度の中でずっと健全に育つてきているといひますか、生きていると、そういうことは言えるんじゃないでしょうか。

○吉岡吉典君 明治憲法と現憲法との違いで安心せよという御説ですが、今の憲法下でも同じようなことが起こっているんじゃないですか。例

えば、日の丸・君が代。これは強制するものではないといふことがあの制定過程で繰り返言われました。ところが、君が代斉唱に起立して加わらなかったといふことで東京では大量の処分が行われているわけですよ。ですから、現行憲法の下ではそういう心配ないといふように言えない事態が今起こっているわけですね。

私は、こういう有事法制のようなものが作られて、実際は外国軍隊が日本へ攻め込んでくるなんていうことはありせんよ。ないけれども、そういうところで強められた、何といふんですかね、体制の引締め、それだけが強まってくるということとを心配するものです。

それで、憲法の問題がありました。今、憲法のことが出ましたので、私は今の憲法、先ほど多国籍軍問題もありました。私は、多国籍軍問題、これは質問通告していませんから、私、一言触れるだけにどうも言いたいです。あのPKO法が出たとき、私は法制局や政府の人々にもう繰り返してよく説明を求めました。そのときに、私の最大の質問は、なぜPKO参加法でなく協力法でかといふことを問いたしました。それは極めて単純でした。参加できないんです。PKOでも参加できない。だから協力法です、お手伝いなんです。いうことでした。中身ここで詳しく言いません。

ところが、それが今は、参加か協力かという大論議して法制局長官が訳の分からない答弁を繰り返すという、そういう事態になつていいるのは、やはりPKOでさえも参加できないといふ時代には、日本のような憲法九条も何にもない国の参加ですよ、多国籍軍といふのは。そこに憲法九条を持つた国、憲法九条はまだ変えられてはおりませんからね、その国の自衛隊を、参加どころか私は協力も憲法上できないと思ひますけれども、そういう無理をやるうと思ひます。だからああいう訳の分からない論議が起こつていいると思ひます。

この間、参考人呼んだときに、参考人の一人の書かれた論文が話題になりました。私もこの論文読んで注目をしていいた論文ですけども、防衛学

会の「防衛法研究」に出ていいる論文です。その論文、長いから、結論的に私要約して言ひますと、アメリカの要請に基づく安保条約の要請に基づいて措置を取ると憲法上に問題が出てくると。憲法を政府解釈どおりにやろうとすると、それは安保条約上の責任が十分に果たせないといふのが今の日本の現状だと。両方満足させることができないといふ趣旨の論文なんです。

これはなぜかといふたら、今の憲法でできないことをやろうとして陥つていいる矛盾だと私は思ひます。だから、やはり憲法をどういふふうにか考えるかといふ問題にもなるわけですけども、私は議論はいろいろあると思ひます。議論はあつてもいいけれども、現行憲法が厳として生きていいる下では、やはり憲法が目指したことを目指して我々は努力すべきであると思ひます。

そうすると、日本国憲法は何を目指したか。今、私、ここで繰り返憲法制定当時のことを言ひませんけれども、これは防衛庁長官にお伺ひします。今やろうとしていいる一連のこと、多国籍軍問題も含めて、またこの有事法制でアメリカへの協力体制を強めようとしていいることも含めてですが、これは、今の憲法を作つたときにこういうことを考えていたと、それと違つた事態が生まれていいるか、そのどちらだと思ひますか。

○国務大臣(石破茂君) 先生からいろいろな御指摘をいただいて私も考えていいるのですが、一つは、今の憲法を作つたときに日本は本当にもう廃墟で、国力も全くなくて、国連にも入れてもらえないような状況であつた。それと今と比べてみて、全く状況は変わつていいるといふことはある。しかし、そのときに日本国憲法が目指したものは、やはり国際社会において名譽ある地位を占めたいと思ひ、自分の国のことに専心してはならないと思つてきた。そして、それと九条といふもの、つまり憲法前文の精神と九条といふもの、それは私は今も変わつていらないのだと思つていいるので

日本はこれだけ国力も付きました。国際社会に

おいて責任ある地位も占めるようになりまし
し、同時に日本の平和と安全というのは世界の平
和の安全あってこそだという、これも随分と変
わってきたことなのだろうと思つています。それ
は日本の経済を維持する上においてもということ
でございます。ですから、私も、憲法前文の
精神と九条、日本は侵略戦争を絶対に行わない
だということなどをどうして両立をさせていく
か、やはり憲法の目指した精神というものは、今
後も、私も豊かになったとしても、きちんと考
えていかねばならないことだというふうに認識を
いたしておるところでございます。

○吉岡吉典君 どうかどう見たって、憲法制定
当時日本が世界に向かって宣言した延長線上で
は今のことは出てまいりません。これは、私、繰
り返し言つたことですが、総論、前文の結
びになるかもしれませんけれども、やはり今起き
ている日米共同対処の具体化、この事態というの
は、私は二つの段階があると思つて、論議を聞き
ながら、また自分で考えながら、到達しているこ
ろです。

一つはクリントン・橋本共同宣言で、約束に基
づいてアジア太平洋の日米安保体制を整える、共
同対処を整えると。そのために周辺事態法を作
り、武力攻撃対処法を作り、そして今、関連法案
を成立させようとしている。これでアジア太平洋
の日米安保体制を完成させようとしている。そ
のときの理屈は、我が国への武力攻撃にいかに対
処するかということがスローガンでやられてきま
した。私は、今問題の有事法制というの、有事
の危険があるからじゃなくて、そういうスローガ
ンの下に作られていると思ひます。

第二段階は小泉・ブッシュ共同声明で、世界の
中の安保を約束した。だから、これはもうアジア
太平洋地域でとどまらないところへ今来ており、
それが多国軍への参加が協力かということま
でやつてきております。これは我が国への武力攻
撃という名称では通らないから、今度は、自国の
ことのみ考えてはならない、国際貢献だと。今度

の防衛計画大綱も大体、今のは周辺安保だつたけ
れども、今度は国際貢献になるというように私は
文献をいたいて読んで感じてるところです。

私は、やはり国民に、日本は今の憲法どおりの
日本で駄目だと本当に考えるなら、それを正直に
言つたらいいですよ、国民が判断するんだから。
それを、我が国の武力攻撃の危険があるとか、そ
んなことを言つて、現代版大日本憲法で国民を誤
らせる。私は、日本国憲法制定時に世界に宣言
した、日本は、平和な世界、戦争のない世界を目
指すことで世界の中で信頼を勝ち得ようとした、
その方向に向かってアジアでも若干の動きが始
まっている。その一つとして、僕は総理の二回に
わたる朝鮮訪問で朝鮮半島の危機も和らぐ方向に
向かい出したと思つてゐるわけです。私、この間、
本会議で、その成果をあらゆる面で生かしてほし
いということを言ひました。

今、アジアでも、六か国協議、それからARF
その他いろいろ、TACも含めて、アジアの平
和な体制をどう作るかという努力が行われてい
る。それに参加して、そういう平和な繁栄と平和
な北東アジア、アジアを作ることにこそ最大の限
の努力を割くべきであり、国会論議もそこに集中で
きるような政策こそ取るべきだと思います。それ
を、六十万の法案、七法案三条約がわずかに、
まだ私にとつて言えば総論がやつと終わるか終わ
らない、総論じゃない、総論、前書きが終わるか
終わらないぐらいのところまで打ち切りなんとい
うことになったら、これは政治の提起が間違つて
いると思ひます。

私はそのことを申し上げまして、同僚の質問に
バトンタッチして、終わることになります。どうも。
○小泉親司君 引き続き質問させていただきます。
私は、先ほど同僚委員がお話しになりました多
国籍軍、これの自衛隊参加問題を含めまして少し
議論いたしますが、法制局長官はお呼びしており
ませんので、主に外務省と外務大臣と防衛庁長官
に少しお尋ねいたします。

今度の新しい決議、小泉総理大臣は、米国の大
義の勝利だというふうに評価をいたしましたけれ
ども、この決議について、私、外務省に日本訳持つ
てきてくれと言つたら、何遍言つてもなかなか
持つてこれられない。実際に一体どうなっているの
か。日本語というのは日本外務省は出さないの
か。私、非常に問題だというふうに思ひますが、
この国連決議の中で多国軍については、この多国
籍軍の問題をめぐりましていろいろな問題が出てき
た。例えば、イラク国民の主権の回復と多国軍
が権限を、大変強大な権限を持つということをも
う調整するかというようなことが出されておしま
す。

そこで私、この国連決議について少しお尋ねし
たいのは、国連決議、安保理決議の十一項で、イ
ラク政府、イラク暫定政府と多国籍軍の間の関係
が述べられておりますけれども、これは具体的に
どういうふうなことを取り決められているのか、こ
の点、まず外務大臣、御説明いただきたいと思
ひます。

○政府参考人(西田恒夫君) お答えをいたしま
す。
今般の安保理決議で、安保理あるいはその他の
関係国において最も議論を生んだのが今御指摘の
イラクの新しい主権を有します暫定政府と多国籍
軍との間のいわゆるパートナーシップをどうい
うに決めるかということでございます。

〔委員長退席、理事常田享詳君着席〕
正に御指摘のように、今回のパラの十一とい
うのは非常に複雑な構成になっておりまして、大変
に分析等が難しいところがございますけれども、基本的
には、御案内のように、イラク暫定政府の首相から
安保理の議長に、それからパウエル長官から安
保理の議長にそれぞれ書簡が出てきておりまし
て、その間におきまして、新たなできます多国籍
軍とイラクの暫定政府の間に安全保障パートナー
シップを確立し、そのための具体的な調整のメカ
ニズムを作るといふことがその肝となつておりま
す。

して、その間におきまして、種々機微な問題も含
めて十分に議論をし、調整をするということが決
められたということでございます。
○小泉親司君 ということは、そのイラクの国民
に主権が返還される、多国籍軍が権限を持つと。
大変な強大な私は権限だというふうに思ひます
が、例えば具体的に、どういうふうな正確に訳す
かいろいろ難しいんですが、これ、例えば、イ
ラク政府と多国籍軍のために微妙な攻撃作戦につ
いての方針を含め、あらゆる範囲の安全保障と政治
の基本問題で合意を達するためのそうしたメカニ
ズムを作るんだと書いてある。
ということば、例えばアメリカが様々な軍事作
戦やっている、武力行使やっている、こういうも
のに対してイラク暫定政府がこういうのはやっ
ちやいかぬと。例えば、フアルージャなどで大変
包囲作戦があつて、女性や子供や老人などが多く
亡くなった事件がございました。こういうふうな
作戦については、イラク暫定政府としては、アメ
リカ軍にこういう作戦を拒否するという権利はこ
の安保理決議では十分に満たされてゐると、そう
いう御見解なんですか。

○政府参考人(西田恒夫君) 今御指摘のように、
多国籍軍と、それからイラク暫定政府、それから
イラク暫定政府の下に新たにイラク軍というもの
がもちろん今形成されつつあるわけでございます
が、との関係というものはパートナーだという理
解でございます。

そのようなパートナー同士におきまして、今御
指摘のような非常に機微な作戦というふうなもの
も含めて、大きな今後の方向についてどういふも
のがあり得べきかということについて議論をする
場を設定し、その場においてイラク暫定政府とそ
れから多国籍軍間において調整をするということ
が決められたということでございます。

○小泉親司君 いや、私がお聞きしているのは、
調整というのは分かりますが、主権はイラクに移
るわけですから、イラク国民の拒否権はあるのか
と。

○政府参考人(西田恒夫君) 今般の安保理決議自体から、イラク政府に今おっしゃったような意味におけるいわゆるビーターというものがあろうかというふうな明示的な規定はないと思います。他方、しかしながら、今正に御指摘のとおり、主権を有しておるのがイラク暫定政府であるということは明確になっておりますので、そのような場を通じて主権者であるイラク暫定政府の意向というものは当然十分に反映されることだと思えます。

○小泉親司君 そこでもう一つお尋ねしますが、今回の決議は、私はこれは武力行使を含んでいるのかどうか。これは外交防衛委員会でも西田さんとやり合ってきましたけれども、これ認めるまで私と一緒に十五分掛かった。申し訳ないですが、三十秒の間で、認められているのか認められていないのか、目的、任務に挙げられているのか、この点をお答え願います。

○政府参考人(西田恒夫君) この前も御質問を受けまして、要するに、個々具体的な判断をする必要がありますが、いわゆる武力の行使、国家間の言わば紛争の解決のための武力の行使に相当することがあり得べき武器の使用というものの、すなわち安全と安定のための措置を、必要な措置をすべて取るということが規定されているというのは御指摘のとおりでございます。

○小泉親司君 いや、簡潔に述べられるじゃないですか。

実際に武器の使用と武力行使を分けるというのは日本型なんですよ。つまり、憲法を持っているから武力行使と武器使用を分けているんで、そんな武器使用、アメリカが戦闘機持つてきてどんどんと爆撃して、これは武器の使用でございますなんてそんなことは言わないんです、アメリカという国は。だから、そのところを明確にしたというのは大変あれですが。

もう一つお尋ねいたします。この中で多国籍軍が人道復興支援の任務を持っているということがどうも述べられておるといふふうに言っておりますが、

すが、具体的にどこにそれが書いてあるんですか。

○政府参考人(西田恒夫君) まず、一番目のお答えでございますが、それらにおきましては、いわゆる安全、安定を取るために必要な措置を取るといふことの中に武力行使に至る可能性があるといふことを排除しないという趣旨でございます。

それから二番目に、いわゆる多国籍軍のマンデート、何が任務なのかという御指摘でございますが、それが具体的に書いてあるところはパラの十五にございまして、加盟国、国際・地域機関に対し、安全と安定及び人道復興支援に関するイラク国民の必要性を満たすことを支援するために、またUNAMI、これは国連でございますが、の努力を支持するために、イラク政府との合意のとおり多国籍軍に軍隊を含む支援を提供するよう要請するということに書いてございまして、多国籍軍の任務の中には、ここにございまして、安全と安定及び人道復興支援その他UNAMIへの協力というふうなものが含まれているという理解でございます。

○小泉親司君 十五項は支援を書いてあるだけで多国籍軍の任務を書いているんじゃないんです。違いませんか。

○政府参考人(西田恒夫君) お答えをいたします。

多国籍軍につきましては、他方、パラの十というところがございますが、それからその前に九ございますが、九におきまして、多国籍軍の駐留がイラク暫定政府の要請に基づくということでございます。先ほど言及いたしました書簡を考慮しつつ、一五一一に基づき、設立された、統合された司令部の下での多国籍軍に対する授權というものを再確認するというのがまず基本でございます。

さらに、パラ十におきまして、国連が上記パラで示されたイラクを支援する役割を授權することができるよう、またイラク国民が政治プロセスのためのタイムテーブル、計画を自由かつ脅迫なし

に履行することができ、復興・復旧の活動から利益を得ることができるよう、また多国籍軍はテロの防止及び抑止によるものを含め、多国籍軍の継続的な駐留に対するイラク人の要請を表明し、その任務を規定しているところのこの決議に添付されている書簡に従いイラクにおける安全及び安定の維持に貢献するため、すべての必要な手段を取る権限を有するということでございます。

○小泉親司君 私は、これは多国籍軍の任務について言っているんじゃないと思います。これは、いわゆるどういふふうなことをイラク国民が望んでいるか。あなたが言われたのは、書簡だといって、書簡も添付されて、これは附属文書になっている。しかし、その附属文書は、イラク国民が人道復興支援をやってくれということを要請しているというだけの話なんです。

それから、あなたが読みになった十項というのは、多国籍軍の任務じゃなくて、結果としてそういうふうなことをイラク国民に要請するんだということを私は言っているもので、これは、多国籍軍がそういう任務を持っているかどうかというのは、これは私は議論の余地があるというふうに思います。

そこで、もう一つ、ちょっと時間がないのでお尋ねしますと、この中で、多国籍軍は統一された指揮の下にというふうになっている。外務省の訳は、これまでは一五一一と同じだと理解して日本語訳を私が推測しますと、統合された司令部の下になつてゐる。これはえらい違いがあるんですが、そこでお尋ねしますが、この法制局長官も英語でおっしゃったアンダー・ユニファイド・コマンドという意味はどういう意味だと外務省は理解されておられるんですか。

○政府参考人(西田恒夫君) 一五四六、御指摘のユニファイドコマンドということでございますが、同じ文言は、先ほど私が御紹介をいたしました安保理、失礼、一五四六に使用しておりますけれども、これは一五一一にも既に使用されている表現でございます。

この一五一一に規定されております統合された司令部というものが何であるかということをごいまで米側等に照会をされてきているところでございますが、これによれば、この統合された我々は司令部と訳しておりますが、このユニファイドコマンドなるものはCJTF7ということを指しているという説明を踏まえまして、これをやはり司令部と訳すべきが正しいというふうに考えたものでございます。

○小泉親司君 いや、私がお聞きしているのは、統合された司令部、CJTF7、この、これがユニファイドコマンドだといふふうにおっしゃると、それじゃ、それは現在イラクが主権を回復していない元の話ですね。じゃ、今、今度は多国籍軍が設定されるところが司令部になるんですか。多国籍軍の司令部というのがで上がると、こういうことなんですか。

○政府参考人(西田恒夫君) 御案内のように、私が今述べましたCJTF7なるものは、先般、五月に組織改編をされて、現在はAMNFI、失礼しました、イラク多国籍軍司令部というふうに変編、組織改編をされておりますが、これが一五四六におきまして、いわゆるコマンドに相当するものというふうに我々としては理解をしております。

(理事常田享詳君退席、委員長着席)

○小泉親司君 ということは、新たに指揮下になつても、占領軍のいわゆる司令部、つまりCJTF7、これが引き続き、私は看板掛け替えただけだと思いますが、看板をCJTF7から多国籍軍と名前を替えるだけだということをこれお認めになるんですか。

それからもう一つ、ちょっと迫っておりますのもう一つお聞きしますが、そうなりますと、この統一された指揮下というのは、これはアメリカ軍の指揮下に入ると、こういう理解ということではよろしいんですか。

○政府参考人(西田恒夫君) 御案内のように、今般の一五四六決議の一番の主眼は、これまでCP

Aの下にありましたイラクという国が、いわゆるイラクの人々に主権が戻るということを鮮明にしたものでございまして、それに従いまして、例えば多国籍軍の役割、多国籍軍と新たにできますイラク政府との関係等々について、これを調整をするということを中心となつて取りまとめるというものが今回の言わば一五四六の肝であるというふうに考えている次第でございまして。

したがって、そのような中で正にイラクの暫定政府は今日に取りあえず発足をいたしまして、現在そのような新しい、六月の三十日に向けてのいろいろな調整というものが、安保理、国連、その他を通じて現在行われているところでございますので、詳細について予断をすべきではないと思ひますけれども、六月の三十日以降の多国籍軍というものは占領軍ではないということでございます。

○小泉親司君 いや、私はそんな、占領軍か占領軍じゃないかなんて、そんな初歩的なお話をしているんじゃないやしません。それは、主権が帰るんだから、それは当たり前でございます。私が聞きしているのは、そのユニファイドコマンドという、アンダー・ユニファイド・コマンドというのはあらゆる国がその指揮下に入ると意味として私は理解しているんだけれども、その点はどうかということをお聞きしているんです。

○政府参考人(西田恒夫君) 今回できます多国籍軍は、一五一の多国籍軍と同様に、このような統合された、我々の理解では、訳でございますが、司令官の下にあるという意味においてはおっしゃる通りでございます。

そのような司令官というものが何に相当するかということとは、先ほどお答えしたとおりでございます。

○小泉親司君 これ実は防衛庁からいただいた、六月三日に防衛事務次官が防衛庁記者会見室で会見したやり取りでございますが、防衛庁長官に幾つかお尋ねしますが、記者の方から、どのような国連決議になるか現在審議中ですが、多国籍軍の

任務の中に人道復興支援という目的が明記される形になれば、自衛隊としても今の法律で参加しやすいという状況があるのでしょうかという御質問に答えまして、防衛事務次官は四つの点を挙げています。

時間がないので四つ全部挙げませんが、最後に、四番目に、いずれにしても、我が国は安保理決議一五一に基づき多国籍軍の統合された司令官の指揮下にならなければならないことがポイントだと思っております。お答えになっていない。

私は、これは一五四六の多国籍軍と読み替えてもまあ差し支えないんじゃないかというふうに思いますが、これのように、その司令官の指揮下にならなければならないことがポイントだと思っております。お答えになっていない。

○国務大臣(石破茂君) これは、次官は条件として申し上げたのではなくて、ポイントですということをお願いした。議論のポイントとなるということをお願いした。議論のポイントとなるということをお願いした。議論のポイントとなるということをお願いした。

問題なのは、そのところがどのようにして確保されるか、我が国の主体性というものがどのように確保されるのかということが肝要である、それが議論をされなければならない旨述べたものでございます。

今朝からの累次の答弁で政府側として申し上げておりますように、そこでの担保、我が国が武力行使をしない、武力行使と一体化しない、そのことの担保というものを制度的にどのように確保するかということがまきしく議論のポイントであるということでございます。

○小泉親司君 ポイントでも条件でも結構ですが、問題は、そういう確保できる可能性、どうい

う形で確保できる可能性があるかと。この点、いかがですか。

○国務大臣(石破茂君) 一つは、これも断定的なことを申し上げるわけではございませんが、やはり基本はこの特措法というもののなかで、そしてまた、そこに書いてあるいろいろな枠組みを使うということなんでしょう。この二つのところで、日本だけそう思っていたって駄目だよということもあるのかもしれない。いろいろな観点からそこをどうするか。これはきちんとした仕組みというものの、担保というものが必要になるのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、その点も含めまして政府として検討を行うということでございます。

○小泉親司君 防衛庁長官の御答弁は前の答弁と同じなんです。言っていることは。つまり、これから指揮下に入らないということができるかどうかということを検討するということお話なんです。私、確保されるかどうかというのは非常に私は重要な問題ですから、この点については、外務大臣、いかがですか。

あなたはこれまで何とおっしゃってきたかという、私が多国籍軍のホームページを出して、自衛隊は既に指揮下に入っているじゃないかと質問した。そうしたら、外務大臣は、いや、私はアメリカに一生懸命言っているアメリカから確認も受けているんだ、だから大丈夫なんだと、これ答弁繰り返してきた。しかし、一向にこの問題は、依然としてイギリスの指揮下にあるジャバンのというのは、ホームページは消えておりません。その消えていないということはあなた方はお認めになつて

いるんだと私も指摘しましたが、それじゃ、アメリカやイギリスに確認したら、それは指揮権が今度多国籍軍の中に入っていないんだというようなことになるんだということですか。外務大臣、いかがですか。

○国務大臣(川口順子君) 自衛隊と多国籍軍との

関係につきましては、これは先ほど来別の議員の方にも申し上げておりますように、これは正に政府としていろいろな観点、これは決議の内容その他等々いろいろありますから、そういった観点から今後検討し、適切に判断をするということでございます。正に今その段階にあるということです。

○小泉親司君 外務省が手を挙げておられるから、具体的にどういうふうな確保する、あれ、外務省かな、どなたか、西田さんか、具体的にどういうふうな確保できると、これ最後にお答えください。

○政府参考人(西田恒夫君) 現在、政府として検討している最中でございますので、差し入ったこととお答えできない、差し控えたいと思ひますが、御案内のように、多国籍軍は、一五一におきまして、これまで当委員会においても御議論ございましたように、ネグロポンテ、アメリカの常駐代表等の報告にもございますように、治安維持のみならず人道復興支援等幅広い活動を含むものとなつてきておりまして、多国籍軍の司令官と各国軍隊の関係も任務あるいは活動に応じて異なる得るものというふうに一般的に承知をしております。

また、御案内のように、五月にキミット准将は会見におきまして、各国の軍隊は統合された司令部からそれぞれの国内法に反するようなことを求められることはないというような発言もあつたというふうなことも承知をしております。

○小泉親司君 私は、そういう指揮下に入らなくても大丈夫だなどということはあり得ないということをお願いして、私の質問を終わります。

○大田昌秀君 社民党の大田でございます。最初に、井上大臣にお願いいたします。米軍行動措置法案の第二条五項で、日本の支援を受ける米軍の行動について、武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等に当たっては日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な準備のための行動を含むと定めております。この必要な準備のための行動とは一体どういう

行動でしょうか。

○国務大臣(井上喜一君) 正に武力の行使には至らない準備のための行動でありまして、例えば、日本の国外から日本国内へ人員や物資を輸送するとか、あるいは日本国内でA地点からB地点へ人員や物資を輸送するというようなことですね。

それからもう一つは、施設と区域内における人員の集結や物資の集積ですね。今、日本にありません、施設・区域がありますけれども、その中で人を集結させたり物資を集積、そういったことが主なものになるんじゃないかと、こんなふうに思います。

○大田昌秀君 防衛庁長官にお願いいたします。

海上輸送規制法案の措置は、自衛隊法第七十六条第一項の規定によって出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施するものとあります。したがって個別の自衛権の行使となるものと見られますが、政府がこの間、統一見解として個別的自衛権の発動の三要件を示しています。つまり、第一に、我が国に対する急迫不正の侵害があること、第二に、この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと、第三に、必要最小限度の実力にとどまることとなっています。

そこで、問題は、本法第四十一条一項で、本法による措置は我が国領海又は我が国周辺の公海において行われなければならない、領海ならまだしも、公海における他国の船舶に停船検査などを迫るのは果たして個別的自衛権の急迫不正の侵害に当たるのでしょうか、大変疑問でございますので、御説明をお願いします。

○国務大臣(石破茂君) これは、政府が以前からお答えをしておりますように、我が国の自衛権の行使の範囲というのは、我が国の領土、領海、領空に限るものではございません。我が国を防衛するため必要最小限の実力を行使できる地理的範囲は公海及び公空にも及び得るということは従来から答弁を申し上げておりました。地理的な範囲がそういうことでございまして、そこにおいて自衛権行使の三要件を満たすと

いうことが仮にありました場合には、自衛権の行使としてこの措置が公海上において行えることはあり得るということでございます。

○大田昌秀君 あと一問、防衛庁長官にお願いいたします。

本法第十七条、停船命令の条文の三項に、停船命令を聞かない場合の措置として「信号弾及び照明弾の使用その他の適当な手段により、自己の存在を示す」とありますが、「その他の適当な手段」とは船体への危害射撃も含んでいるのですか。

○国務大臣(石破茂君) この十七条三項が予定をしております「その他の適当な手段」ということは何なのかということ、自己の存在を示すために適当な手段ということでございますので、まあ実際にそういうことがあるかどうかはその場になつてみないと分かりませんが、私どもが考えておりますのは、発光信号、ちかちかとつけて信号を送るものでございますが、発光信号でありますとかあるいは探照灯の照射、さらには、これもなかなか考えにくいかもしれませんが、手旗信号でありますとか、要は、大事なものは、自己の存在というものを示すための手段ということを含んでおりますので、私が申し上げたようなことが現在私どもとして考えておるところでございます。

○大田昌秀君 そうしますと、警告にとどまらず、警告射撃といえますか、信号弾とかそういうものにとどまらずに危害射撃というのは含んでいるということですか。

○国務大臣(石破茂君) 危害射撃の場合にはまた別の状況に相なります。ですから、自己の存在を示すために危害射撃を行うということはございせん。

○大田昌秀君 先日の本委員会で、防衛庁長官に沖縄戦における石垣島事件をどう御認識なさっておられるかという質問をいたしまして、次回に再質問いたしますということで申し上げましたので、石垣島事件は戦時中の最大戦犯事件の一つと言われておまして、大変ショッキングな事件で

ございました。捕虜の取扱いについてでございますが、どのような御認識か、伺わせてください。

○国務大臣(石破茂君) 先生の御指摘を受けまして、改めて詳細に読んでみました。

いろいろな問題を含んでいると思います。あの場合に石垣島には海軍しかなくて、台湾まで送る手段がなくてというような背景もあつた。しかしながら、あのようなことをやっていいはずは当然ないのであつて、あるいは軍事法廷の在り方についても、これは、軍事法廷といえますか戦犯法廷ですね、戦争裁判を裁く法廷についてもそうでしょうし、あるいは上官と部下との関係についてもいろいろと考えさせられたことではないでしょうか、いざいざにしても、あのようなことが絶対にあつてはならないということは口で言うだけのお話では駄目でございます。これは、例えば殺人罪でありますとかその他の法令をもちましてこれは担保をしておるところでございます。特別公務員暴行陵虐罪あるいは殺人罪でございます。

捕虜についての待遇、処遇がどのようになっておるかということ、これは第三国からのその点に関する確認、調査というものがジュネーブ条約に書いてあるわけでございます。ジュネーブ第三

条約及び本法案に基づき、赤十字国際関係委員会の代表者等が自衛隊の捕虜収容施設を訪問し、捕虜収容所の職員の立会いなしに捕虜に面会することとができる等、捕虜の処遇が適正に行われていることは外部からも十分チェック可能であるということでございますが、国内法的にもそのような仕組みを整えまして、石垣島事件のような、そのようなこと、いかな極限状況にあるとはいえず、やはりそういうことがないようにきちんとしたことを徹底していかねばならない、それは口で言うだけではなくて、法令上も、そしてまた運用上もそうでなければならぬと考えた次第でございます。

○大田昌秀君 この問題は、石垣島事件というのは、私は戦争の在り方といえますか、戦争そのものを示す非常に具体、具体的な事例だと思

ますので、お許しをいただいて簡潔に御説明したいと思いますが、昭和二十年の四月十五日に石垣島でアメリカの爆撃機が不時着をして、三名のパイロットが、操縦士が捕虜になりました。そして、三日間ほど石垣島の海上警備隊の方に、本部に勾留されて尋問を受けた後に、三名の捕虜のうち二人は日本刀で首を切られ、一人は銃剣で刺殺されました。その刺殺された一人は、前もって用意された墓穴のところに立てた棒に、既に死んでいるけれども目隠しをされて、そして後ろ手に縛り付けられて、その将校、警備隊の将校の一人が、模範突きといって、銃剣でその胸を、既に死んでいる捕虜の胸を突き刺して、五十名ほどの自分の部下に交代交代で突けという命令を出すわけです。

そして、約三十分ほどその五十名ほどの部下が交代でその既に死んでいる捕虜、捕虜を突き刺したわけですね。そして、その遺体を前もって用意していたところの墓穴に埋めるわけなんです。ところが、戦争が終わって日本が九月に無条件降伏したときに、この警備隊の関係者が石垣島に戻ってきて、この埋めた死体を改めて掘り起こして火葬にして、そしてその遺骨をガソリン缶に詰めて西表島の沖合に埋めた、埋めて証拠隠滅を図ったわけです。

ところが、戦争が終わって、もう兵隊が無事に家庭に帰って家庭生活を平和に過ごしている二年後になって、戦争が終わって二年後になって、鹿児島県からマッカーサー司令部の方に告発状が届いたわけです。どうして鹿児島県から届いたかといいますが、実はその警備隊の将校が、事件が起こる前に自分の当番兵が炊いたスूप、おつゆがまづいということで、その当番兵の顔にぶつけてやけどをさせた。その本人がまあ戦争が終わった後この告発を出したということが記録されているわけなんです。

本来ですと、捕虜の取扱いというのは、石垣島ですから、沖縄本島に守備軍司令部がありますから、その守備軍司令部に捕虜を送って、あるいは沖縄三十二軍の守備軍司令部の上級機関として台

湾に第十方面軍というのがありましたから、そこへ捕虜を送って、必要とあれば軍法会議にかけて処分することになっていたわけです。ところが、そういうことをせずに警備隊の将校だけが話し合つて勝手に処刑したわけですね。その理由として、その捕虜を台湾か沖縄本島に送るにも、船がなければ、船もなければ飛行機もないと、それから捕虜を監視するための人手不足に加えて食料不足で長期にわたつて捕虜を収容することはできないということが理由であつたわけですね。

つまり、私がここで申し上げたいことは、戦争というのは、そういうふうな国際法があつて、取決めがあつて、具体的な状況に入つてしまつと、今言つたように、捕虜を送りたくても船がない、飛行機もないと、さらに食料もないという状態が実際に起こるわけなんです。ですから、このこちらの議論、前も申し上げましたが、この有事法制の議論を聞いてみると、そのような戦争のあらゆる場面を想定してこの法案を作つたとは到底私は思えないわけなんです。

さて、その密告を受けて、告発状を受けて、マッカーサー司令部の方では関係者を集めたわけなんです。そして、四十六名が横濱に招致されました。そのうち、裁判して四十一名が死刑を宣告されたわけですね、たつた、上官の命令でたつた一突き突いただけで、それで、その中に沖縄現地の者が八名ありまして、一人だけが正規の軍人だったわけなんです。残りは地元から志願してやつた。そして、三名の未成年者も含まれていて、農林学校の生徒もおつたわけですね、十七歳の。それも一突き上官の命令でつたために死刑を宣告されたわけなんです。こういうふうな、戦争というのはありとあらゆる事態が起こるわけなんです。

そして、死刑を宣告されたうち、最終的には国民の多くの方がこれは余りにもひど過ぎるということでマッカーサー司令部アイケルバーガー中将の方に嘆願書を出して、ほとんどの人が死刑を免れたんですが、重労働三十五年とか三十年とか

やつて、沖縄の十七歳のその学生は五年の重労働に処せられたわけですね。

その学生が五年の重労働を終えて生き延びて帰つてきた後、戦争というものはある日突然起こるものではなくて、日ごろから戦争に向けてその準備をして、そして戦争状態になつた場合には普通の人間でなくなつてしまつていく。戦争、精神的に異常な者を育てて、それが戦争に行つて思ひも寄らぬことをやつちゃうということを自分が五六年の獄の中でよく考えさせられた、その意味で、教育こそがいかに大事であるかということがはつきりと分かつたという趣旨のことを言つて

いるわけですね。私は、この問題をあえて申し上げたのは、実は人権の尊厳を日ごろから教えたり、戦争のときにはこうすべきだ、超法規的になつてはいけないと言つても、戦争という事態はそういうことを許さない。私が前に防衛庁長官に超法規的にならずに戦争をやれますかと伺つたのは、実は超法規的になつてしまふわけですね。だから、戦争を防ぐことこそが国民の生命、財産を守るといふことはもう言うまでもないわけなんです。そういつた点で、是非この石垣島事件というのは繰り返し思い出して見る必要があると思ひます。

さて、もう一つ、さらにこの法案と関連して、前にもちよつと申し上げましたけれども、例えば米軍が行動する場合に立ち木を切つたり、あるいは家を破壊したりした場合に損失を補償するといふことが幾つもうたわれておりますけれども、実際にそれが可能かといふのは非常に疑わしいといふことを申し上げました。

そこでお願いしますが、防衛施設庁にお伺ひします。一九九五年五月に成立し、同年六月に施行された沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置法、いわゆる軍転法といふものがあります。その適用第一号として同年十一月に返還された在沖縄米海兵隊恩納通信所の跡地の利活用は、この間の外交防衛委員会での質疑における政府側の答弁では、現在でも、六十二ヘクタール返され

ているけれども、現在でもその一割しか活用されていないという答弁でございました。

なぜかといひますと、その米軍通信隊があつて、その地域の土壌が汚染されて活用できないわけなんです。そうしますと、軍転法によつて基地返還後三年と定められている地料相当額の地主への給付期間はもうとうに過ぎていくわけですね。したがつて、ほとんどの土地が利用されないまま、その給付金も打ち切られていくわけですが、その後の地主たちへの対応は政府はどういうふう

に取つていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(戸田重弘君) お答え申し上げます。

先生、旧米軍恩納通信所跡地の状況について返還給付金等、今どういうふうになつておるのかというお尋ねと理解しております。

先生、ここでPCB汚泥が出てまいりましたのは事実でございますが、現在はこのPCB汚泥はこの部分から撤去いたしまして、航空自衛隊の恩納分屯基地に保管しているところでございます。

そこで、お尋ねの給付金等でございますけれども、御案内のように、平成七年に議員立法によりまして駐留軍用地返還特措法が制定されました。これを受けて、先生、第一号と申し上げたところでございますが、恩納通信所につきましては返還給付金等を地主に三年間支払つたところでございます。この法律に定めます期間、三年間が経過した後につきましては制度的に支払う根拠がございせん。したがひまして、今日までそういった部分についての対応といふのは当庁として取つておらないところでございます。

○大田昌秀君 そうしますと、三年の給付金をもらつて、後の地主の損失は、大体で結構ですが、一体どれくらいになつていくのですか。

○政府参考人(戸田重弘君) 幾つかの前提を置かせていただきます。仮の借料額といつたものを試算させていただきますと、返還されました日の翌日から返還給付金の支給期間でありました三年を経過した平成十年十一月三十日の翌日から平成十

六年三月三十一日までの五年四か月に係ります借料相当額でございますが、これは約八億三千万円になるところでございます。

○大田昌秀君 このように、損失を補償すると幾ら法律に規定を作つても、戦争を終えて五十九年も迎えた今日、依然としてこういう状態が続いているという事実が厳然としてあるということですね。

もう一つだけ申し上げたいと思ひます。米軍行動措置関連法案による土地の収用等にかかわつて、これは井上大臣にお願いいたします。

太平洋戦争中の昭和十八年から十九年にかけて、沖縄、奄美大島等では日本軍が住民の土地を接収して十八の飛行場を建設しました。沖縄では、その旧日本軍に接収された土地に係るその後の土地返還あるいは補償措置について一九七八年三月にその調査結果をまとめました。

それによりまして、飛行場やその他の計十三の施設が約四百二十八万五千四百坪で、地主の数は二千二十四人あります。地代、補償金等を受領した者は、一部だけ受け取つた人を含めて八百二十人。残る一千二百三人は受け取つていないと言われております。

この問題につきましては、政府でもいろいろと検討されているわけですが、二〇〇二年七月に策定された沖縄振興計画の中で戦後処理問題として位置付け、法人による管理等の現実的な解決の方向が示されたわけですが、所有権の回復といった地主の悲願とはほど遠い解決策となつていくわけですね。

このように、民間から強制的に取り上げた土地が、六十年近くたつた今日も依然として補償もされないどころか、所有権、財産権を奪つたままの形で残つていくという現実を、大臣はこの法案との関係でどういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(井上善一君) 国民保護法案におきましては、物資の収用でありますとか土地家屋の使用、これを強制的に国とか地方公共団体が行う場合がありすけれども、こういう場合には、通常、

出る損失については補償をするということになっておりまして、法律にはその旨規定をいたしております。

○御指摘のところは、これは沖縄での戦争中のことだと思っておりますけれども、私は、そういうような類似のことがどうも本土の方でも行われているんじゃないかというような想像はするんでありますけれども、そういう場合にも、通常は、まず売り渡したのか売り渡していないのか、所有権の移転があったのかないのか、あるいは賃貸借だったのかと、その辺のところはきつちりと、はつきりしないとこれは先へ進まないわけですね。

したがって、私は、この沖縄の飛行場用地等につきましても、衆議院の方で仲村議員のこれと説明を聞いておまして、このようにお答えをいたしました。あれ、議事録を読んでいただくとお分かりだと思っておりますけれども、仲村議員の質問は、そういう今の大田委員と同じように返せという部分と、もう使わないところについては売り渡せというようにも言っておられるわけですね。

したがって、私は、その飛行場用地を活用していくということは大事なことでありますから、そういう国が土地を取得しまして、それを、未利用地でありまして、将来とも使う必要がない、使う目的がないというような場合には地元の方に払い下げたかどうかというように私は想定いたしまして財務省の方にもお話をしたのでありますけれども、いずれにしても、この所有権がどこにあるのか、これが確定しないと、これ何とも補償も、移るとかしないとかと話がそこはできないわけでありまして、そこは当事者の話し合いによるなり、話し合いができれば訴訟できちんと確定していただかないといけない、これはもう大前提だと思っております。

○大田昌秀君 ただいま大臣がお答えのとおり、戦争になるとだれの所有かということも分からなくなるんですね。ですから、幾ら法律で立ち木

の補償をするとか家を破壊した場合に補償するとかといって、六十年たつても補償されない。しかも、今大臣は沖縄だけじゃなくて日本本土にもそういう類似の事件、ことがあるかもしれないとおっしゃった。なおさら大変なことですね。つまり、それだけ被害が多くに及ぶということになるわけですから、ですから、その辺も是非真剣に御検討いただきたいと思っております。

さて、外務大臣に一回だけ伺います。
在韓米軍の三万七千人の三分の一に当たる一万二千五百人を二〇〇五年末までに削減するとアメリカ側が韓国に正式に伝えたと言われておりますが、これは米国が今進めている世界規模での米軍の再編、再配置の一環と思われるんですが、以前フィリピンのクラーク基地、スービック基地が閉鎖された際、同基地の一部が沖縄に移転されて、沖縄の方では随分それに反対したわけですが、今回、韓国でもそれが実現すると再び沖縄にまたその一部が向けられるというような、そういうことはございませんか。アメリカ側と何らかのお話はありますか。

○国務大臣(川口順子君) おっしゃられたように、一万二千五百名の削減、縮小をするということとございまして、これは米軍のグローバルな軍事体制の見直しの一環であるというふうに理解をいたしております。

それで、その日本への影響がどうかということが御質問でありますけれども、韓国政府によりますと、この在韓米軍の削減は新たな武器システム等の導入等によって可能になるものであって、これによって在韓米軍の主任務である韓国の防衛にいかなる影響も与えないというふうになっているわけでございます。今まで能力を重視するということをアメリカは説明してきたわけで、それとも合致をするということであろうと思っております。

したがって、在日米軍の兵力構成の見直し、これに当たりまして、在韓米軍が削減をされた結果その能力が減少をして、そしてその部分を在日米軍の増強によって補うと、そういうような

ことが想定されているということではございません。

○大田昌秀君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(清水達雄君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩

午後一時開会

○委員長(清水達雄君) ただいまからイラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、有村治子君、田浦直君、中原爽君、森ゆう子君、岡崎トミ子君及び井上哲士君が委員を辞任され、その補欠として松山政司君、加治屋義人君、狩野安君、大江康弘君、平野貞夫君及び吉川春子君が選任されました。

○委員長(清水達雄君) 休憩前に引き続き、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案外九案件を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田村公平君 自由民主党の田村公平です。

今、この二月から当委員会、ずっといろんな審議をしてまいりました。その中で、私、学生時分でありましたけれども、一九六八年に野宿をしたのが世界一周したとき、北欧三国の学生さん、大学の寮に泊めてもらいました。たまたま、まだ国に帰らないでその大学にいた学生さんと話をしたときに、私の英語は非常に、今もそうですが、つたない英語でありましたけれども、当時は社会党を中心として非武装中立論という論議がありまして、自衛隊のことをセルフディフェンスという言葉を使ったときに、向こうの学生と議論になりました。なぜかといいますと、軍というものはアーミー、ネビー、エアフォースというものは

セルフディフェンスというものをインクルードしている、含んでおるということで、自分自身が大きなショックを受けたことを覚えております。

その前にも、三矢研究をしたということで防衛庁の職員が処分をされたり、あるいはその後、国連は田舎の森林組合のようなものだという発言をした防衛庁長官が引責辞任をしたり、そういう意味では、この国会の中でこういう議論が堂々としてできる時代になった、あるいは国連の役割も大変重くなってきた、そういう時代の、戦後六十年たとうとしておる中で感慨深いものがあります。特に総理におかれましては、先般、サミットでの各国首脳との議論あるいはブッシュ大統領との首脳会談について、かなり突っ込んだ意見の交換があったというふうに承知をしておりますが、まず、そのサミット首脳会談のことについてお尋ねをいたします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今回のサミットは、ちょうど今から三十年前、第一回のサミットがフランスのランブイエで行われました。そのときは中東戦争の後で、一バレル二ドル前後の油が十ドル前後に跳ね上がった。ほとんど石油を外国に依存している日本にとって、日本が一番打撃を受けた後に、先進石油消費諸国として、この産油国が石油を武器に油の値段を上げてきた、どう対応するかということが開かれた第一回のサミットからちょうど三十回目にあたる会議であります。

そういう中で、今また油の値段が四十ドル前後、高騰しております。この時期に、三十年、石油の問題のみならずテロの問題あるいはイラクの問題、北朝鮮の問題、世界経済の問題、いろいろ出来事が次から次へ発生しておりますが、三十年たつても世界のいろいろな問題に対してお互い協力して対応していくという重要性に変わりはないという認識の下に今回のサミットが開かれたわけでありまして。

このサミットには、G8諸国のみならず、中東諸国そしてアフリカ諸国の首脳も参加して議論を行われた会議が持たれました。また、イラクの暫

定政府の大統領も実際その会議の席に出席されま
した。

そういう中で、日本として、これから世界経済
の問題、これは日本もようやく明るい兆しが出て
きた、この明るい兆しを本物にしていきたい、い
わゆる改革路線を堅持して改革の芽を大きな木に
育てていきたいという話を私から申し上げ、同時
に、アメリカ経済、中国経済の好調というものは
日本経済のみならず世界にもいい影響を与えてい
くのではないかとという話が行われました。

日本としては、特に今後、経済発展、これは先
進国も発展途上国も経済開発の問題は大きな課題
であり、日本の過去の高度成長の経緯から、開発
を考えると、環境保護と環境保護、これを重視し
ていかなきゃならない時代に世界的になったの
ではないかということで、日本としては、小泉内閣
発足以来、特に環境問題には重視している。

いわゆるスリーR、三つのRを提案いたしまし
た。廃棄物、これを削減していくリデュース、そ
して今まで捨てられていたものを再資源化して再
使用するリユース、そして循環型社会を作るリサ
イクル、これをこのG8サミットでも十分重視し
ながら、これから開発に意欲を持って進んでいる
発展途上国にも開発を進める際には環境保護を重
視していくことを協力していく必要があるという
話を申し上げ、各国首脳から賛同を得ることが
できました。

また、イラクの問題につきましては、ちょうど
サミット開催前に国連安保理事会で、イラクの復
興支援に對して、開戦の経緯は経緯として、
今後イラクの安定した民主的政権を作るために各
国が協力して支援に当たっていくという、この
新しい決議が全会一致で採択されました。これ
を踏まえて、サミットと参加国としても各国にふ
さわしい努力をしていくということで、これから
も日本はイラクに安定した民主的な政権を作るた
めに日本にふさわしい貢献をしたいというお話を

申し上げました。

また、イラクの大統領が参加しておりまして、
私もじかに話し合いましたけれども、イラクの大
統領は日本の自衛隊の活動に感謝と高い評価を
与えまして、是非ともこれからも日本の自衛隊の
復興支援活動を継続してくれという強い要請を受
けました。私も、日本として日本にふさわしいイ
ラクの復興に向けた支援がある、これからできる
だけ日本の国際社会における責任を果たしてい
きたいという話を申し上げました。

北朝鮮に對しては、一昨年九月十七日に訪
問した際に金正日氏と交わしました日朝平壤宣
言、いわゆる拉致の問題、核の問題、ミサイルの
問題、これを包括的に解決して日本が北朝鮮との
間に国交正常化実現に向けて努力していく、これ
を金正日氏との間に先月五月の訪問で再確認し
た、今後とも日本としてはこの方針に変わりな
い。特に、世界各国が、特にG8諸国が関心を持
っております核廃棄の問題、北朝鮮の、この問題に
ついては、日本としては、日本独自の問題でもあ
りアメリカと北朝鮮だけの問題ではない。今六
者協議が行われ、これからも行われようとして
おりますが、この六者協議の場においても各国が協
力して北朝鮮に核廃棄を働き掛けていくこと、そ
して北朝鮮を国際社会の責任ある一員に参加せ
るべくお互い協力していくという確認をするこ
とができました。

その間、サミットの会議の合間を縫いまして、
私は、ブッシュ大統領、ブレア・イギリス首相、
シラク・フランス大統領、プーチン・ロシア大統
領、シュレーダー・ドイツ首相、アブドラ・ヨル
ダン国王と二国間会談を行いました。二国間の協
力友好関係の促進と、そして今後の世界問題に
当たっては協力して対応していくという話し合
いを行うことができました。極めて意味のある三十
回目サミットだったと思っております。

○田村公平君 第一回のサミットはやはり中東の
油に端を発し、また総理から三十回目のサミット
が一パレル四十ドル前後というお話もありまし
た。

が、中でも、この首脳会談の後に総理からお話
もございました。そして、国連安保理の決議が全会
一致でなされました。そのことを受けて、総
理は、人道的復興支援、多国籍軍の中で今後も
やっていきたいというような趣旨の御発言があり
ましたけれども、この時期、まだイラクはそうは
いいながら絶対的に安心とか安全とは言えない
ような事態が起きております。

このような事態の中で、国民の皆さんも、多国
籍軍の中に自衛隊が入る、そういう人道復興支援
であろうと、そういうことについて不安を持って
いる方もたくさんおられると思います。この際
から、総理の方から、幸いNHKのテレビ中継
も入っております。国民の皆様は総理の思いを説
明をしていただければ有り難いと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この多国籍軍と
いう問題につきましては、イラクの暫定政府の大
統領も首相も、国連に對して各国が、今後イラク
の主権移譲、復興、安定に協力要請をしまし
ました。その中で多国籍軍が編成された場合に、
日本としても、今までのイラク特措法に基づく人
道支援、復興支援を継続していく方針であると。
多国籍軍と申しますと、とかく武力行使を目的
とするのではないかとというところが一部にござ
います。しかし、日本としては、多国籍軍が形成
されたとしても、武力行使を目的とする、そうい
う活動には参加いたしません。現在のイラク特措
法に基づいて、非戦闘地域、そこで人道支援、復
興支援を行うということでありまして、これか
らそういう方向で日本が現在のイラク特措法の範
囲内でどのようなイラクに對して復興支援、人道
支援を行うことができるか、与党始め関係当局等
も含めてよく相談しながら、日本にふさわしい人
道復興支援活動を継続してまいりたいと思ってい
ます。

○田村公平君 もう一つの心配は、多国籍軍の一
員になると米英の指揮下に入るのはないかとい
うふうにも思われがちであります。日本国内でそ
ういうことが総理のおっしゃるよう理解できた

としても、イラクにおけるその国民の目から見た
場合に、今いる、サマワにいる自衛隊、あるいは
人道的支援、復興支援を含めまして、そういう目
で果たして見ていただけるかどうか、そういうこ
とについての、あるいは自衛隊の今までのような
活動の規模、部隊運用等について、総理、もう一
度明確に答弁というか、意見を言っていただ
いと思っております。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今回のサミット
にイラク暫定政府の新大統領が出席されまして、
その話合ひの中で、じかに日本の自衛隊の活動に
對して温かいイラク国民の歓迎ぶりをお話した
できました。特に、日本の自衛隊の活動に對して
はイラク国民が感謝していると、是非とも日本の
自衛隊にはこれからも継続、支援活動をしてい
たきたいという話をじかに聞きまして、日本の自
衛隊の諸君も頑張ってくれているなど、地域の住
民と友好協力関係を築きながら、その任務の遂行
ぶりが高く評価されているということを伺いまし
て、大変心強く思いました。

これからの、日本の自衛隊のイラクにおける活
動は、多国籍軍が形成され、その多国籍軍と協力
しながら活動する際にも、その自衛隊の活動
は日本国の指揮下に入るわけでありまして、日本の
独自の判断で人道支援、復興支援を、活動をして
いくべく、関係諸国とこれからの緊密な連絡、確
認をしていきたいと思っております。

○田村公平君 総理、今、明確に日本国政府の指
揮下に入るということでございました。再度確認
をさせていただきます。

この問題につきましては、当委員会でも与野党
含めましていろいろな議論がありました。そこで、
内閣法制局長官にお尋ねをいたしますが、今の総
理の発言を受けて、内閣法制局長官としての見解
をお伺いしたい。

○政府特別補佐人(秋山收君) イラク特措法に言
う人道復興支援に相当するものが今回のイラク新
決議の中にも含まれているということでございま
して、自衛隊とその多国籍軍との関係につきま

ては、現在、政府で検討中でございます。

したがいます、一般論として申し上げるんですが、いま、いわゆる多国籍軍にも、かつての湾岸型のもののように軍事的手段によって平和の回復を図るというものだけではなくて、現実にはいろいろな類型のものが出てきております。個々の事例によりまして目的、任務が異なりますので、我が国がこれに加わる可否を一律に論ずることは難しい。国連決議の内容とか多国籍軍の目的、任務、編成など具体的な事実関係に沿って、我が国として武力の行使を行わず、また、我が国の活動がほかの国の武力の行使と一体化しないことがいかに確保されるかということを基本にして検討されるべきものと考えます。

従来、政府は、その目的、任務に武力の行使を伴う多国籍軍につきましては、自衛隊がこれに参加することは憲法との関係で問題がある。この場合の参加とは、当該多国籍軍の司令官の指揮の下に入り、その一員として行動を取るという意味であるというふうに御説明してまいりましたが、その理由はただいま申し上げましたような意味で、当該多国籍軍に参加することは、たとえ自衛隊が直接武力の行使を任務としない場合でありまして、正に当該多国籍軍の司令官の指揮下でその命ずるところに従い武力の行使に関連する行動を取るという意味におきまして、自衛隊の活動が武力の行使に及んだり、あるいは他国の武力の行使と一体化することがないという前提を確保することが困難であるというふうに考えたためでございます。

それで、自衛隊と新決議に基づく多国籍軍の関係につきまして、政府としては、イラク人道復興支援特措法に基づきイラク支援を継続していくというところを検討しているわけですが、この法律に基づきまして、我が国自身の判断により主体的に行われる活動は憲法との関係で問題はないと考えておりまして、この考えに変わりはないところでございます。

○田村公平君 私が頭が悪いせいか、よく分から

ない部分がありますが、それはともかくといたしまして、我が自由民主党は来年結党五十周年であります。党におきましては党基本理念の委員会が設けられまして、私も幹事をやらせていただいたておりますけれども、その中に明確に新しい憲法を作ろうということをやったわけではございません。これは私の総理に対する質問でありまして、個人的な意見でありますけれども、憲法九条を見る限りにおいて、戦後六十年間、ある意味で上級法と違う形で、その都度その都度の解釈解釈で今日に至ったのが今の自衛隊の存在ではないかと思っております。

冒頭申し上げましたように、この国が普通の国になつていく、今そういうことがこの国会でも、憲法調査会やこの委員会でも議論ができることになったことが私は大きな進歩だと思っております。恐らく内閣法制局長官はもっと明確に言いたいところがあったと思いますけれども、憲法上の制約これありでそういう答弁だと、私が勝手に、一応与党の立場ですから理解をさせていたいただきまして、(発言する者あり)いやいや、これから次の質問に入らせていただきます。余りからかわないでください。

とはいいながら、イラク特措法の中で、今、多国籍軍の中に入るといふ方向の話も出ましたが、六月三十日に暫定政権という形で移行していく場合に、今後のイラク情勢の見通し、特に治安がこれ以上悪化するのではないか。それはなかなか予言者ではありませんから分らない部分があるにしても、総理、このイラクの情勢を六月三十日以降どのようにお考えになっておられる、どのようなことを思っておられるかお聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(川口順子君) イラクの最近の情勢からちょっとお話を申し上げたいと思っておりますけれども、最近、特にラマダンの時期、それ以降でけれども、四月、今年の四月から五月にかけて悪化をしているということだと思います。ソフトターゲットに対する攻撃も、昨日ございましたよう

に、増えているということでございます。したがって、全般として予断を許さない状況が現在続いているということではございますけれども、イラク特措法の制定の当時の基本的な認識、これは地域差があるとか、そういったことを申し上げましたけれども、その基本的な認識の範囲内であるというふうに考えております。引き続き注視をしていくことが必要だと思います。

今、六月三十日に向けてまして、それぞれのグループが、やはり自分が特に統治権の移譲、これについて望まないグループのいろいろな動きがあるということでございますけれども、六月三十日を越えて正にイラク人に主権が渡される、完全に回復をするということでございますから、イラク人がイラク人の手で自らの国の復興を行っていくという観点で国際社会共々、一致協力をして治安が徐々に収まっていく方向になるということを我が国としては期待をしております。そのために、我が国も含め国際社会が一丸となって支援をしていくことが重要であるというふうに考えております。

○田村公平君 そうであつても、もしイラクの治安が悪化して特措法の本来の枠組みが崩れた場合、自衛隊の撤退、これは泥沼に入ってしまう可能性もあるわけですね。多国籍軍という話も出てきています。いつそういう、もし枠組みが、フレームが崩れた場合に勇気を持って自衛隊を引き揚げる、そういうことも想定されると思いませんか。けれども、その点についてはどうお考えですか。

○国務大臣(石破茂君) これは先生御指摘のように、特措法の枠組みが崩れた場合、すなわち非戦闘地域でなくなったとか安全確保が極めて困難である、自衛隊の権限、能力、装備をもつてして法の目的が達し得ないということになれば、それは法の前提、先生のお言葉どおり法の前提が崩れたこととなります。その場合には、法治国家の当然として先生が御指摘のようなことも当然考える、それが法治国家のあるべき姿だと考えております。

○田村公平君 イラクのことをいろいろ質問して

まいりましたが、私は、冒頭申し上げましたように、この有政法制が制定されるということについて、普通の国になつていく産みの苦しみの過程だというふうに思っておりますことを申し上げます。そこで、こういう、議論をすること自体がタブー視されてきた中で、こういう時を迎え、私は、有事に対処する法制の整備は日本の国として当然のことだと思っております。そのときの、今こういう事態にある総理として、有政法制についてどのようにお考えをお聞かせください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 有事、いわゆる一朝緊急事態が発生した場合にどのような対応を行うかということを中心として、ようやく与野党の垣根を越えて、法治国家として必要だなという認識が生まれたことにつきましては感慨深いものがあり、また好ましいことだと思っております。

どの政党が政権を取ろうと、国民の生命、財産を守る、これは時の政府として最も大事な仕事であります。その際に、法律が整備されてなくて、その都度のように緊急事態に対応するかということや事態が起こってから考えるということではなくて、やはり平常なときからそういう緊急事態を考えておこうということ、今回このような法案が与野党共通の認識の下に合意がなされようとしているということは、国家として私は当然の状況ではないかと思っております。今後想定しにくいことを想定しつつ、その際の法的整備はどうあるべきか、またその法律はどのように国民の生命と安全を守ることができるかという議論が昨年から進められ、こうして与野党が共通して真剣に考えていくという基盤ができました。

そして、このような審議が行われておること、私は、私は国家としては当然の責務を果たそうとして各党の責任ある態度の表れだと思っております。この国会での審議を踏まえ、政府としても一朝有事が起こった場合に法治国家としてどのような法律を整備し、国民生活の安全を図る

かということで今回の審議も行われているわけでありまして、この問題については今後とも各党が協力していろいろ協議をし、整備すべき法律は整備していくという態度が必要ではないかと思っております。

○田村公平君 この審議を通じて、私、若干むなしさを感じている部分があります。というのは、法律は確かに一杯書き込んでありますけれども、現実問題として日本の国民の中に、こういう有事の際、あるいは大規模災害の際の心構えというものでしょうか気概というんでしょうか、そういうものを保持していないと、俗に言う仏作って魂入れず。

例えば、三年前、今日、後に質問に立ちます民主党の平野先生の出身地でもあります、土佐清水で大変な大災害がございました。自衛隊が救援に駆け付けてくれましたけれども、何せ道が一本道しかありませんので、そしてこの数日前も、高知県は海岸線が非常に長い、国道五十五号が土砂崩れで止まりました。

だから、法律を作って、そしてこういうふうな消防団や警察、いろんな自治体協力しない、しなさいと言われども、どうもむなしさを感じたのは、そういうことを言いながら、現実問題の社会資本整備ができていない。どこへ避難すればいい。

あるいは、たまたま三年前の土佐清水市を中心とした西南の集中豪雨では死者がゼロでありました。それは、ある意味で田舎だったからです。どこの家に寝たきりのお年寄りがいるのか、どこの独居老人なのか、どの溪流が危ないのか、地域の人たちが、消防団や駐在所の人たち、みんな知っていたのですから、間一髪で、財産は失いましたけれども、生命は助かりました。

そういうことを考えたときに、何か総理の神奈川県の高須賀は海岸ぶちの道もあれば、いい規格の高い道路網も整備されていますけれども、まだ整備されていない例えば石破長官の鳥取市へ僕この前行ったら、高速道路の入口七十六キロと書いて

てありましたよ、高知県よりもひどいところがあるんだな。そういうところで避難誘導といつても何かいま一つ空回りが出てくる。

そういうことに対して、まず国民に対しても、この法律ができて、できた場合に啓蒙、そしてそれが自分のことだと、権利とか義務とかそういう変な主張じゃなくして、我が事だと思おうなことをせぬといかぬのじゃないかと思っておりますが、これについてどうお考えでしょう。

○国務大臣(井上喜一君) 田村先生おっしゃいますとおり、形だけを作りましても、制度だけを目的にしても、それが本当に機能しまして、制度が目的にしておりますとおりになるかどうかというのそれは保証はないわけでありまして、したがって、この運用につきましても、正に魂が入りますように十分気を遣いまして運用をしていかないとはいえないと思うんです。

おっしゃる通りに、道路の整備の問題につきましても議論になりました。私は、やっぱり道路を造ります場合に、経済的な効用もありますれば、何といいますか、そういう安全面に配慮いたしましたという需要といふものがあるものでありまして、そういう需要といふものがあるものでありまして、道路の整備というのは行われていかなくちやいけないんじゃないかと思えます。

さらに加えて、どうもこういう有事だとかあるいは災害になりますと、ともすれば弱い立場の人にしわが寄りがちでございまして、例えばお年寄りがどうも避難から取り残されるとか、そういうことがあるわけでありまして、そういう点にも十分気を配りまして対応しないといけないと思えます。

御承知のとおり、国は基本指針というものを作りますし、県や市町村はそれぞれ計画を作りますのでございまして、そういう計画を作ります場合にも、今おっしゃるような点に配慮をした計画を作る、対応するように十分心掛けていきたいというふうに考えております。

○田村公平君 昭和四十五年、高知県の県庁所在

地である高知市が大水害を受けました。死者も多く出ました。全壊、半壊入ると一万五千戸以上の被害がありました。そのときに、本院の先輩議員である坂本昭さんが高知市長でありましたけれども、住民の皆さん、生命、財産は自分で守ってください、高知市長としてできることは何もありませんという放送を出して、これは名演説というんでしょ、悲しい話であります。そのようなことにならないように、是非これは政府を挙げて取り組んでいただきたい、これは意見として申し上げます。

そして、この三条件に關しまして、総理も建都三百周年のサンクトペテルブルクにたしか参ったというふうに承知をしておりますが、私も昨年、サンクトペテルブルクに参りました。そのときの現地の通訳の方、もう六十五歳を過ぎておりまして、マルガリータさんというんですけれども、非常に品のいい方で、もう年金生活者に入っております。お孫さんのアイスクリームを買うのが楽しみです。私なんかの通訳もやっていたいたんです。が、ちょうど日露戦争百周年の節目の年でありまして、御身内の方が日本軍と戦ってその日本軍の武士道というんでしょうか、すばらしさを代々語り継いできたんで、大学で日本語学科に行って、女性であるけれども、たしか五名日本語学科に入っただけでも、私はそれを全部クリアして、女性でありながら大阪万博にもロシア側の通訳、当時のソ連側の通訳として来たという非常に心温まる話も聞きました。

そして、第一次世界大戦、多くの約五千人を超えるドイツ軍の捕虜がこの四国、特に八十八か所の第一の礼所である霊山寺というお寺がございまして、そのそばに板東捕虜収容所というのがありまして、ここの所長さんというのが戊辰戦争で敗れました会津の人でありまして、その後には下北半島で苦勞をし、それで第五期の陸士だったと思えますけれども、大変立派な所長さんの下で、実は鳴門市を中心としたあの辺りにはドイツパンがすごく多いところでありまして。

総理も大変文化芸術に造詣が深いことは承知をしておりますが、我が国で最初に第九が演奏されたのもその地であります。そして、その第一の礼所のお寺の境内で当時の捕虜たちが徳島市民、県民と交流し、そのことが我が国におけるペーローベンの第九の初演でありました。

ですから、何か、明治生まれの人、あるいは江戸末期に生まれ、明治生まれの人、「坂の上の雲」ではありませんが、何か当時の日本人の方がもつと志が高く、敗者に優しく、思いやりがあったような気がいたします。決して、人工衛星もない、携帯電話もない時代に、そういう、あるいはペネダイクトは日本にきたことがないのに「菊と刀」という本を書いたように承知をしておりますし、「ビルマの堅琴」の竹山道雄さんも当時のビルマに行ったことありません。

私はよく今もミャンマーに行くんですが、名もない村に私も高知県から約四千名の方々がビルマ戦線で戦死をしております。遺骨の回収が全部終わっております。しかし、仏教国であるミャンマーには、日本軍の遺骨や遺品を塚にして、そして坊さんが守ってくれております。私は、なかなかのお金で済ますのは大変失礼だと思いが、百ドルを渡そうとしたら、絶対取りません。そういう国もまだあります。

ですから、法律、条約、そして今、長崎の不幸な小学生の事件、親が子を殺したり子が親を殺したり、あるいは三菱自動車のあいう事件、何かにこの日本の社会自体が豊かになったことによつて逆に心の寂しさを持つてきたんじゃないか、心が荒れてきたんじゃないか。

そういう意味も込めまして、私は総理に、あと三分、今四分ですからあと三分ぐらいありますけれども、今後、日本の国の在り方、それは有憲法制、私は普通の国になるということをやつてきました。その産みの苦しきだと思つています。六十年間、ある意味で平和をやってきたことも事実であります。金々主義でやってきたことも事実であります。そういう私の思いを込めて、総理、御所

見をお伺いして私の質問を終わりたいと思いますが、是非格調高くやっていただきたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今、田村議員のお話、改めて伺いまして、日露戦争時におけるロシア人捕虜の扱い、そして第一次大戦時におけるドイツ人捕虜に関するエピソード等、当時のお話を伺いまして、当時の日本人の高い道徳心といひますか公徳心といひますか、強い感銘を受けております。

私も、先般、松山を訪れたときに、ロシア人墓地を訪れました。現在も、老人クラブの方々あるいは地元の中学生の方々が定期的にお墓、きれいに清掃されております。一人一人、九十数名ですが、日本で亡くなられたロシア人兵士に対して、ロシア語と日本語、両方墓碑が刻まれておりました。こういう捕虜に対して日本人が温かく遇しているということについては、私はこれからも、日本人のみならず、人間が持たなければならぬ大事な人間性といひますか、資質だと思っております。このエピソードというものを我々は今後十分認識して、日本人として信頼ある活動をしていかなきゃならないと思っております。

特に、今第九がお話が出ました、ベートーベンの。これも第一次大戦中に日本軍がドイツの抑留、租借地であった青島を、チントーというんですかね、青島を占領し、約四千七百名のドイツ兵捕虜が日本各地の捕虜収容所に送られたと。そのドイツ兵捕虜は遠方からの客人として日本国民から温かく迎えられて、捕虜たちを乗せた列車が各収容所所在の駅に到着すると、当時の日本国民が多数で歓迎したと記録に残っております。そして、徳島県鳴門の捕虜収容所には約一千名の捕虜が三年間収容されたが、寛大な扱いを国民、日本国民から受けて、市民レベルの交流が盛んであったと。鳴門市は捕虜となっているドイツ軍楽隊によつて一九一八年、大正七年六月一日に日本で初めてベートーベンの第九が演奏されて、両国民により歓喜の歌が歌われた地として知られてい

と。毎年今も六月第一日曜日には第九のコンサートが開催されているということを聞いております。

私は、こういう問題、特に愛媛県は、ロシアの捕虜、日露戦争の後です、敵国兵士に対して、県民に対して愛媛県は、捕虜は罪人ではない、祖国のために奮闘して敗れた心情を酌み取って、いつときの敵がいかに駆られて侮辱を与えるような行為は慎めという訓令を発出したと言っております。

これからも記憶にとどめて、日本としても十分このようなエピソードを大事にしていかなきゃならない。そして、日本国民もこういう歴史に学んで、やっぱり世界から信頼される国民として日本にふさわしい活動をしていくべきだと思っております。

○田村公平君 終わります。

○平野貞夫君 民主党・新緑風会の平野貞夫でございます。午前中は若手県議の平野さんが質問しましたが、午後は高知県の平野が質問いたします。先ほど、田村議員からもお話がありましたように、土佐清水市の生まれでございます。私は、今期で引退いたします。十二年前に出ましたときに公約したのが、私のふるさと土佐清水、四国西南地域に国連のPKO訓練センターを誘致するという公約でございました。できませんでした。しかし、ここは宿毛湾、そして国有地で三千五百メートルの滑走路を取れる空と海の起点でございます。私の子供のころは山本五十六元帥、それから永野修身元帥がしょっちゅう宿毛湾に入っております。日本は覇権を求めず、国連の下で世界の平和を維持する、その地域でございますので、どうかひとつ頭の中に閣僚の皆さん入れておいてください。

さて、小泉総理、第三十回サミット首脳会議、それから日米首脳会談、御苦労さまでした。いろいろ重要な問題が協議されたようですが、評価はこれからだと思います。一つだけ触れておきたいのは、ブッシュ大統領

の多国籍軍への事実上の参加公約でございます。いろいろお話がありましたんですが、人道支援の部分だけの参加なのか、あるいは多国籍軍に法制局長官は協力するとか、あとは日本独自にやるのかと、いろんなことをおっしゃっていますが、事実上の参加であることは間違いないと思ひます。常識でございます。重要な問題でございます。

これは、当然、本来なら衆議院を解散して国民に問う問題だと私は思ひます。当然、憲法の改正あるいは解釈の変更、新立法が必要で問題であることは国民の常識でございます。憲政の常道でございます。あなたはこの問題で解散するお覚悟があるかどうか、明快にお聞かせください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、今回のブッシュ大統領の会談におきましても、またサミット会議の会談におきましても、イラクの主権移譲、イラク人への主権移譲、そして、イラクに安定した民主的な政権を作るために国際社会が協力して当たらなきゃならないという国連安保理における全会一致の決議を受けて議論をしたわけでありました。

そういう中で、日本としてふさわしい活動をしていきたい、当然、これはイラク特措法に基づく人道支援、復興支援であります。この活動を継続していく限りにおいてイラク特措法を変える必要もありませんし、この問題について私は国民の理解を得られるように、これからも説明等、努力していきたいかなきゃならないと思っておりますが、この問題で国会を解散する気はございません。

○平野貞夫君 余りこれ以上詰めませんが、いづれにせよ、新しい安保理決議で特措法の、イラク特措法の枠組みは変わったんです。次元が変わったんです。私は、個人の意見としては、国民の意見の下、きちつとした制度を作つて、そして、自衛隊に武力行使がどうのこの言わずに、これは平和維持のためでございます。平和の創設のためでございます。人道支援もしなきゃなりません。が、ほかの国と必要ならば同じ条件で同じことをするという制度を作らなければ日本は国際社会か

ら信用されないと、それは私の個人的意見でございます。必ずしも民主党全体の意見じゃないと思ひますが、そこをごまかしごまかし、なし崩しでやるということが我が国が信頼されない最も大きな原因だということを申し上げます。

あと、齋藤理事がまたやると思ひますので、この程度にとどめます。

日本国有事の際、そのときの基本問題は、私は、そのとき、あるいはその仕組みを作つた国家を代表する内閣総理大臣の見識や人格、そして内閣総理大臣が国民から信頼できるという、こういうことが一番大事だと思ひます。

そういう点から総理に質問をしていきたいと思ひますが、総理はたしか福田元総理の薫陶を受けて政治家になつた方だと思ひます。私は、福田元首相と一高、東大、大蔵省で同期であつた前尾繁三郎衆議院議長秘書をやつていた関係で、前尾さんが人生の師でございます。この二人が時々会つていた、食事をしていたという。私聞いた話が、政治家である前に人間であつたと、こういうことを二人はいつもおっしゃっていました。恐らく、人間としての常識、愛情、見識を持つことが政治家としての基本だと、そういうものがない人間は政治家になるべきでないという、そういう考えだつたと思ひます。

ところで、非常に口の悪いことを言ひますが、あなたはこの百五十九回国会で随分と不見識、ふまじめ、国会を冒瀆する発言を繰り返しました。生きていく恩人を、首相を辞めてから墓参りしたいとか、幽霊社員であつたことを指摘されて、人生いろいろ、会社もいろいろ、社員もいろいろ、男もいろいろとは言わなかつたようなんですが、そういう勤労者を冒瀆する発言をした。そして、若いころの経歴や違法行為を指摘され、四十年前のことなどとかよく言われる筋合いはないと開き直りましたですね。これ、とても普通の人間の発想ではないと思ひます。私は、五十年近く国会にいまして、こんな姿勢の総理を見たのは初めて。福田元首相の教えからいってもこれは反しま

すよ。

民主党の岡田代表が衆議院で、それは国民に謝るべきだと、謝るべきだということを描ししたが、どうですか、サミットで世界の指導者たちと会って、改めて国民に謝るべきじゃないというふうに、謝った方がよろしいんじゃないでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は何ら恥じることをしておりませんし、何で謝って、謝る必要があるのか分かりません。今まで数々、困難なときにもいい方に巡り合えて、くじけないように頑張れと支援を受けてまいりました。そういう良き方々の支援があったからこそ今日の私があるんだと思っております。そういう方々の支援にたえなすべく、これからも誠心誠意国政に当たっていかなくやらないと思ひますし、過去の問題、いろいろあることないこと言われておりますが、私は自分の行動に恥じることはありませんし、謝ること、どういう点について謝ればいいのか。

それは完全無欠の人間ではありません。それは自分でも認めております。あるいは、年金の問題につきましても、全く自分の気が付かなかった不明の点、不明の致すところはあったかと思ひます。そういう点は反省しながらも、これからは、今御指摘のように、政治家の前に、また政党人の前に人間であるということは当然の御指摘だと思ひます。これからは自ら身を正して、誠心誠意国政に当たってまいりたいと思ひます。

○平野貞夫君 過去のことを謝れというふうに私は言っているわけじゃございませんよ。やっぱり国会という国民を代表する議員の、会議の前で、国会をやめたり冒瀆したりあるいは茶化したりする総理の姿勢に対して、それはやはり慎重であるべきじゃないかと思ひます。そういうことを私、申し上げているわけでございます。しかし、これは認識の差でございますから、時間ありませんので、次に進ませてもらいます。

要するに、一国の総理、現在でございましたら小泉総理の見識が日本国の見識なんです。そし

て、小泉総理の名誉が日本国の名誉になることは、これは総理自身よく御自覚されていることだと思います。残念ですが、来年の第三十一回サミットも、多分小泉総理が出席することになると思ひますが、その点からも私、あなたの名誉と人格にかかわる問題についてこれから取り上げたいと思ひます。

国会最後の質問でこういうことを取り上げるとは自分には不本意でございますが、しかし、日本国の名誉、総理大臣の名誉、国会の名誉からいつて取り上げる、そういう決意をしたわけでございます。

ちよつと御説明いたしますと、六月に入つて、インターネットのヤフーというところの掲示板に、小泉首相レイプ裁判として、東京地裁で民事裁判として損害賠償事件が審理されている様子が載りました。これは全世界に発信されているインターネットの情報でございます。

掲示板の要点は、小泉一郎は、ちよつとこれ呼び捨てにして恐縮でございます、一九六七年四月、慶応大学の四年生であつたときに、婦女暴行事件を起こして神奈川県警に逮捕されたことがあつた。場所は湘南であり、相手は慶応大学の女学生であつた。当時、防衛庁長官であつた父親の小泉純也氏が政治的圧力を使い、この事件をもみ消したが、学内でうわさの広まるのを恐れ、小泉純一郎氏を急遽一九六七年の五月にロンドンに留学という口実で日本から出した。これは慶応大学には休学扱いとした云々と、こういう掲示でございます。

私は、このヤフー掲示板は日本国総理の人格と名誉を著しく冒瀆するものと思ひます。G8サミットの開催と重なることを私、気にしまして、最高裁判所に、本当かどうか、こういう裁判が行われているかどうかというのを確認しました。最高裁からは、原告名木村愛二、被告名小泉純一郎、これ、住所が官邸になっております。東京地裁では、事件番号平成十六年(ワ)第七〇四五号、損害賠償請求事件として三月三十日に受け付けた

と。そして、第一回口頭弁論が五月六日に東京地裁の六〇九号法廷で開かれ、第二回口頭弁論が六月十五日十時二十分、第六〇九号法廷で開くと、こういう回答がございました。

訴状が手に入りしたので点検しますと、ヤフーの掲示板と同趣旨のことが書かれていました。驚きました。異なる部分は一点、某紙がかつて報道したことなんです、小泉首相の暗い影を英米の謀報機関が握っているという部分でした。非常に特殊な訴状内容なので法律の専門家でない私は訴状の論評は避けますが、しかし次の事柄については国会の責任においてたゞしておくべきだと思ひます。

まず、小泉総理は国会の首班指名によつてその権限が機能するものであります。小泉総理の名誉は、何度も申しますが、国会の名誉です。万が一訴状の内容に事実があるなら国会に責任が生じます。直ちに辞職すべきでございます。事実でないなら、小泉総理だけでなく国会自体の名誉と権威が汚されたこととなります。法的措置が必要だと思ひます。

したがって、小泉総理は、この訴状が事実かどうか、国会と国民に対して説明責任があると思ひます。この場で真実を語っていただきたい。四十年前のことなどとかよく言われる筋合いではないということでは済まされない問題であります。お願いいたします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) よくもこうも全くでたらめな問題が提起されるなど。また、こういう場で全くでたらめな問題を提起されるというのも、私はいかかなものかと思ひますよ。ね。

このお尋ねの訴訟というのは、私個人に対して提起された損害賠償請求訴訟であるということ、これを、こういう質問が民主党議員からされるということ、これを聞いて承知いたしました。最初から、お話もありましたように、私がそもそもレイプするなんて信じられないことですよ。よくもでたらめな裁判を起こす人がいるなとあきれているんですよ。

お尋ねの訴訟の第一回口頭弁論において、当方からは原告の請求を棄却するよう答弁したと訴訟代理人から報告を受けています。棄却したそうです。当たり前ですよ、でたらめなものなから。

この訴訟が提起された理由については、全く私は心当たりはありません。よくもこうも人を傷つけることを平気で、何か掲示板ですか、ヤフーですか、何だか分かりませんが、そういうことを載せられているということも知りませんでした。民主党が質問するという通告があるまでは、裁判所が原告の主張を退ける判断が速やかに下されるよう、訴訟においても適切に対応しているところでございます。

全くでたらめでございます。

○平野貞夫君 小泉総理は私の指摘に対して事実を否定された。それで、裁判は却下するようにという手続を取つたということは分かりました。

そこで、私もそれはそれで安心しましたよ、安心しましたんですが、やはり一国の総理に対するこういう名誉を汚すようなこと、それを、五月の六日の第一回口頭弁論が行われ、これは私も最近知つたことなんです、そして第二回があつたあつたということに、どうして放置してたんですかね。早く手を打つて、これ、やっぱりサミットなんて主要国の首脳と会うときなんかのやつばかりの私は汚点になると思ひますよ、日本人として。いや、総理がというんじゃないですよ、日本人がそういう情報を出すことについて。やっぱり的確にこういうことは総理側から手を打つて、そういうことではないということを世間に、世界に発信すべきであつた、こう思ひます。

そこで、事実でないという御主張ですので、少なくとも、民事訴訟中のものについて名誉毀損とかなんということは言えないと思ひますが、ヤフー掲示板に対して何とか、取りやめとか名誉毀損など、法的措置は取れないですかね。

それと、ヤフーの中には訴状にない小傷としか思えない内容もあるんですよ。それは、小泉純一

郎氏は代議士二年目、これは三福不動産に勤めていたころじゃないかと思いますが、このときも同様の事件を起こし、このときも逮捕されている。こんなばかんなことではないでしよう。これは相手に諸事情があるため秘すが、結局示談で処理したという驚くべきものがあると、こういう掲示板あるんですよ。これなんか当然訴訟の対象になると思われます。

それから、私がゴシップ的スキャンダルをここを利用して暴こうなんというところじゃありませんよ、やっぱり一國の総理大臣の人格というものは完璧でなきゃ駄目なんです。そういうことがこの情報時代に流されているということについて、私、残念でなりません。

やっぱり、私は野党でございますが、総理大臣の権威、国会の権威、国家の権威は守るべきだと思います。どうですか、ヤブのその部分だけでも名誉毀損で訴える、法的措置を取ると。裁判に訴え、被告になって却下なんということを言わずに、積極的に打って出てください。いかがでございますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、もし過去に逮捕されていたら、いかなる事案についてもです、連続当選なんかできるはずがありません。名誉毀損といいますが、非難中傷は今でもしよっちゅうですよ。これに一々対応しようといったって無理です。これはもう有名税と思つてあきらめるしかない、耐えていくしかないと思うんです。どちらを信じるかであります。そういうでたらめな言う方のことを信じるか、私の日ごろの行動を信じてくれるか、それにまつしかないと思つております。

○平野貞夫君 それも一つの方法ですけども、裁判所という一國の公的司法権、司法機関で議論されて、ここは公開された席ですよ。この報道がなされないというのもちよつと不思議に思うんですが、まあそれはそれでいいでしょう。したがって、これはほかの週刊誌とかそういうところに書かれたということと質が違うと思うんですよ、こ

の問題は。そういう意味で、私は、この部分については、我慢されずに堂々と、官邸の掲示板、ホームページの掲示板もあるようなんですが、それだけじゃなくて、法的措置を取ることを強く要望しておきます。そうでないと、やっぱり日本の人とは何かとして外国の人は分かりませんからね、どういふ疑いを持つか。その点を申し上げておきます。

そして、最後に、ちよつとこれ質問するというわけにはいきませんが、要望としてお聞きいただきたいと思うんですが、イラク問題ではいろんなことが話題になりました、大きな問題が出たんですが、その中で重要な忘れられている問題があると思います。

それは、昨年十一月二十九日に発生した日本人外交官射殺事件です。民主党内では、奥大使の友人であつた若林秀樹参議院議員を中心に、外交官射殺事件真相究明有志の会というのを作つて調査を続けました。なぜ私たちがそういう有志の会を作つたかといいますと、事件当時、米軍から伝達された発生時刻、銃撃態様の報告が誤りであつたこと、日本国政府が真相究明に極めて消極的であつたこと、またこの問題について日米双方あるいはどちらかによる隠ぺい工作や情報操作が行われた可能性があつたこと、また政府はこの事件を自衛隊派兵の誘導手段に利用した可能性もあるからであります。私たちは、外務省の報告書と警察庁の報告書を基本的には真実でない、政府は誠実に真実の説明責任があるという認識です。また、その後、米軍による誤射を示唆する目撃証言も出ております。

そこで、有志の会では真相究明の調査を近く中間発表しますが、今後の課題としておおむね次のようなことをまとめております。大使館から派遣された現地専門家の調査報告書、米国から日本政府に既に提出したとされる調査報告書、上村臨時代理大使による現地調査の報告書の国会への提出、公開、被害車両の公開を政府に強く求めておきます。今答弁聞いても恐らくイエスとは言わぬ

と思います。これを私たちは真相が究明するまで徹底的に追及していくつもりでございます。

イラク復興に尽力した奥大使と井ノ上書記官を霊を慰めるためにも、この人たちの死を無駄にしないために真相の究明が絶対に必要だと思ひます。今日はテレビを中継されておりますから、私たちの運動に国民の皆さんの御支援をお願いしまして、私の質問を終わります。

○委員長(清水達雄君) 関連質疑を許します。齋藤勤君。

○齋藤勤君 民主党・新緑風会の齋藤勤でございます。

私からも、総理、サミット御苦労さまでございました。冒頭、一言ねぎらわさせていただきます。さて、今、私ども日本国では間もなく参議院選挙が行われますが、欧州の方では地方議会選挙で、ある意味では真つ盛り、イラクに對して、イギリスそしてアメリカ、この英米軍主体の連合国と言われるので参戦をして今日に至つていますが、このイギリスの地方議会とで党労働党が大幅に議席を減らしたと、こういうのが報じられております。このことについて総理としてどういふ感想をお持ちなのか、まず冒頭伺ひたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) イギリスの選挙においては、地方選挙においても補欠選挙においても大体与党の方が負けです。野党が大体勝ちます、通例、今までの例。しかし、本選挙になると、この結果が違う場合が随分ありますね。こころ辺が日本のやっぱり事情と違ふところじゃないかなと思つております。

ですから、過去幾度も中間選挙とか地方選挙では与党が敗北する、その結果本選挙で与党が敗北するとは限らない例がたくさんありますので、地方選挙、中間選挙と総選挙とはイギリスでは全く事情が違うことだと思つております。

○齋藤勤君 勝ち負けあると思うんですよ。今回の負け方というのは、本来、国政選挙じゃない地方議員選挙で、イギリスのブレア首相が一貫

して英米軍と、私先ほど言いましたけれども、ずうつと一緒に行動してきたというに對する国民の怨嗟な声が起き、そして大敗をしたというのがあらゆる機関の通例のこの調査結果ですから、そういうことをお話しただくのが、勝つたか負けたか、勝つた負けたかなんというのを私は聞いていない。どういふイギリスの国民世論が今度の地方議会の選挙の結果に反映したのかというのを私は聞きたかつたわけであります。

これはイギリスのことですからこれ以上申しませんけれども、ただ、非常に興味ある、これ新聞なんです、イギリスの新聞では、ブレア首相のアメリカ追隨を評する記事で、ブールドルズジャイブ、ドアマット、ウィークリーテレホンというのがからかう常套句として使われているそうです。イギリスの新聞で、ブレア首相に對するですよ。それぞれ日本語で言いますと、御機嫌取りの豹変、アメリカがヨーロッパへ入るときの靴ふき、ブレアとブッシュの毎週定例の電話会議を意味する、なかなか辛らつたという、こういうことだと思ひます。

日本のマスコミは一貫して我が小泉政権というのは英米軍支持というふうにしてありますが、ここまでの見出しを書いている日本のマスコミはないというふうに思いますけれども、一言、国会議員各位御承知かも知れませんが、私なりにこの地方議会の選挙の結果とか、イギリスのマスコミ、それぞれ辛らつたということについて御紹介をさせていただきます。

次に、サミット、過日、この委員会でも総理とやり取りさせていただきまして、総理自身はサミットに行くときには日本の総理である、代表であると同時に、アジアの中で唯一の参加国、参加する一人として行くんだと、こういうやり取りをさせていただいたわけですけども、今回、そういう意味で、先ほど同僚議員からサミットの報告を、私も、質問それ聞いておりましたけれども、では、アジアでこの唯一の参加国としての視点というのはどういうふうに思われて臨んだのか、お

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、このサミット出るたびに自分なりにどういう対応に進むかと、どういう気持ちといいますが、信念を持って、会議で発言するかということを考えながら会議に出席しております。

今回も、日本国民の首相として、またアジアで唯一の参加国として、このサミット参加国が世界の平和と安定と繁栄のために何ができるかということを中心に発言しなければならぬ。当然、日本の主張は主張として展開いたしますが、その背景にはサミット参加国だけのための会議ではないと、最も進んだ民主主義国として世界のために何ができるかという観点から発言しているつもりでございます。

○齋藤勤君　戦争というのはおびただしいほどの人間の命を失い、そしておびただしいほどの財産を失い、そして百年、二百年、千年、二千年、三千年たつてもなかなか忘れることができない。今イラクと立ち向かうときに、私はそのメソポタミア文明という三千年、四千年という長い歴史を保持しているという中で、今英米軍連合軍が様々な今行爲を行っているときに、そのイラク国民の受ける心情というのはどういう気持ちかなんだろうかかというのを理解をしようと思つても、なかなかし切れないほどがごさいます。

今回 国民保護法法制ほか関連法案で、私どもは衆議院から参議院それぞれ審議をしまりました。憲法の枠内、そして、あるいは基本的人権については可能な限り最大限尊重するんだというようなことがベースになっていることは事実だというふうに思います。しかし、今同僚の平野先輩からのお話のとおり、どうもこの間の議論を聞いていて、確かに法案そのものについて我々は三党合意なり修正協議に参加をしまりましたけれども、本当に憲法の枠内なのか、基本的人権を守っているんだろうか、守ろうとしているんだろうかという点について、現自公連立政権、小泉政権を見る限り、甚だ心もとないというのが率直なと

現実には、今の一例だけ申し上げます。過日もお話ししたかどうか。私は、この方たちと直接面識もございませんし、新聞紙上でしか分からないんですが、東京都立川市の防衛庁宿舎で、ポストに自衛隊イラク派遣反対のビラを入れた市民活動家三人が住居侵入罪で逮捕、起訴されました。このことについて、本当にこんなことかというところで、記事を見れば見るほど、一、二、議会でもやり取りさせていただきましたけれど、も、今なお裁判中だそうであります。

アムステイという国際機関がごいます。良心の囚人ということで、日本で初めて良心の囚人としてこの方たちが認定されたそうです。良心の囚人、世界でこの起訴も六十か国、合計八千九百六十人に上る、こういう数字が上がつております。

總理、直接のことについての経緯だと今日の状況は細かく分らないと思います。しかし、これは大変な問題なんです。これは自分と違った価値観を認め合うということが民主主義社会なんです。そして、自由に意見を交わす、それが民主主義の社会であり、国際社会が今民主化、最初はアルカイダ、テロリストがあるんだと、その次に大量破壊兵器があるんだと、その次が民主化だ。もう大量破壊兵器の話、私ども幾ら幾ら言っても、それはなかなかもう通り過ぎてしまっている話としてあるのは非常に残念です、いわゆるイラク戦争の大義の問題。国際社会がイラクに今国づくりを求めるといふのは、こうした私は言ってみれば民主化、言論の自由ということについて、かつてフセイン政権ではなかったのではないかということも比較しながら議論しています。

我が民主国家と言われる日本で、ピラ配りで逮捕されるということが白昼公然と今、小泉内閣の下で行われている、小泉内閣の下で行われている。どういう認識に立ちますか、あなた。

細かい話はいいんです。細かい、細部は別にし

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、どういふ事情が詳細には知っておりませんが、そういう事件については双方に事情があるんだと思います。今ここで特別あだ、こうだと言う立場には私はないわけでありますので、あだ、こうだと私は言うべきではないと思っております。

これは今後、今法廷中、法廷、裁判中ですか
この場で判断が下されるのではないかなと思つて
おります。

○齋藤勤君　一つ一つの事件を総理自身が把握をしてそれに答えるというのはなかなか難しいと思いますから、私は事件の概要については結構なんですよ。しかし、言ったことは、私も国会議員である以上、今こうして委員会で発言している、事実をお話しさせていただいているわけでありまして、そういうことだと思ふんですね、民主主義社会というのは、様々な価値観を持った人たちが認め合うということです。

こういうことが今現実には日本の国内、東京都で起きているわけでありまして、勝手に敷地内に入ったと、勝手に敷地内に入ったということがいえないと言われれば、これはビラをまいた人たちに全く、全く非がないということではない、それは言えないと思いますが、それでは、そういう意味では気持ち、自衛隊員の人たちの家族とかいろんな気持ち、長官にこれ質問しませんけれども、そういうことだと思います。だからとなって、いきなり逮捕したり、こういうことについては私は行き過ぎだということで、今ここで議論をしておりますこの法案そのものについて、国民の保護法制だと、言論を守りますよ、報道機関は自由ですよ、基本的人権をと言っても、今の小泉政権が、今一例申し上げさせていただきましたけれども、そういうことについては、率直に言って小泉政権というのは言うこととやることが違うんではないかということをあえて指摘をさせていただいているわけでございます。

先ほど、イギリス議会の話は、あえて付け加え

て言わせれば、選挙の話でいえば、近々参議院選挙もございます。これ、やってみなけりやこれも分らないですよ、選挙というのは。多分、良識ある私は国民の方々は、様々、今、今回、通常国会や年金の問題様々ございましたけれども、賢明なる御判断をいただいて、私は小泉政権、小泉さんのやっていること、政権やっているということが極めて問題だということで、多数の国民の方が審判を、ノーという審判を下していただく意味で、民主党として頑張っているということを加えていただきたいというふうに思います。

さて、時間もなくなりました。今回の法案の中で、ジュネーブ諸条約第一、第二追加議定書締結していない、これアメリカが、このことについても衆参でも議論ございました。アメリカがジュネーブ諸条約第一、第二追加議定書を締結していない理由、これは外務大臣からも概略聞いていた、聞いております。日本政府としてもっと積極的に働き掛けるべきではないだろうかということをおえて申し上げさせていただきます。

外務大臣の答弁は、軍事教範に取り込んでゐると。第一追加議定書の規定のうち国際人道法の基本的な原則であるものについては軍事教範に取り込んでゐるんだということを承知をしていますという、こういう答弁でございました。こういうことで満足をされているような答弁だから、それでは私はいけないんじゃないかということをあえて指摘をさせていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○國務大臣(川口順子君) 第一、第二追加議定書、これはジュネーブ諸条約と並びまして国際人道法のその主要な条約であるということでございます。我が国としては、これは非常に重要な意義を持っている国際人道法であるというふうに考えております。

まず、我が国としてこの第一、第二追加議定書を締結すること、これが第一の課題であるというふう zu 思っており、もちろん、その上で、赤十字国際委員会等と協力をしながら、まだこの追

加議定書を締結していない国に対しての働き掛け、これを含めまして、国際人道法の国際的な普及、これについて努力をしていきたいと考えております。

○齋藤勲君 私は、今回のイラク戦争の中で、いわゆる捕虜虐待事件ございました。これは、サミットへ行かれて、総理もこのことをブッシュ大統領と話の中で触れたのかどうか、後ほど時間のある範囲でも差し支えなかったらお聞かせいただきたいと思いますが、国際人道法、私はアメリカというのは軽視をしているという見方に立つんですが、いかがですかね。私は、イラクでのこの捕虜虐待事件を引き起こす要因になっているのではないかとこのように見ざるを得ません。

ですから、我が国自身が両追加議定書の締結を行った後、共同対処を行う相手方であるアメリカの国際人道法の遵守を確かなにすると、確かなものにしていくということは、このアメリカの両追加議定書締結を求める外交上の私は働き掛けを積極的に行うべきだということに思いますが、総理、いかがですか、聞いていて。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、人道上の問題については、国際社会、協力して当然な事やならないものと思っております。

○齋藤勲君 いや、それは総論として結構なんです。結構なんですけれども、第一、第二追加議定書をアメリカ自身が締結していないわけですから、それについての外交の努力を日本側から働き掛けるべきだということを強く申し上げているんですが、じゃ、簡単に、再度、外務大臣。

○外務大臣(川口順子君) 先ほど申しましたように、まだ締結をしていない国、これに対して働き掛けするというふうに申し上げたわけでございます。この中にはもちろんアメリカも締結をしていないわけでございますから、国際社会の中で日本が締結をするという自体、この追加議定書の重要性をますます高めるということになると思えますし、引き続きこの普及については努力をしていきたいというふうに考えております。

○齋藤勲君 努力という言葉は使われるんですけども、やはり我が国はこれで締結していくわけですから、アメリカに対して、具体的事実として先ほど私は捕虜虐待事件、これ、グアンタナモもあるんですよ、基地でもあるんです、これ、イラクだけじゃなくて。もう、これはもう時間ございませぬから申し上げませぬけれども、このアブグレイブ収容所、活動された報道もございませぬ。グアンタナモ基地についてもあります、アメリカそのものは、やっぱりそれは日本政府として強く申し入れるべきだということについて再度申し上げます。

もう一つ、一、二点申し上げさせていただきます。

度々この国会でも、いわゆるICC、国際刑事裁判所の課題が提起をされています。それで、ここではずっとまあ国内法令との整合性について引き続き必要な検討を行っているということになっているんですが、これはずっと答弁も聞いています。引き続き国内法令との関係だということに伺っていますが、そもそもここは、採択とか、今日までもそもそも導入部分というのは日本政府としては相当な努力をした、ところがアメリカというのは後ろを向いた、その途端に日本というのはこの国際刑事裁判所についても足踏み出したというのが多くの私は人たちの見方ではないかと思えますけれども、いつまでだということについて触りました、過日、同僚議員も。次の通常国会でこの国際刑事裁判所についてやっぱりきちんと国内法令を整備すべきではないかというふうに言いました。この答弁については、いつというのは外務大臣おっしゃいませんでしたよね、いつまでというの。検討します、検討しますということだったんですけれども。

総理、この国際刑事裁判所の問題について、外務大臣からあるいは閣内からこの問題について問題認識と、それから国内法令整備をするということについてどの程度の認識ございしますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) このICC、い

わゆる国際刑事裁判所の問題について、我が国としても今鋭意検討を行っているところであります。国際社会における最も深刻な犯罪の発生を防止し、もって国際の平和と安全を維持する観点から、我が国は国際刑事裁判所の設立に向けて努力してきたところでございます。

この国際刑事裁判所規程の締結については、先ほど外務大臣から答弁もございましたけれども、同規程の内容を精査するとともに、国内法令との関係もございします。国内法令との整合性について鋭意必要な検討を行っているところであります。

○齋藤勲君 そういふ答弁をずっと小泉内閣というのには私たちにしている、私たちを通して国民にしているということなんです。

時間があればしようかなと思つたんですが、私は、我が国というのは軽武装、経済国家として歩いていくということを私自身は思っていましたし、そしてこれからは進もうというふうに思っているんですね。国際紛争に武力を頼らないということだと思ふんですね。そのときに何がキーポイントだというふうに総理は思いますか。これから軽武装、経済国家として歩んでいくんだということ、ときに、何が総理としては一番ポイントなんだらうかというふうに、国の進め方としてですね、思いますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 我が国は国際紛争を解決する手段として武力による威嚇、また武力の行使をしないということでありまして、これは今後とも堅持していかねばならない問題だと思っております。

同時に、我が国に対する侵略する勢力があった場合には、断固としてこれを排除しなげやならない。我が国の安全、これは日本一国だけでは不十分であるという観点から、自衛隊の存在と、そしてアメリカとの安保条約締結することによって日本とアメリカとの平和と安全を確保する、そういう我が国の安全と国際的な問題につきましましては、平和的、外交的努力によって解決していく、この方針は今後とも堅持していきたいと思っております。

○齋藤勲君 私は、そのことに加えて、国際社会を国際法理と国際協調、国際法理と国際協調ということで作り上げていくんだということが私はベースにあるべきだと思うんですね。

そういう意味でいうと、経済大国であり続けるという日本の私たちの理念、経済大国であり続けているということは、敵が心を持つていけないうと、あらゆる国と憎悪の関係でずつと行つちやいけないうことに立つ協調と連帯、協調と連帯だと思ふんですね。そうすると、先ほど言った国際刑事裁判所の問題とか、アムネスティ、良心の、この自由の、囚人の問題とか、いろいろもつとたくさんあるんですが、今言っていることと、おっしゃっていることと実際は、残念ながら国際社会と、この国際法理と国際協調で作りに上げていくということについては甚だ心もとないということを言わざるを得ません。

それから、多国籍軍参加問題、午前中の議論、平野達男議員との議論もございました。先ほど平野貞夫議員の言もございました。報道ですと、今日じゅうに与野、与野党じゃないや、与党、与党でこの自衛隊のイラクにおける継続した任務を何か結論を出す、マスコミ報道でいえば自衛隊の参加について今日じゅうに与野の幹部が集まって結論を出すということになっているんですが。

率直に申し上げて、なぜこの会で議論をするといえ、総理自身がアメリカで、国内で与党だとか様々な方に全然ある意味では一つの話し合いもないで、多国籍軍参加、これはマスコミが参加と出した、継続ということを打ち出して、それ以上ない、以下になりました。

元々、今、CPA、これから違いますね、主権移譲になつていく。そういうときに、今の現行法では対応できないところがあるが我々は議論の状況になつていて、それが何か政令ですか、政令だとかいろんな話になつて、現行法でもいいんだとか、いろんな話になつていくんですが、「政府・与党、理屈付け急ぐ」というのが日本経済新聞の昨日の見出しですよ。理屈付け後、急ぐ。結論は先

にある、総理自身は。結論ありき、後から理屈をくっ付けていく。恐縮でございますけれども、与党の皆さん、右往左往、右往左往したつて。安倍幹事長も困りました、古賀前幹事長も困っているというのが新聞どんどん出てくる。

フセイン政権というのは独裁政権であり、金正日さんも独裁政権かも知れないけれども、独裁政権、独裁政権、小泉純一郎さんとは、そこまでは思いませんよ。思いませんけれども、政府・与党、理屈付け急ぐというふうなことになるってありませんか。きちんとした、きちんとした議論をしなければならぬんじゃないですか。法律を作るんなら作る、そういうふうにならなければならぬんじゃないんですか。むしろ、今法律を作るという議論よりも、きつちりと私は撤退をしていくという、そういう道筋を、やはり判断をするということが国際社会、国際法理、国際協調、協調と連帯という立場に立つ私は小泉さんの、首相の日本国リーダーとしての役割だと思えますけれども、これは政権交代しなきゃ無理かなと思いつつも伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 国際協調しなきゃならないといった齋藤議員の発言とはちよつと理解に苦しむんですが、今回は、国連の安保理におきましても、全会一致でイラクの復興支援、加盟国は協力しようということになっているわけでありまして、そして、日本としては今までも、イラクの復興支援のために日本にふさわしい活動をしていくということ、イラク特措法の中で現在でもイラク国内において復興支援活動を行っております。その活動に對しまして、さきのサミットの会議におきましても、イラクの暫定政府の大統領から自衛隊の活動に對して感謝の表明があり、高い評価を下され、今後も是非とも自衛隊の活動を継続していただきたいという要請を私はじめに受けました。

国際社会が一致してこのような状況でイラクの安定した民主政権を作るといことは、それぞれこの国の安定だけでなく、世界の平和と安定に必

要だという観点から、その国にふさわしい活動をする。日本の新聞にはとやかく報道されておりますが、私は日本にふさわしい活動をするということを出言しているわけでありまして。このことについては、今後、与党内始め関係者との理解と協力を得ながら、日本にふさわしい活動をしていきたいと思っております。

○齋藤勲君 これで終わります。

非常に、この参加問題についてはいわゆる法的根拠問題なんですよ、率直に申し上げて、法的根拠問題。そして国際連帯、国際協調の問題なんです。そのことを抜きに、あなたはアメリカでアナウンスをしたんです。だから国内が混乱したんです。

あともう一つ指摘させていただきます。

日本のリーダーシップが発揮されますのは、私は、本来貧困撲滅とか医療の分野じゃないですか。私は、文献を見てびっくりしましたよ。本当は今びつくりしちゃいけないんですが、毎分十一人の子供たちが死んでいく。エイズ、様々な病気で死んでいく。そういう私は、きちんとした日本政府としてはやるべき分野というのはたくさんあるのに、何か、イギリスの例を引用しましたけれども、ブッシュさんの言うことだった何で何でもはいはい、はいはい、はいはい、困ります。率直に言って、リーダーシップをもつという意味で発揮してほしいということをお願いしたいと思っております。

○高野博師君 公明党の高野でございます。

総理、G8サミットの御出席、御苦労さまでございました。私は、それなりの存在感と一定の成果を上げてきたという評価をしておりますが、一方で幾つかの課題も残っているのではないかと考えています。

そこで、まず、これとの関連で北朝鮮の問題、その後イラクの問題、そしてまた有事法制に関して、時間があれば、この三つ、大枠で伺いたいと思います。

日米首脳会談でブッシュ大統領との間で、例の北朝鮮の問題で、ジェンキンスさんの取扱についてはどういってお話だったんでしょうか。先般の委員会でも若干伺いたしたけれども、直接、総理からお伺いしたいと思っております。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ジェンキンス氏との問題につきましては、私からは、北朝鮮でジェンキンス氏との間で交わされたお話を率直に申し上げます。また、日本として、曾我ひとみさんの家族を一日も早く帰国させたいと、そういう中で、曾我さんの場合は他の御家族と違って、御主人がアメリカ人ということもありまして特別の事情があるというお話を申し上げまして、ブッシュ大統領からはアメリカの立場という話がありました。

中身は、今公にすべきものではないと思っております。お互いの信頼関係もございまして。特殊な事情もございまして。しかしながら、日本としては、この問題につきまして日本の考え方を述べ、今後アメリカの理解と協力を得るよう最善の努力をしたいと思っております。

○高野博師君 公にすべきでないということは、この問題についてかなり協議は水面下で進んでいるという理解をさせていただくかと思うんですが、私は、報道だけで見ますと、ブッシュ大統領はやりわりと断りだなど。要するに、脱走犯としての訴追をしないということについては色よい返事はもらえなかったというふうな理解をしておりますが、もし、先般、先月平壤で総理がジェンキンスさんを説得して連れて帰っていらした今ごろどうなっているのかと。

日米間の、これは犯罪人引渡しという観点からいうと、若干のとうか、かなり場合によつては深刻な外交問題になっているおそれもあつたのではないかと承知しておりますが、そういう観点からいいますと、平壤に行くときの根回し、あるいは今回のブッシュ大統領とのこの首脳会談の根回しということについては十分ではなかったのではないかと、私はそういう認識をしておりますが、サブ

イズ外交といえますか、こういう、総理自身がこういう非常にデリケートな問題について直接リスクを負わないような外交のやり方というのは私はあるんじゃないかと、こう思っております。

日米関係を最も大事にする総理が、この正にこういう問題で責任を負われるということがあつては僕にはならないと思っております。

そこで、拉致問題に関してありますが、平壤に行つたときの話の中で、訪朝後、十名の安否不明者については何らかの進展があつたんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 総理が訪朝なさつた後、北朝鮮との間では一定のやり取りは行っております。

ただ、このことについて今この場で、こういうことがありましたとまとめた形で御報告を申し上げるようなことには至っていないということでございます。

○高野博師君 平壤で総理が約束しました二十五万トンのこの食糧支援、それから一千万ドルの医療支援についてありますが、これは逆に私は外交カードとして使えるんじゃないかと、こういうふうな思っております。

というのは、建前は、この帰国した拉致被害者家族の見送りではないと、純粹に人道的な観点から援助をするということになっておりますが、しかし、いつまでに全部これは供与をするという約束はしていないはずでありますから、したがって、先方の出方を見ながら、あるいは八万トンぐらいずつ分けて三回にするとか、あるいは医療支援だけまずやるとかいうようなことをやってもいいんじゃないでしょうか。

この安否の向こうの調査は一体どうなっているんだということでのこのプレッシャーを掛けながらやって、この外交カードとして使つてはどうかというふうな思っておりますが、十人の安否といひまして、恐らく横田めぐみさんとの消息については十分向こうはもう情報は持っているんだと思ひます。それをどうやって引き出すかという

ことでありますから、圧力と対話と言っているわけですから、圧力を掛けるときに今回の支援というものをこれは使ったかどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長(清水達雄君) 川口外務大臣。

○高野博師君 総理。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この食糧支援等の人道支援については、現在、関係国際機関と協議を行っているところであります。具体的にどういう手順でやっていくかというのはまだ決まっておられませんし、私は、これを拉致家族等の問題で見返りとして活用しようということではなくて、人道上の支援として国際機関を通じてやるということでありまして、よく関係国際機関と協議をしていかなきゃならないと思っております。

○高野博師君 人道という観点からあります。拉致された人の人道、人権もあるわけでありまして。したがって、この問題については、そういうある意味でしたたかな駆け引きをしながらのやり取りがあつてもいいんじゃないかと私は思いますが、外務大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) 今、総理がおっしゃられたことに尽きるわけでございますけれども、我々として、この問題については今後、国際機関等々と議論をしながら進めていくということでございます。

それから、拉致の問題も含めて包括的な解決ということを言っておりますが、それがなければ正常化しないし、正常化をしなければ経済協力はないということも我々はきちんと北朝鮮に言っているということでございます。

○高野博師君 先方に誠意が見られないときは援助を中止するというようなこともあり得ると私は思っておりますが、十分そこは検討していただきたいと思っております。

今、包括的な解決とおっしゃいましたが、この北朝鮮の問題については、拉致に劣らず、拉致と同様に核・ミサイルの問題が重要であります。有事法制を急いだ理由はどこにあったかと、一つ

の理由はそこにあつた。あるいは、年間一千数百億も掛けてミサイル防衛、これをやるというのはなぜか。正に近いところにそういう脅威があるからでありますから、そこで、小泉総理が金正日総書記から核の凍結は非核化への第一歩だという言葉を引き出したと、これは非常に重要なポイントだと思ひますが、リビアのカダフィ体制、これもあいう形で核を廃絶するという方向に持つていつているわけですから、そういう例もありますので、核の問題についてもつと日本政府として踏み込んで、この完全廃棄に向けてもつとつと努力ができるのではないかと。

そのためのいろんな外交カードというのはたくさんあるんじゃないか。特定船舶の入港禁止法ばかりじゃなくて、経済援助も含めて、いろんな使い方が私はあるんじゃないかと思うんですが、この核・ミサイルの脅威にさらされたまま日朝の国交正常化というのはあり得ないと思ひますが、念のためここは確認したいと思ひます。総理、お願いします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) この核・ミサイルの問題につきましては、拉致の問題同様、包括的に解決なしに日朝間の国交正常化はあり得ないというところは日朝平壤宣言とありであります。これを今回再度確認したわけであります。北朝鮮側は、核の問題はこれはアメリカとの問題だと言っておりますが、そうではないと。日本にとつても脅威である。また、韓国にとつても中国にとつてもロシアにとつても脅威のあるはずであります。

そういうことから、六者協議の場でもこの核廃棄の問題は重要課題でありますし、今後、関係諸国と日本としても十分連絡を密にして、この六者協議の場において廃棄を働き掛けていかなきゃならないと思っております。

また、今回の会談におきまして、金正日氏は、核の廃棄は、いわゆる非核化というのは目標であるとはつきり話しましたし、同時に、この核の凍結の問題、これは検証を伴うということでありま

すから、私はこういう発言を六者協議の場でもはつきりと北朝鮮側の考えを述べて、核の廃棄することによって国際社会の責任ある一員になることがはるかに北朝鮮の利益になるということを申し上げましたように、今後、日本独自はもちろんです。六者協議の場におきましても各国と連携しながら核廃棄を強く日本としても働き掛けていきたいと思っております。

○高野博師君 北朝鮮の問題では歴史に残る仕事をしていただきたいと期待をしております。

イラク問題について伺いますが、総理はブッシュ大統領との会談で、新国連安保決議案一五四六はアメリカの大義の勝利だと、こういう表現をされたそうありますが、これはどういう意味でしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは、イラクに安定した民主的な政権を作る、これがアメリカの目的のはずだ。このアメリカの大義と善意を理解してもらうために国際協調体制を構築する必要がある。そして、アメリカは世界第一の力を持つていて、政治的にも、経済的にも、軍事的にも。しかし、アメリカが世界最大のパワーであるというところはほとんどの国が認めるにしても、権威は国連の方が上にある。国連をもつと活用すべきだし、国連の関与を強めていくべきだ。そういう観点から、今回、全会一致で、イラクの安定した民主的政権を作るために、開戦の行き違い経緯を乗り越えて、全会一致でイラクに国連加盟国が安定した民主的政権をもたらすために協力しようということがなされたということはいいいことだということでありまして、これはアメリカだけの力ではない、国際社会が協力しなければならぬし、日本としてもふさわしい協力をする。

と同時に、イラクに安定した民主的な政権を作る。このためには、アメリカの力も必要だけれども、アメリカがイラクに安定した民主的政権を作るのではない、国連が作るのではない、G8諸国が作るのではない。基本的には、イラク人自身が自らの国は自らの力で再建するんだという意欲が

ない限り、どの国が支援しても無理だということ。イラクの暫定大統領へも直接話しましたし、中東諸国首脳が集まって、G8サミット諸国が集まって、隣にイラクの暫定大統領がいる席で、イラク人が親米勢力、反米勢力の対立を乗り越えていたいただきたい。宗派間の対立を乗り越えていただきたい。イラク人自身が自分たちの国をつくるんだという意欲を国際社会に発信していただきたい。そうすれば国際社会は進んでイラクの安定した民主的政権に協力するというお話をいたした次第でございます。

○高野博師君 多国籍軍の問題は今朝からずっと議論になっておりますので繰り返してはしませんが、この多国籍軍の目的が治安と安定と、もう一つ人道復興支援ということであるならば、湾岸戦争のときの武力行使とは全然意味が違うわけでありまして、その人道復興支援に関して日本が自衛隊が参加することについては、武力行使と一体にならないということを確認されれば憲法上の問題はないんじゃないか。そういう意味では、日本がこの人道復興支援に積極的に国際社会の一員としてかわつていくというのは重要なことではないかと思ひます。

一つだけ、アフガンの問題の関係でいいますと、アフガンがあれだけテロ特措法で日本も数百億ドルの協力をしながら今どういう現状になっているかと。これは実際にはこの国民の八割以上はもう飢餓に瀕しているような非常に難しい状況にある。しかも、軍閥も割拠しているという状況にある。そして、解放された自由とは一体何かと。あそこでケシの栽培、ヘロインの材料のケシの栽培も今世界の七六％、むしろ復活している。そして、全体としては悪くなっている。アルカイダも全く減っていない、アルカイダの勢力も大きくなっている、こういう難しい問題がある。解放された自由とは暴力の自由だと、そして麻薬の自由だと、売春の自由だと、こういうことであつてはならない。したがって、復興、イラクが同じような形になつてはならない。そういう

意味で、日本は自衛隊ばかりではなくて様々な形で文化協力も含めた、環境も含めたこの包括的な支援の仕方というのはあるんじゃないかと思えます。

そこで、時間がありませんので、中東、拡大中東構想について若干お伺いいたしますが、この政治宣言に日本がかなり積極的に関わった。その中で特にその自主性と多様性という言葉が盛り込んだ。これは日本が努力をしたということでありますが、この中東構想、中東全体を民主化するというのは大変難しい問題がたくさんあると思います。アメリカが中東をテロの温床とみなしている。しかし、したがってイスラム過激派を封じ込めようという、こういう中でアラブ諸国はかなり不信感を持っている面もある。

そもそも、イスラエル・パレスチナ紛争が中東問題の根源にあるとすれば、この拡大中東構想がその解決に資するののかどうかということも問われると思いますし、この地域における各国の利害関係もそれぞれ様々でありまして、植民地時代からのいろんないきさつもありますから、そういう点でも難しい。政治体制も違ふ。もし民主化を過激に、急激に進めると、体制が壊れていくような国も出てくるおそれもある。そうすると、中東が更に不安定と混乱に陥るということもあり得ないことではないかと思ひまして、そういうことも含めまして、あの中東地域の歴史とか、あるいは伝統とか宗教とか、様々な背景にあるものをよく理解した上で民主化を進める必要がある。その意味で、自主性と多様性というのは非常に重要なポイントだと思ひますが、簡単にどう認識されているのか総理の考えを伺いたいと思ひます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 文明の衝突という言葉がありますが、日本とアメリカも六十年前戦争を起こし、お互い敵同士で戦いました。その後、現在では世界の中でも最も友好的な関係を築いております。当時から、キリスト教、仏教、文明といえ、宗教においても習慣においても文化においても日本とアメリカはかなり違つておりま

した。

私は、今回の中東諸国が参加したサミットの中でも、この拡大中東構想、安定した民主的な政権の議論が行われた際に申し上げたんです。イスラム文明とキリスト文明の衝突があるという話があるけれども、その文明の衝突ということで国々が衝突する必要はない。いい例が日本だと。仏教とキリスト教も違うし、習慣も全く違うのに仲良くしているということから、中東が自らの力で民主的な政権を作るためには、それぞれの自主性また文化の多様性を許容して、その国がその国にふさわしい民主的な政権を作るために支援の手を差し伸べるべきだという話をしたわけであります。

これからの、日本は議会制民主主義、イギリスと同じ議院内閣制を取っておりますけれども、政党間の対立とか協力関係は違ひます。選挙の在り方も違ひます。アメリカ大統領制とロシアの大統領制、同じ大統領制を取っているけれども、それぞれ内部は違ひます。そういう点を含めて、私は文明の違ひとか文化、習慣の違ひを乗り越えて各国が協力できるのではないかと。そのために自主性、多様性を尊重すべきだというお話を申し上げました。

○高野博司君 時間がないので、有事関連の関係ですが、法的には整備された、しかしこれから実効性をどうやって保つかという重要な段階に入っていると思ひますが、私は、軍事面だけ強調されている部分が若干あると思ひますんで、多分、有事法制、あるいはイラクへの自衛隊の派遣、ミサイル防衛、いろんな問題ばかりではなくて、そういう万が一が起きないための予防外交あるいは平和戦略、これが必要ではないかと思ひます。

だから、非軍事面での我が国のこの外交戦略、いわゆるソフトパワーをもっと前面に出した、そして平和のメッセージを内外にもっと大きく発信するというのが今の日本にとって必要ではないかということをお願いして、質問を終わります。

○小泉親司君 日本共産党の小泉親司でございます。自民党の小泉純一郎総理大臣に質問をいたし

ます。

私は、まず、有事関連法案に大変密接な関連を持ちますイラクの復興の問題、自衛隊の派兵の問題、この問題について質問させていただきたいと思ひます。

私も日本共産党は、イラクの復興に際しましては、イラクの国民に主権を完全に返還すること、同時に、今のイラクの復興の枠組みは、占領軍の枠組みじゃなくて、国連の主導した、国連が中心になった枠組みに切り替えること、このことを強く要求をして主張してまいりました。

今回、御承知のとおり、国連安全保障理事会、国連安保理で決議がされた。この決議は、イラク国民への完全な主権を返還すること、同時に国連が新政権を作るためのプロセスに重要な関与を行うこと、こういうことが取り決められた。この点、私は大変、国際社会の願い、国際世論の願いを反映したものだというふうに考えております。これがいかに誠実に実行されるか、このことがやはり一番私は肝心なことじゃないかというふうに思ひます。

そこで、総理に幾つかお尋ねをさせていただきます。まず第一は、多国籍軍の問題でございます。決議は、イラクへの主権返還に密接に関連して多国籍軍の権限をどのようにするか、この点が焦点になりました。決議では、多国籍軍に対し、イラクにおける安全と安定を維持するのに役立つあらゆる処置を取る権限を持つと規定しております。同時に、私、この前、今日の午前中の当委員会で、質問でも外務省に、外務大臣にお尋ねしたんですが、米英の攻撃・軍事作戦に対してはイラク側の拒否権が完全に保障されていない、これは外務省もお認めになりました。こうなりますと、これはイラクへの完全な主権の返還という点では極めて重大な私の問題があるというふうに思ひます。

総理にお尋ねいたしますが、この点で私は、イラクの主権が完全に返還する、完全に回復される、こういうふうはこの決議によってできるという、この点は、総理、まずどのようにお考えてございますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは、安保理の今回の決議におきまして、イラクへの完全な主権移譲ということが全会一致で採択されたわけであります。この決議に添付されている二〇〇四年六月五日のイラク暫定首相発の安保理議長あて書簡により伝えられた、多国籍軍の駐留を維持するとの要請を認識していることが添付されております。この決議に添付されている二〇〇四年六月五日の米国防務長官発安保理議長あて書簡に記述されているように、政治移行、特に来る選挙の支援におけるイラクの安定と安全の維持への貢献及びイラクにおける国連の活動に対する安全の提供の努力を継続すると、意向を多国籍軍が有していることを歓迎しているということでありまして、私は暫定政権の意向を十分に尊重しない限りは駐留は継続できないというふうに認識しております。

○小泉親司君 私は、先ほど申し上げましたように、午前中いろいろな議論をしてきた、例えば今度の多国籍軍については、私も一度総理にもお見せしたと思ひますが、これシミタールと、これ連合軍の機関紙、これ連合軍の機関紙ですからどうなるか分かりませんが、この中では、新しい名前になるけれども目標は同じなんだと、つまり、占領軍から多国籍軍に変わるけれども、名前は変わるけれども目標は同じだという報道もある。

そこで、一番の問題は、私は、米英占領軍を、あつ、失礼、米英の軍を中心とした占領軍が多国籍軍として残ること。これまでも、総理も御承知のとおり、私も総理とこの場で様々論戦ややり取りしましたが、これまで占領軍は、例えばファールージャ、これはバグダッドの近郊の町で大変大規模な戦闘が行われた。この中では、イラクの女性や子供たちやお年寄りが大変たくさん亡くなられた。本当に私はこれはひどい事件だというふう

に思っています。同時に、先ほど同僚議員からも議論がありましたようなアブグレイブ、アブグレイブ刑務所での拷問、虐待事件、こういうものも占領軍が起した事件としてもうテレビや新聞でも大変多くの皆さんが知っておられる。こういうやり方占領軍がやってきたことが例えば看板の掛け替えて本当に変わるんだらうか、ここがやはり一番私はこのイラクの復興にとって非常に大きな問題なんじゃないかと私は思います。

ですから、例えば実際多国籍軍が形成されても、これはフランスやドイツやロシアや中国というのは、これは多国籍軍に軍隊を派遣するという、しないという方針は崩していない。スペインの外務大臣も、これはもう既に御承知のとおり撤退をした、外務大臣は、厚い支持ではない、国連決議について厚い支持ではない、多国籍軍について国連が全責任を負っていないから、こういうふうにして、決議でも、決議があっても多国籍軍には再派遣しないという方針だ。

こういう問題について総理は、これ国連軍と多国籍軍が、失礼、多国籍軍とイラク軍が今度の国連決議では様々な安全保障、治安の問題で合意するということになっているんですが、こういうふうな米英占領軍の大変不当な行為、こういう問題を制限できる、こういうふうな規定というのは一体どこにこの国連決議にあるのか。この点、いかがでございますか、総理大臣。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これはイラク暫定政府の大統領もはつきり申し上げているように、イラク暫定政府が国連に対して今の多国籍軍駐留を望んでいると、今後、自衛隊に対しても復興人道支援活動継続を要請しているということであり、私は、その国々によってイラクの安定した民主的政権を作るための協力の仕方があると思っております。

そして、米英軍と日本の自衛隊との活動は当然違つてまいります。日本は、これが、国連の安保理決議の要請の下に形成される多国籍軍に協力するにしても、武力行使を目的とした活動には協力

しませんし、こういう点については今はつきりと関係国にも伝えてあります。これはイラク特措法の範囲内の行動であります。この点につきましては、米英軍もイラクの暫定政府の大統領も首相も十分認識しておりますので、日本は今後とも日本にふさわしい人道支援、復興支援をイラクで継続をしていかなきゃならないと思っております。

○小泉親司君 大分、総理はちよつと誤解をされておられます。私は日本のことなんか一つもしやべつておりません。私は、今の多国籍軍、いわゆる多国籍軍の全体の活動がどう評価すべきなのかと、これがイラク国民の主権を侵害しているんじゃないか、この点を私は総理大臣にお尋ねしているんです。

これ、私、もう大変長々とお話しになりましたが、私もこの時間に限られておりますので。

私は、この点については、問題は、一番問題なのは、占領軍が多国籍軍として残るわけですから、今までの不法な行為、これがやはりきちんと制限されなくちゃいけません。しかし、現実問題として、私はこれまで議論してまいりましたが、イラク側が米英占領軍、米英多国籍軍の様々な活動をチェックすることができない、これは拒否権が存在していませんから。こういう状況があるということ、私は、イラク国民に主権が完全に返還されていない、この点をやはり私は強く指摘をさせて、是非総理、そのことを確認をしておいていただきたいと思っております。

そこで次に、自衛隊の多国籍軍参加問題、ちよつと総理がサミットに行つておる間にこの委員会でも様々な議論がございました。この中で、総理は日米首脳会談で多国籍軍への自衛隊の参加を表明した。総理は記者会見で、「多国籍軍が形成されると思うが、その中で日本としてできること、いわゆる、人道支援、復興支援を継続する方向で検討したい」というふうな述べられたというふうな伝えられておりますが、ブッシュ大統領には総理、どのように言つたんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、サミット

終了後の記者会見におきまして、イラクの復興、安定に向けてどのような活動、支援が日本としてできるかということをお話ししました。その際、「安保理において、全会一致のイラク復興支援に向けた主権移譲に対して新決議が採択された。日本としても今後、日本にふさわしい、イラクに対する人道支援、復興支援の貢献をしたいと思つていふ」というふうな記者会見で発表したのであります。ありますが、そのとおりブッシュ大統領に伝えました。

○小泉親司君 政治ニュースの速報によりますと、与党連絡会議で首相は、多国籍軍の中で日本にふさわしい活動をしたと、こう述べられたと伝えられておりますが、そのとおりでございますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、多国籍軍の中でこういう活動をしたと言つたかどうかは今定かに記憶ありませんが、日本としてふさわしい行動をしたと、そういう多国籍軍が形成されれば私は今の自衛隊の支援活動、それにふさわしい活動をしたと。当然多国籍軍が形成されれば、その中で参加できる道を探っていきたいと思つております。

○小泉親司君 どうも、お話しになったことをよく国民の皆さんに説明していただきたいと思つて、ブッシュ大統領だけに説明したら駄目です。私が言いたいのは、それじゃお尋ねしますが、(資料提示)国連決議、今度の一五四六決議、この決議の中には、総理もよく御存じのように、一つは、多国籍軍は統一した指揮の下に活動をする、二つ目は、多国籍軍はあらゆる必要な処置を取る権限を持つこと、このことは武力行使を含むというふうな外務省の既に見解でございます。

この点は、総理、国連決議については御確認でございますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは確認しておりますが、同時に確認しているのは、日本は多国籍軍に参加しても、この日本の自衛隊は日本の指揮下に入るわけであり、日本の主体性、その

れを持つて活動するわけであり、これははっきりしております。

○小泉親司君 よろしいですか。そうすると、これまでの多国籍軍の見解、これは私も総理ともう二度ほど、御記憶かどうか分かりませんが、二度ほどやつております。

そこで、私、この多国籍軍のこれまでの政府見解というのは、九〇年十月二十六日の見解を取りますと、参加とは司令官の指揮下に入り、その一員として行動すること。それから、参加することとは、国連、多国籍軍の目的・任務が武力行使を伴うものであれば憲法上許されない。こういう見解でございました。

私が実は当委員会五月二十七日に総理に質問しております。その中で総理は何と言つていたか。「日本は国連の決議があれば多国籍軍に参加できる」という解釈も一部にあるようですが、私は、武力行使を目的とする多国籍軍に、日本は、自衛隊であれはいはどのような組織であれ、そのような軍に参加することはしない、明確に言つておられる。となりますと、このように武力行使を含む、よろしいですか、多国籍軍に、なぜ総理、参加できるんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これははつきりさせておかなきゃいけない問題であります。よく聞いてください。

武力行使を目的とする多国籍軍には参加しないんです。しかし、今回、国連決議によって形成される多国籍軍には人道復興支援活動も含まれているわけであり、日本は人道復興支援活動に参加するわけであり、武力行使を目的とする、そういう行動には参加しないということであり、だから、武力行使を目的とする、そういうことではありません。日本は復興支援活動、これに参加するわけであり、(発言する者あり)

○委員長(清水達雄君) ちよつとお静かに願います。

○小泉親司君 何しろ多くの委員の皆さんが言つ

ておりますように、総理、午前中の議論の答弁と総理の答弁は全く違うんですよ。これは政府が全然言っていることが違うんですよ、法制局長官とあなたが言っていることは。

よろしいですか、今までの政府見解は、武力行使を目的とする、よろしいですか、総理、よく聞いてください。武力行使を目的とする多国籍軍であれば、それが例えば人道復興支援を含んでいても、これは武力行使を目的としたら参加できないんだと、こういう解釈だったんですよ。そんなことはこの点から明らかじゃないですか。いや、私は法制局長官に求めておりません。私は……

○委員長(清水達雄君) ちよつと……

○小泉親司君 委員長、私の発言中のごさいます。

私は、これまでもその点について法制局長官とずつとやり合っていましたから、改めて見解聞く意味ありません。

そこで、総理、じゃ、それだったら総理は、今度の国連の決議は明確に多国籍軍は武力行使の目的を持って、このことは御確認されましたね。そうなりますと、それがあつたら参加できるんですか、できないんですか、そこを明確にしたい。これまでの見解を変えられるんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 見解は変わっておりません。

多国籍軍は治安活動に参加します。米英軍は治安活動に参加します。日本は治安活動に参加いたしません。はっきりしています。人道復興支援に参加するんです。何ら問題ない。

○委員長(清水達雄君) 小泉親司君の御発言の中で、法制局長官の答弁の中身についてちよつと差がありますから、法制局長官に、法制局長官、答弁させます。(発言する者あり)

○小泉親司君 いや、委員長、結構でございます。(委員長、おかしいと呼ぶ者あり)

○委員長(清水達雄君) おかしくないよ、それは、いや、違ったことを言っていると言っている

から言っているんだ。

○政府特別補佐人(秋山收君) ただいまの内閣総理大臣の発言、この参加という意味は、私も時々混同して申し上げるんですが、要するに広い意味の、その多国籍軍に加わるという意味でございまして、内閣、今、総理大臣が答弁されましたように政府の見解は何ら変わらないのでございますから、したがって、私が午前中に議論しましたような、厳密な意味で多国籍軍の司令官の指揮の下に入つてその一員として行動するという意味での参加で申し上げた、参加として申し上げたものではないのでございます。

○小泉親司君 じゃ、それではちよつと角度を変えてお尋ねしますが、総理は、先ほど治安活動には参加いたしませんとおっしゃいました。しかし、自衛隊の活動の中には人道復興支援活動と安全確保支援活動というのがございます。これは、支援だといえど支援でございますが、実際にやっていることはどのようなことか。これまで二十数回の安全確保支援活動がありました、これはいわゆる武装米兵を自衛隊が輸送する、こういうことをやっております。こういうことは、実際にこれはほかの国の部隊を輸送するわけですから、ほかの国の指揮がないとこれできないと思うんですが、こういうのもあなたは指揮に入らない、こういう御見解なんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これはもうイラク特措法のときにもいろいろ議論されましたけれども、日本の指揮下に入つてやるんですよ。米軍とか多国籍軍の指揮下に入つてやるんじゃないんです。主體的に日本が、自衛隊、日本の指揮下に入つて活動するんで、これは直接、治安活動とか武力行使を伴う、あるいは目的とするものではない。これははっきりしているんですよ。

○小泉親司君 今度の問題は、総理、自衛隊の指揮下というのは、自衛隊が自分で指揮をするんですから、こんなことは問題ないんですよ。一番問題なのは、多国籍軍と自衛隊の関係がどうなるかと、ここなんです、一番大きな問題は、実際に、

多国籍軍は統一した指揮の下で活動するんだ、武力行使も含むんだと言っている以上、今までの政府見解からしたら全く参加できないことは明らかなんです、総理。私は、こういう形でこれまでの憲法に関する、九条に関する見解をどんどん踏み破っていくというのは私は許されたいと思えます。

しかも、国民の皆さんにこういう問題について具体的に説明しないで、対米契約、公約をどんどんする。対米公約したら今度は与党連絡会議で説明する。国民には何にも説明しない。これは私は大変おかしいことだというふうに思いますよ。その点で、私はこういうやはり憲法破りの政治は認めるわけにはいかない。

特に、私もこの間、テロ特措法の問題、よろしいですか、イラク特措法の問題、こういう問題でも総理と議論してきた。私たちは、この見解についても、これはどういふものかといえど、元々自衛隊の海外派兵なんというのは憲法上認められなかった。ところが、それを、参議院の自衛隊を海外に出さざる決議などを踏み破つて海外に出した。ところが、その理屈としてやったのが、いわゆる参加じゃないんだ、協力なんだという言葉の言わば遊びをやつて、どんなややはり海外に出してアメリカ軍と一緒に活動をするというのは、私は重大な問題だというふうに思います。

その点、総理大臣、もし発言をされるのであれば、私はその点を強く指摘しておきたい。○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは今始まった議論じゃありませんけれども、自衛隊海外に出せば海外派兵だとか、P K O 活動のときにも言われましたよ。それはP K O 活動、当時反対された方でも今賛成しているじゃないですか、平和維持活動。

ます。

○小泉親司君 最後に、私は、こういうやはり憲法の破り、特に憲法を、これまであなたが解釈してきたことまで踏み破つて多国籍軍に参加するというのは言語道断であると。特に、今度の有事法制法案は、こういうイラクのようなアメリカの戦争に協力する法案の具体化でありまして、私どもはこの有事法案については当然廃案にすべきだということを強く訴えまして、私の質問とさせていただきます。

○大田昌秀君 社民党・護憲連合の大田でございます。

総理には、海外出張でさぞかしお疲れでございますが、最後までございますので、よろしくお願いいたします。

さて、北朝鮮の核開発及び拉致問題、あるいはイラクの復興の問題等、我が国の前途には困難な国際問題が山積しておりますが、これらの解決困難な問題をどう平和的に解決していくのか、正に我が国の外交力が問われていると思います。私の考えでは、今はあらゆる方策を講じて平和外交に全力を挙げるときであり、戦争事態を想定した法案を作るときではないと思います。

更に申し上げますと、現代の戦争は、総理もよく御承知のように核戦争でありまして、一瞬にして無数の犠牲者を出すことは明らかであります。戦争となれば、どのように法律を作つても、どのように防衛策を講じても今の近代的な戦争を防ぐことは私は半ば不可能に近いと思っております。言い方を換えましますと、民間人の犠牲者の数というのがおびただしく増えるということとは否定できません。総理もよく御承知のことだと思えます。

先日この場で申し上げましたけれども、第一次大戦のときに職業軍人の犠牲者の数は九五%で、非戦闘員の犠牲者の数は五%でした。それが、第二次大戦、更には朝鮮戦争、ベトナム戦争を経るにつれて民間人の犠牲者の数が次第に増えるようになりまして、今では完全に逆転して、そして職業軍人の犠牲者の数が五%で、民間人の犠牲者

の数が九五%という統計が出ております。

一つの国で九五%の非戦闘員が犠牲になつて、その後に残る、何が残るかといふと、いろいろと考えさせられるわけなんです。例えば、一例、分りやすい例で挙げますと、総理も慰霊祭に参加なさった、沖縄の平和の礎というのがございますが、そこに刻まれている犠牲者の数を見ますと、一番新しいデータで申しますと、四十六都道府県から沖縄戦に参加して犠牲になった職業軍人の犠牲者の数が七万五千九百四十一人なんです、七万五千九百四十一人。それに対して、沖縄の地元の犠牲者の数というのは、もちろん防衛隊なんかも含みますけれども、十四万八千六百十人というふうに、これが事実なんです。

ですから、戦争になると本当に非戦闘員が犠牲になるのはもう避けようもないわけですから、私は、日ごろから総理がよく備えあれば憂いなしとおっしゃいますけれども、何よりも国際紛争を起こさない、もちろん総理も絶えずおっしゃっております、我々は常に国際紛争を起こさないように外交努力を積んでいるんだ、積み重ねているんだとおっしゃっておりますけれども、しかし、紛争が起きてもありとあらゆる努力を傾けて平和的に解決するというのが極めて大事だということと言ふまでもないわけですね。そして、軍事力でもってテロを撲滅することもできないということとはもうだれの目にも明らかであります。

したがって、そういう観点からも、今考えるべきことは、何といつても、有事の備えではなくて、有事とならない備えこそが我々が目指すべき最優先の課題だと思いますが、総理はその点についてどのようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) お話は私も賛成であります。有事にならないような日ごろからの外交努力を始め備えをしておく、これは一番いいことであります。しかし、この世の中何が起るか分かりませんし、現実の国際社会を見れば、有事といふますか、紛争絶え間ない、あるいは最近ではテロ活動等、全く関係ない一般市民まで犠

牲にさせて平然としている勢力が出てきている、社会を混乱させる勢力はどこにあるか分からないといふことを考えますと、有事にならないような努力をするのはこれは当然であります。同時に、もし仮にそういう事態が起こった場合に、法律にのっとってそのような被害を防ぐような対応、いわゆる国民を守るような対応を法治国家として考えていくのはこれはまた当然なことだと思っております。

何もなければいいんですけれども、これは何か一朝事があるというときに備えておくといふことも極めて大事なことであります。

○大田昌秀君 今、総理のおっしゃっている意味が分からないわけでもございせんが、現実の問題として、総理もよく御存じだと思いますが、戦前、似たような有事法制というのが三百以上あったということが記録されております。三百以上の法律を作つて、それでは国民の生命、財産を守れたかという、守れなかったわけですね。

それから、昨日もちよつと防衛庁長官にもお伺いしたんですが、法律を仮に作つて、もしも戦争になつて、その法律を生かせるかと。つまり、法律を守るかという、私は、大変失礼な言い方で、戦争に参加した者として実際に体験したところから申しますと、法律を守つては戦争はできないと、超法規的にならざるを得ないといふことを実感を持つて感じているわけですね。

ですから、そういった意味から、戦争の傷といふのがいかに大きいかという。例えば今、度々沖縄の問題を持ち出して失礼ですが、沖縄ではまだ、この間の沖縄戦で戦死した方々の四千、数千の遺体がまだ未収骨なんです、遺骨がですね。それだけじゃなくて、沖縄戦で米軍が落としたり不発弾の処理、これ毎年億単位の金を使つてやっています。専門家に言わせると、あと五十年から六十年掛かると言われているわけですね、その整理し終わるまでにですね。

さらに、私などが一番胸を痛めているのは戦争後遺症です。つまり、戦争のために心に傷を負つ

て、命は長らえたけれども、ずっと戦後この方六十年近く病院に入ったまま一歩も外へ出ない、社会生活ができない人たちが少なくないわけですね。つまり、今、それだけではなくて、沖縄では多大な犠牲を出したわけじゃなくて、戦争の結果、今総理がよく御存じのように、沖縄には過重な米軍基地があつて、日夜沖縄の人々というのは、生命の危険にさらされているわけではなくて、基地公害に悩まされているわけですね。戦争の後遺症といふのがいかに深く深刻なものかといふのは、沖縄の例を見ればよく分かるわけなんです。

ですから、そういう問題を未解決のまま、また新たに戦争に備える法律を作るといふことに対してはどうしても納得できかねるわけです。ですから、そういった意味で、このような法律は、もちろん自然災害とかそういうものとは全く別だと思ひます、その種の法律というのは私はもちろん必要だと思ひます。

最後に一点だけ、時間がないので総理に直接お伺いしますけれども、この間ブッシュ大統領とお会いされましたけれども、今アメリカは、海外基地を世界的に再編するトランスフォーメーションを実現しつつありますけれども、総理は常々、沖縄の基地が過重だから、それを負担を軽減するために削減するとおっしゃっていますが、ブッシュ大統領とどのようなお話をなさつたんですか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ブッシュ大統領とは、日本の安全のための抑止力、そして沖縄の問題といふますか、沖縄に基地が偏在している、沖縄県民は過重な負担を強いられ、この沖縄の削減問題について、日本としては全体の問題であるから今後とも協議しなきゃならないと。同時に、韓国の在韓米軍の削減の問題と極東全体、この安全保障の問題について話し合ひまして、今言った沖縄の負担軽減も含めて、今後事務当局でよく相談していこう、緊密に連携協力していこうといふ話をいたしました。

○大田昌秀君 具体的に是非とも削減計画をお作りになつていただいて、この基地を減らすという

のは物すごい手続が要りますので、こういう面から是非とも計画をお作りになつていただいて、実質的に削減してくださるようお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

○山本正和君 最後ですので、総理、もう少し頑張つてほしい。

私の国会での質問はこれが最後でございます。それだけに、この国の在り方等も含めて、時間が短いんですけれども、いろいろとお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

私は、日本とアメリカが仲良くする、これは非常にいいと思ひます。総理は、そのために日米間の信頼を築こうと、それについては私は大賛成なんです。ただ、友人であればあるほど、言わなければいけないことがある。本当の仲良しというのは本当のことを言い合ひしなきゃいけないんですね。

私が一番この国会生活ずっと長い間来ておつて思ひのは、なぜアメリカの大統領なりあるいは大統領を辞めた人でもないです、広島、長崎に来てお参りしないんだろうかと。広島、長崎の核爆発の核の爆弾というのは正に非人道的です。あらゆる国際条約の中で、国際戦争の中でも、これぐらい残虐な戦争はないんです。

しかも、あの八月の六日までに日本政府は既にポツダム宣言受諾をめぐつて議論しておつたことはアメリカは知つておるんです。その中で、広島に爆弾を落とすとして、後遺症を含めたら三十万人の人が犠牲になつて、長崎では十数万人の人が犠牲になつて、こういう非人道的なことをしてきたについては、アメリカも本当に日本と仲良くするんなら、あれは悪かつた、私、謝るべきだと思ひます。

日本がパールハーバーに攻めていったことに対して、私もハワイに二、三回行きましてけれども、いつまでも飾つてあつて、日本がこんなひどい目に遭わせたと言ひである。しかも映画では、本当は子供なんかねらつてもいいのに、子供がまる

でねらった、ねらわれたような映画を作っているんですよ、アメリカは。

本当にアメリカが日本と仲良くするんならば、こんな、あのとき、もうお年寄りも女も子供もないんですよ、赤ちゃんも、全部ばしゅとして焼き殺しちゃった。しかも、それから、いいですか、今度は、アメリカの国内で核爆発がいかに怖いかということを示すようにした日本の行為、すべてこれを禁止しているんですよ、アメリカは。

それは、総理がブッシュさんと仲がいいんなら、本当に腹割ってそのことを私は言わなきゃいけないと思うんですよ。日米の本当の信頼というのはそこから生まれてくる。しかし、いまだかつて、戦後、我が日本政府がそのことに対して交渉したという話聞いたことがない、いまだ。

そういう問題について、総理はどうお思いでございますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 過去の日米との敵対関係、それぞれ反省しつつ、現在、将来に向かって友好関係をいかに築いていくかということが極めて重要だと思っております。

現在、日米友好関係の下に、言わば世界の中で日米が協力しながらどのように世界の平和と安定、発展、開発のために協力できるかという関係に発展してまいりました。こういう観点から、過去の経緯、それぞれ反省しつつ、いかに戦争を抑止していくか、お互い、日本だけのことを考えてはいけない、アメリカだけのことを考えてはいけない、国際協調を図りながら、世界の中でそれぞれの国にふさわしい活動を協力しながらやっていくという視点が極めて重要だと認識しております。

○山本正和君 是非言ってくださいよ。ブッシュさん、あなたも在任中に日本へおいでなさいよ、そしてお参りなさいよと、これ私、言っていた。これ、今総理は即答できなくても結構ですから、十分にそこそこはおなかの中に入れていただきたい、こう思いますよ。それから、今度の法案について、実は私は、昨

日だったですか、井上大臣以下に、「戦争を知らない子供たち」という歌があると、その戦争を知らない子供たちがまるで戦争はこんなものだと勝手に思ってたのが今度の国民を保護する法案だと、これ私、昨日言ったんですよ。

なぜそういうことを言うかと。今、大田委員も言われましたけれども、戦争というのはそんな簡単なものでないんですよ。そして、ここに、ところが、この今度、保護法案の目的の中にこんな言葉が入っているんですよ。航空機や船舶により地上部隊が上陸してくるような攻撃。相手が攻めてきて上陸するんですよ。何万上がるか何十万上がるか分からぬですよ。それに対しても対処するという法案だと、こう言うんですよ。

私は、ミサイルが飛んでくる、あるいは不審船がやってきて日本の国土を荒らし回る、あるいは拉致すると、これはけしからぬと思うんですよ。それを排除するために自衛隊には頑張ってもらいたい、きちつとやってほしい、海上保安隊も。それから、天災ですよ。大災害が起こって、地震や雷や津波やそういうことに対してはきちつと備えるだけの、我が国を守る力が私は必要だと思ふ。

今、自衛隊に対して国民が信頼しているのは、そういうよそから妙なものが来たらそれはきつとねじ伏せるだろう、また自衛隊があるから向こうからなかなかミサイルもよう飛ばさぬだろうと、こまでは信頼しているんですよ。しかし、本土の中で自衛隊が敵と、部隊と戦い合うということ想像して自衛隊頑張れと言う人はおらぬです。そうやってくれるなと思っている、国民は皆。だから、それが、これが自衛隊が国内で戦うことまでこの目的にしてあるんですよ。国民を保護すると言っているんですよ。こういうことを言ったらいかぬと私は言うんですよ。

本当に我が国の置かれている状況はどうなのと。それはひょっとしたらミサイルが飛んでくるかもしれない、あるいは訳の分からぬ調略部隊が海岸でうろうろするかもしれない、また国内でひょっとしたら暴動が起こるかもしれない。それを抑えな

きやいかぬでしょう。しかし、敵の軍隊が何万もやってきてこの国に上陸して自衛隊と白兵戦やると。こういう事態はあつてはならない、あつたら、この国が減びるときなんですよ。

私は言いますよ。なぜイラクと日本は違うのかと。イラクは今も、一年、戦争が終わって一年たつても毎日何人も人が死んでいるんですよ、イラクの国民が、子供が、お年寄りが、女の人が。日本は、戦争負けてから一年間の間にありましたが、一遍でもそういうことが。戦争負けたときに日本の国は負けたとはつきり宣言したんです。天皇陛下が耐え難きを耐え、忍びと、こう言われた。それで一遍に国民が守られたんですよ。これが本

当の国民の保護なんです。ところが、軍隊というのは、自分が権力を持った方と負けたと言いたくない。私も実は負けたくない方の一員だったから、満州で二年間残つて国軍の再建ということを裏でやっておつた、日本国軍の再建。軍隊というのはそういうものなんですよ。だから、国土にまで侵略されるような軍隊が来たら、負けているんだ、そのときは、負けたら降参せぬといかぬですよ、当たり前で。それは国民を守る最大のことなんだ。

そういう本当の戦争のことを知らずにこういうものを書いて、国民をみんな守りますよと、こういうことを言うのがこれが国民に対する錯覚を与える。むしろ、そうじゃなしに、小泉内閣がやるべきことは、今の世界情勢をきちんと国民に説明して、我が国における危険な状態はこういう状況です、それに対しては自衛隊はこう対処しますと、そのことを話すべきなんですよ。そのところがどうしても私は政府の今度のこの国民保護法案だと、これ、武力攻撃を受けた場合の国民保護法案と、なぜこういう法律を、しかも私が今こ

で、これはテレビで放送していますから聞いていらつしやる皆さんもおもてると思う。しかし、政府が本当に国内で白兵戦するための備えの法律を作っているというのを何人の国民が知っていますか。それは知事さんと相談したと言っている、井

上さんはね。あるいはいろんな人にも相談したと。あらゆるものをいろいろ情報も取つたと言っている。しかし、本当に国内で白兵戦が起こる場合を想定して政府は真剣になってこういう法案を出しましたと、このことを感じている国民が何人おるか。

先ほど、冒頭の田村委員の御発言もありました。国を守るということは、国民が本気になってみんなで考えなきゃいけない。それを国民に考えさせないでいて、法律だけ作つてよしとするのはこれはもう政府の無責任極まる態度だと私は思う。

私は、この国会議員辞めるに当たって、特にこの法案が出るだけに私は気になって仕方がない、こういうことは。総理はそういうことについて、もう時間がありませんから私だけしゃべってはいけないので、最後に一言、国民の皆さんにこの法案の意味を説明していただきたい。これで質問を終わります。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もとより、法律を作つて犯罪がなくなるかといえそうではありません。法律を作れば戦争がなくなるか、そうでもありません。しかし、日本としてはいざというときに考えて対応していくということは、やっぱり国家の責任だと思ひます。日本はもし攻撃されたらば、アメリカと一緒にその攻撃を防ぐ。日本の攻撃はアメリカも、アメリカへの攻撃とみなすという日米安保条約を締結しております。日本を侵略する勢力は、日本を攻撃すれば日本だけと戦うのではない、アメリカと戦わなければならないという、ここに抑止力があると思ひます。

今回の法律もそれを、あえて抑止力を無視して侵略する勢力があれば、最悪の事態に考えておかなきゃならないのはやっぱり政府の責任ではないでしょうか。これだけで戦争がなくなるとは思っておりません。外交努力、平和努力、各国との敵対関係を協力関係にしようとする外交努力、これも必要だということは御指摘のとおりだと思つて

おります。

○山本正和君 委員長、一言だけ。

もうこれで終わりますが、これは大脇雅子さん、今年で、これで参議院引退します。彼女が自分の小学校一年生のときの戦争の爆撃を受けた中で、お母さんがいないんですね。おばあさんとさまよったときの戦争体験の本です。これ、是非私は総理大臣に読んでいただきたい。そして、絶対にこの国に戦争を起こしてはならないという決意でもって頑張っていたきたい、このことをひとつ要請いたしまして、私の質問を終わります。

○委員長(清水達雄君) 内閣総理大臣は御退席いただいて結構でございます。

○委員長(清水達雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、辻泰弘君が委員を辞任され、その補欠として羽田雄一郎君が選任されました。

○委員長(清水達雄君) お諮りいたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案外九案件につきましては、以上をもって質疑を終局することに賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(清水達雄君) 多数と認めます。よって、十案件の質疑は終局することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小泉親司君 私は、日本共産党を代表して、有事関連七法案とACSA改定案に反対の討論を行います。

まず指摘しなければならぬのは、日本国憲法と国の進路にかかわるこれらの重要法案の採決が十分な審議時間も確保されないまま強行されようとしていることであります。当委員会における質

疑時間はわずか三十一時間、法案が国民生活や地方自治体の権限に重大な影響を及ぼすにもかかわらず、中央、地方の公聴会は一切開催されておられません。このままで採決を強行することは、十分な審議を尽くすべき国会の責務と参議院の権威をないがしろにするもので、断じて容認できないのであります。

第一の反対理由は、法案は国民保護と総くりされていきますが、その内容はアメリカの戦争に協力する仕組みを作る以外の何物でもないからであります。

当委員会の審議でも、一体どのような大規模な侵攻が日本にあるのか、政府は何ら明確にし得ませんでした。その一方、有事関連法案は、米軍支援法、公共施設利用法案など、日本に武力攻撃がない予測事態の段階から米軍に対して無制限、無限定の支援を行う仕組みを作り上げていきます。

これは、政府も認めているように、九七年の日米防衛協力の指針、日米ガイドラインで取り決めた対米支援を完結させるものであります。しかも、日本有事でない、アメリカがアジアで起こす戦争である周辺事態と武力攻撃予測事態が併存することを認めながら、弾薬の提供をどのように切り分けるのか、周辺事態に米軍と武力攻撃予測事態で米軍をどう切り分けるのか、全く明確にならないままであり、このよう重大問題があるながら法案を強行することは断じて容認できません。

また、法案は、アメリカがイラクで行った戦争のような先制攻撃戦略を排除していません。日米共同作戦では、敵地攻撃や核兵器使用まで検討されています。米軍の無制限、無限定の武力行使に道を開き、白紙委任状を与える今回の法案を認めるわけにはいかないものであります。

第二は、法案が米軍への協力に当たって、憲法の基本的人権を侵害する、国民を強制的に動員する内容が随所にちりばめられているからであります。これらの規定は、物資の取用、施設の管理、土地の使用、民間会社やその従業員、国民への動

員に及んでいます。罰則を含めた強制措置も含まれており、これが国民の基本的人権を侵害するものであることは明白であります。

ジュネーブ条約第一、第二追加議定書は、国連憲章によつて戦争が違法化されながらも、現実には発生する武力紛争において紛争犠牲者を保護する国際人道法として積極的な意義を持つものであり、批准に賛成するものであります。しかし、政府がこれを有事法制整備のことにすることは許されません。

今必要なことは、有事法制を作ることではありません。アメリカの戦争協力をやめ、日朝首脳会談に見られるようにアジアの平和の流れを更に大きくするための平和外交を大いに発揮することであり、あります。

アメリカの戦争に日本国民を動員する、憲法違反の有事関連法案の廃案を強く求めて、討論を終ります。

○若林秀樹君 私は、民主党・新緑風会を代表いたします。ただいま議題となりました有事関連七法案、三条約につきまして賛成の立場から討論を行います。

冷戦終結後、我が国が直面する脅威は、テロやゲリラ、不審船の出現、ミサイルの発射など、複雑化、多様化しています。対話と信頼醸成による紛争予防に努めるのは当然としても、安全保障上の危機を回避できないケースも考えられます。また、災害に脆弱な都市の現状を併せて考えれば、緊急事態において国民の被害を最小とするためには、迅速かつ的確な対応が必要なのは論をまちません。

しかし、緊急事態にあつても、国会による民主的統制を徹底し、基本的人権を最大限に尊重するため、法体制を整備しておくことは極めて重要であります。

政府はしばしば超法規的な対応を取る誘惑に駆られますが、そのような措置が取られないように、我々民主党は国民の立場に立つて国会審議に臨んでまいりました。特に、憲法に緊急事態に関する

規定がないことから、昨年成立した武力攻撃事態対処法等の適用に当たって、憲法を補完するものとして基本法が必要であると主張し、来年の常会におきまして緊急事態基本法の制定が与党との間で合意することができました。

また、国民保護法案等に対して修正案を提出していましたが、これも与党との修正協議の結果、緊急対処事態の武力攻撃事態対処法への位置付け、緊急対処事態の国会事後承認、国会議決による緊急対処措置の終了など、政府案で不十分であった諸点について、民主党の主張を反映させた大幅な修正が衆議院で行われました。参議院の審議におきましては、特にジュネーブ条約の趣旨や基本的人権を尊重する立場から厳しい問題の指摘があり、またイラク等でアメリカによる捕虜虐待が明らかになりましたが、捕虜の適正な扱い及び有事における戦傷病者等の適正な扱いについて、日本がジュネーブ条約等を批准し、関連法を適用するに当たっては、重い責任を負うことになることを強調したいと思ひます。

私は、政府・与党が緊急事態基本法に関する合意や今回の有事関連法案・条約の成立が有する意味を真摯に受け止めるだけでなく、民主党との合意や国際的、国内的な義務を果たしていく覚悟と今後の厳格な運用に重い責任を負ったことをここで重ねて強調します。

民主党は、我が国の緊急事態に際して、我が国が適切かつ効果的に対処することができるよう、今後にも必要な法制、態勢の整備などに全力で取り組んでいくことを約束して、民主党・新緑風会を代表しての賛成討論を終わります。

○大田昌秀君 私は、社民党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました有事関連法案に反対する立場から意見を申し述べます。

反対する第一の理由は、これらの有事関連法案は、どのように言い繕おうとも戦争法制であり、恒久平和を志向する日本国憲法に明らかに違反するからであります。

改めて指摘するまでもなく、敗戦後、日本国民

は、憲法に明記されているとおり、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、自らの安全と生存を保持することを決意したのであります。それにもかかわらず、これらの有事関連法案が通ると、日本は、これまでの戦争のできない国から戦争のできる国に根本から変わってしまします。なぜなら、これらの法案は、さきに成立した武力攻撃事態法を含む有事関連三法を實際に戦争が効果的に行えるようにするため具体的に整備し、戦争法制体系を完結させるものにはかならないからであります。

しかも、有事法制は、基本的構造において、国家の優越と人権の軽視、危機に対する武力中心の対応、国民生活の全面的統制志向などの点で大日本帝国憲法下の国家緊急権的思想や戒厳令、あるいは国家総動員法の発想とほとんど異なるものではありません。あまつさえ、今回の有事法案は、日本有事だけに限らず、先行法規の周辺事態法とも連動して米国の戦争への協力が優先課題となっています。その結果、今や政府は、イラク人道復興支援に名をかりて自衛隊をイラクに派兵しているだけでなく、国会へ諮ることさえしないままイラクの多国籍軍への協力まで表明している始末です。これは、憲法が禁じている集団的自衛権に道を開く暴挙と言わねばなりません。

これらの政府の行為がいかに憲法第九条の戦争放棄、戦力及び交戦権の否認に反し、かつまた憲法第十一条の基本的人権の享有の規定をじゅうりんするものであるかはだれの目にも明らかです。いわゆる中東問題が如実に物語っているように、武力で平和を作り出すこともできません。戦争でテロを撲滅することも不可能なことは周知の事実です。

私は、国権の最高議決機関たる国会の一員として、憲法第九十九条の憲法尊重擁護義務を果たす上からも、さらには身をもって戦争の地獄を体験した者として、有事関連法案には到底賛同することはできません。強く廃案を主張して反対討論と

します。

○高野博師君 私は、自由民主党、公明党を代表して、議題となっております武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案を始めることと、いわゆる有事関連七法案及び三約について、賛成の立場から討論を行います。

我が国の平和と独立、そして国民の安全を守るため、万が一に備えた法体系を整備しておくことは法治国家として当然であります。この意味で、昨年六月に武力攻撃事態対処法が成立したことは画期的であったと思います。

緊急事態に適切な対応を取り得る態勢を平時から整えておくことは政治の責務であります。

今回の有事関連七法案・三約は、我が国に対する武力攻撃という国家の緊急事態への対処について具体的な内容を定めたものであります。すなわち、我が国に対する外部からの武力攻撃等、国家の有事に際して国民の生命、財産を保護することと政府の責務であり、非常事態の場合であつても憲法が保障する基本的人権の確保は極めて重要であります。

この点を踏まえ、国民保護法案は、国民の避難、誘導、救援など国民の保護のための措置を的確、迅速に実施するための重要な不可欠の法案だと認識しております。

今後は、これらの関連法案の実効性を確保するために、政府関係各機関はもとより、地方自治体や国民の理解と協力を得るための具体的な施策、行動がなされなければなりません。

また一方で、武力攻撃等を未然に防ぐために、平和外交をなお一層積極的に展開していかなくてはならないと考えます。

なお、有事関連諸法案とは別に、自由民主党、公明党及び民主党の間では、大規模テロや自然災害等も含めて、有事に際して国としての対応、対処を行うための緊急事態基本法制定の必要性について合意しているところであります。

国家の緊急事態への態勢整備は、今述べた緊急事態基本法の制定も含め、着々と進められている

のでありますが、政府に対し、法案成立後、国家の緊急事態に遺漏なく対処できるよう万全の危機管理態勢構築のための不断の努力を要請し、関連法案に対する賛成討論を終わります。

○委員長(清水達雄君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

(賛成者起立)

○委員長(清水達雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、齋藤君から発言を求められておりますので、これを許します。齋藤勤君。

○齋藤勤君 私は、ただいま可決されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たって次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、指定公共機関及び指定地方公共機関が「国民の保護に関する業務計画」を作成するに当たっては、指定公共機関等において業務計画の下で業務に従事する者等の意見を聴取する機会が確保されるよう配慮すること。

二、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置については、放送の自律を保障することに より、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。

三、緊急事態においても基本的人権が最大限尊重されるとともに、国民の権利利益の迅速な

救済が図られるよう、本法施行後一年を目途として、その手続や文書の適正な管理などの在り方について必要な検討を行い、その結果に基づき、適切な体制の整備等必要な措置を講ずること。

四、都道府県国民保護協議会及び市町村国民保護協議会については、その設置に当たり、それぞれの都道府県防災会議及び市町村防災会議と一体的かつ円滑な運営を可能とするために必要な検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

五、「国民の保護に関する基本指針」を策定するに当たっては、国民の保護のための措置の実施主体である地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、並びに国民の意見を幅広く聴取すること。

六、国民の保護のための措置の確実な実施が確保されるよう、地方の実情に配慮しつつ適切な支援を行うとともに、国・地方公共団体間の十分な連携体制を整備すること。

七、武力攻撃事態、緊急対処事態等における惨禍をできる限り軽減し、その被害を最小限にするため、国際人道法の精神等を踏まえ、自衛・共助の精神に基づく民間の仕組みを含め、実効性のある施策を検討すべきこと。

八、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置が適切かつ迅速に実施されるよう、武力攻撃を排除するためにとられる合衆国軍隊の行動につき我が国の法令が最大限尊重されることを担保すべく、日米協力についての透明性を更に高めるとともに、日米地位協定につき全般的な検証を行うべきこと。

九、緊急事態に迅速かつ適切に対処するため、官邸機能の強化と既存の組織の見直しを進めるとともに、危機管理の効果的な実施体制を担保する組織を整えること。

右決議す。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

る。アメリカの戦争に協力しないこと。

第三六二八号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 横浜市港南区上永谷三ノ九ノ三

紹介議員 武藤万佐子 外百七十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六二九号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 東京都足立区小台二ノ一四ノ七

伊沢ゆう子 外百七十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六三〇号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 千葉市中央区川戸町三二九ノ二四

藤岡みよ子 外百七十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六三一号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 千葉県八街市八街ヘノ一九九 中

島敏一 外百七十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六三二号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 神奈川県厚木市緑ヶ丘五ノ一六ノ

二三 佐藤道子 外百七十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六三三号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 東京都文京区千駄木三ノ四一ノ八

紹介議員 緒方 靖夫君

佐野久子 外百七十九名

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六三四号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 神奈川県大和市西鶴間二ノ二六ノ

一ノ一二三 豊留かおり 外百七十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六三五号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 千葉県松戸市西馬橋五ノ三三

佐藤ヨシ子 外百七十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六三六号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 横浜市港南区芹が谷一ノ三〇ノ一

六 宮川明美 外百七十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六三七号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 千葉県松戸市金ヶ作五八ノ二二

大堀悦子 外百七十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六三八号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 埼玉県本庄市東台二ノ一ノ六 増

田秀子 外百七十九名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六三九号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 東京都新宿区中井一ノ一三ノ六

山田登美子 外百七十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六四〇号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 東京都世田谷区北島山四ノ四〇ノ

二七 依田節子 外百七十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六四一号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 神奈川県厚木市鳶尾一ノ二七ノ一

八 水谷節子 外百七十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六四二号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台四ノ二〇ノ

一一 齊藤珠摩子 外百七十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六四三号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 横浜市港北区大戸町四八〇ノ一

片桐節子 外百七十九名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六四四号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 埼玉県加須市川口三ノ二〇ノ三

山口ヒデ 外百七十九名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六四五号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 埼玉県加須市久下一、七五六ノ一

三 五十嵐正子 外百七十九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六四六号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 埼玉県新座市西堀二ノ七ノ二一

半田たつ子 外百七十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三六二七号と同じである。

第三六四八号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 東京都豊島区目白四ノ一四ノ八

松井輝夫 外二名

紹介議員 中島 章夫君

この請願の趣旨は、第二八〇二号と同じである。

第三六四九号 平成十六年六月四日受理
自衛隊のイラクからの撤退等に関する請願

請願者 埼玉県三郷市谷口一六八ノ二ノ二

石川智也 外四名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第二八〇二号と同じである。

第三六六〇号 平成十六年六月四日受理
米軍支援法案、国民統制(保護)法案を始めとする

有事関連法案反対に関する請願

請願者 横浜市中区本郷町三ノ二五二 平

田喜代子 外十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第三四三〇号と同じである。

第三六六一号 平成十六年六月四日受理

有事関連法案の廃案に関する請願

請願者 川崎市川崎区浅田一ノ五ノ八 高橋幸代 外二千五百九十五名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第三四四二号と同じである。

第三六九〇号 平成十六年六月四日受理

イラク派兵反対、自衛隊の撤退に関する請願

請願者 さいたま市見沼区島町一、二〇二ノ九 石本由雄 外千五百四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二三五一号と同じである。

第三七七一号 平成十六年六月七日受理

イラク派兵反対、自衛隊の撤退に関する請願

請願者 北海道砂川市晴見二条北九ノ一ノ八 木村郁子 外一万七千六百十五名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三五一号と同じである。

第三七七二号 平成十六年六月七日受理

イラク派兵反対、自衛隊の撤退に関する請願

請願者 東京都杉並区下高井戸四ノ一五ノ一二 福田尚子 外九千九百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二三五一号と同じである。

第三七七三号 平成十六年六月七日受理

イラク派兵反対、自衛隊の撤退に関する請願

請願者 山口県玖珂郡玖珂町五、四二四ノ一二 中村孝 外九千九百九十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二三五一号と同じである。

第三七七四号 平成十六年六月七日受理

イラク派兵反対、自衛隊の撤退に関する請願

請願者 山口県防府市大字田島一、九七五荒瀬正伸 外九千九百九十九名

紹介議員 吉岡 古典君

この請願の趣旨は、第二三五一号と同じである。

第三七七五号 平成十六年六月七日受理

イラク派兵反対、自衛隊の撤退に関する請願

請願者 山口県周南市中囃町九ノ三 中村修志 外九千九百九十九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二三五一号と同じである。

第三七七六号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 山口県古郡小郡町大字下郷七二九 尾崎弘宗 外九千九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七七七号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 山口県光市虹ヶ丘七ノ一六ノ二一 高松認 外九千九百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七七八号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 山口県柳井市新庄二、七五六ノ八 中野智樹 外九千九百九十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七七九号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 山口県周南市瀬戸見町八ノ二一 中野周子 外九千九百九十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七八〇号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 山口県防府市下右田七四ノ一 戸嶋慈 外九千九百九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七八一号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 高知県宿毛市和田三、九四五ノ八 四 浅木富子 外九千九百九十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七八二号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 高知市福井町一、二六ノ五三 片山肇 外九千九百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七八三号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 高知市上本宮町二二 小谷幸夫 外九千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七八四号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 高知市みづき一ノ三三〇ノ一七 石田麻希子 外九千九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七八五号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 高知県幡多郡大方町入野一、五五三 戸田公子 外九千九百九十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七八六号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 高知県中村市入田三、五九二 林利春 外九千九百九十九名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七八七号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 栃木県今市市今市一五三ノ六 中村公一 外九千九百九十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七八八号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 山口県熊毛郡布施町波野七六 宇賀一治 外九千九百九十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七八九号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 山口県防府市大字新田四九五ノ八 中藤豊広 外九千九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七九〇号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願

請願者 神奈川県中郡二宮町富士見が丘一ノ七ノ二二 伊藤本子 外九千九百九十九名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七九一号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願
請願者 山口県柳井市山根八ノ二九 河野

紹介議員 江津子 外九十九名
八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七九二号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願
請願者 広島市東区二葉の里三ノ五ノ三ノ

紹介議員 四〇五 西上原誠 外九十九名
林 紀子君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七九三号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願
請願者 山口県柳井市大字柳井二、〇〇七

紹介議員 松岡寿満子 外九十九名
宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七九四号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願
請願者 山口県周南市大字久米三、一一〇

紹介議員 ノ一七 石井晴美 外九十九名
吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三七九五号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの速やかな撤退に関する請願
請願者 栃木県今市市瀬川一、三七六 広

紹介議員 川周作 外九十九名
吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。

第三八七〇号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの撤退に関する請願

請願者 東京都江戸川区東葛西一ノ五ノ一
秋本ヒロミ 外二名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第二八〇二号と同じである。

第三八七一号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの撤退に関する請願
請願者 東京都大田区北糀谷一ノ一九ノ六

紹介議員 ノ三〇三 加藤寿子 外二名
千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二八〇二号と同じである。

第三八七二号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラクからの撤退に関する請願
請願者 東京都豊島区南大塚二ノ三三ノ一

紹介議員 ○ 鈴木篤 外三名
齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第二八〇二号と同じである。

第三八七三号 平成十六年六月七日受理

イラク攻撃反対、有事関連法案の廃案に関する請願
請願者 大阪府摂津市正雀本町一ノ二八ノ

紹介議員 一六 武元清美 外百十六名
宮本 岳志君

アメリカのイラク攻撃は、多くの罪のない市民を犠牲にする道理のない戦争である。それは国連憲章を始めとする国際平和秩序を乱暴にじゅうりんする暴挙である。世界の多くの政府と国民が反対している。
ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 1 戦争を禁じた憲法を持つ日本の政府としてイラク攻撃に反対すること。
- 2 この戦争には、一切協力しないこと。
- 3 有事関連法案を廃案にすること。

第三八七四号 平成十六年六月七日受理

自衛隊のイラク派兵をやめることに関する請願

請願者 東京都品川区南大井三ノ二〇ノ六
ノ三〇三 鈴木聡子 外九名

紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第三八七五号 平成十六年六月七日受理

有事関連法案の廃案に関する請願
請願者 島根県安来市西赤江町二三 田中

紹介議員 要 外二千五百五十六名
山本 正和君

この請願の趣旨は、第三四四二号と同じである。

第二十二部

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会会議録第十八号 平成十六年六月十四日【参議院】

四〇

平成十六年六月二十三日印刷

平成十六年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局